

令和 3 年度版

(令和 2 年度実績)

# 宮崎市国民健康保険の概要



宮崎市

※グラフについては、四捨五入により 100%とならない場合があります。

# 目 次

## 財政状況

1	令和3年度当初予算総括表	2
2	令和2年度予算決算総括表	4
3	年度別決算状況(事業年報)	6
4	令和2年度決算状況(事業年報)	8
5	保険給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金及び事業費納付金の年度別推移	8
6	国民健康保険運営基金の状況	9

## 被保険者(加入者)の状況

1	国民健康保険被保険者(加入者)の状況	10
2	年齢区分別被保険者(加入者)状況	11
3	所得段階別世帯数、被保険者の状況	12

## 医療費(保険給付)の状況

1	保険給付の概要	13
2	医療費の状況	14
3	療養の給付等の状況	15
4	療養費の状況	20
5	高額療養費の状況	21
6	その他の給付の状況	21
7	医療費適正化の取組	22

## 保健事業の状況

1	特定健康診査及び特定保健指導	23
2	はり・きゅう・あんま助成事業	24

## 国民健康保険税の状況

1	保険税の概要と税率等の推移	25
2	保険税賦課状況(賦課確定時)	27
3	保険税の収納状況	30

## 関係資料

1	宮崎市国民健康保険事業の沿革	36
2	宮崎市国民健康保険事業の事務機構	47
3	宮崎市国民健康保険運営協議会	48
4	国民健康保険事業状況報告書(事業年報)	49
5	関係条例規則等	63
	宮崎市国民健康保険条例	63
	宮崎市国民健康保険規則	68
	宮崎市国民健康保険税条例	70
	宮崎市国民健康保険税の減免に関する規則	91
	宮崎市国民健康保険運営基金条例	94
	宮崎市国民健康保険はり・きゅう・あんま施術規則	95

1 令和3年度当初予算総括表

(単位:千円、%)

科目	令和3年度			令和2年度
	当初予算額(1)	構成比	増減額(1)-(2)	当初予算額(2)
<b>国民健康保険税</b>	7,498,691	17.5	△ 661,697	8,160,388
医療給付費分	5,196,401	12.1	△ 442,930	5,639,331
後期高齢者支援金分	1,741,947	4.1	△ 149,685	1,891,632
介護納付金分	560,343	1.3	△ 69,082	629,425
<b>一部負担金</b>	4	0.0	0	4
<b>使用料及び手数料</b>	8,011	0.0	△ 519	8,530
<b>国庫支出金</b>	11,000	0.0	△ 19,640	30,640
<b>県支出金</b>	31,140,403	72.5	△ 234,709	31,375,112
普通交付金	30,490,660	71.0	△ 1,200	30,491,860
保険者努力支援分	179,282	0.4	8,940	170,342
特別調整交付金分	218,306	0.5	△ 203,323	421,629
県繰入金(2号分)	164,167	0.4	△ 27,332	191,499
特定健康診査等負担金分	87,988	0.2	△ 11,794	99,782
<b>財産収入</b>	1,069	0.0	852	217
<b>繰入金</b>	4,196,345	9.8	△ 377,314	4,573,659
一般会計繰入金	4,042,556	9.4	△ 188,157	4,230,713
保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	1,670,799	3.9	△ 45,908	1,716,707
保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	879,773	2.0	△ 15,747	895,520
職員給与費等繰入金	664,547	1.5	△ 26,717	691,264
出産育児一時金等繰入金	100,587	0.2	△ 8,400	108,987
財政安定化支援事業繰入金	573,823	1.3	△ 66,357	640,180
その他の一般会計繰入金	153,027	0.4	△ 25,028	178,055
後期特別会計繰入金	4,789	0.0	△ 433	5,222
運営基金繰入金	149,000	0.3	△ 188,724	337,724
<b>繰越金</b>	1	0.0	0	1
<b>諸収入</b>	74,476	0.2	7,027	67,449
合計	42,930,000	100.0	△ 1,286,000	44,216,000

※端数処理(表示単位未満四捨五入)により数値に整合しない部分がある。

**国民健康保険税**  
国民健康保険事業費納付金等の財源として、所要額を算定。令和2年度に税率改定。

**県支出金**  
普通交付金  
平成30年度から導入された国保の都道府県単位化によって、市町村の保険給付費等の財源として県から交付されるもの。  
保険者努力支援分  
国が示す評価指標に基づき実績に応じて交付されるもの。  
県繰入金(2号分)  
資格管理・給付の適正化、保健事業等に対し県から交付されるもの。

**繰入金**  
保険基盤安定繰入金  
保険税負担の緩和を図るための繰出し。保険税軽減相当分や低所得者を多く抱える保険者に対し助成される支援分を繰入れる。  
出産育児一時金等繰入金  
出産育児一時金歳出額の3分の2を繰入れるもの。  
運営基金繰入金  
国保事業の円滑な運営を図るために保有している運営基金より歳入不足分について繰入れを行うもの。

## 【歳出】

(単位:千円、%)

科目	令和3年度			令和2年度
	当初予算額(1)	構成比	増減額(1)-(2)	当初予算額(2)
<b>総務費</b>	693,731	1.6	△ 52,760	746,491
職員給与費	368,154	0.9	△ 19,607	387,761
事務費	325,577	0.8	△ 33,153	358,730
<b>保険給付費</b>	30,734,707	71.6	△ 12,041	30,746,748
療養諸費	26,614,716	62.0	1,198	26,613,518
療養給付費	26,300,500	61.3	△ 510	26,301,010
療養費	231,050	0.5	△ 50	231,100
審査支払手数料	83,166	0.2	1,758	81,408
高額療養費	3,959,000	9.2	△ 600	3,959,600
高額療養費	3,955,500	9.2	△ 500	3,956,000
高額介護合算療養費	3,500	0.0	△ 100	3,600
出産育児諸費	150,880	0.4	△ 12,600	163,480
葬祭諸費	10,000	0.0	0	10,000
移送費	110	0.0	△ 40	150
傷病手当金	1	0.0	1	0
<b>国民健康保険事業費納付金</b>	11,072,637	25.8	△ 1,218,644	12,291,281
医療給付費分	7,664,541	17.9	△ 1,292,754	8,957,295
後期高齢者支援金等分	2,448,864	5.7	△ 67,414	2,516,278
介護納付金分	959,232	2.2	141,524	817,708
<b>保健事業費</b>	339,489	0.8	△ 2,742	342,231
特定健診・特定保健指導事業	249,920	0.6	△ 11,146	261,066
特定健診定着化事業	15,434	0.0	1,331	14,103
生活習慣病重症化予防事業	624	0.0	△ 167	791
適正服薬促進事業	7,240	0.0	7,240	0
その他の給付費	66,271	0.2	0	66,271
<b>基金積立金</b>	1,069	0.0	852	217
<b>公債費</b>	160	0.0	0	160
<b>諸支出金</b>	67,115	0.2	△ 518	67,633
還付金	41,500	0.1	△ 1,500	43,000
償還金	24,532	0.1	980	23,552
還付加算金	1,030	0.0	0	1,030
直営診療施設勘定繰出金	53	0.0	2	51
<b>予備費</b>	21,092	0.0	△ 147	21,239
合計	42,930,000	100.0	△ 1,286,000	44,216,000

**総務費**

職員の給与のほか、医療費適正化特別対策事業及びジェネリック医薬品使用促進事業等に係る費用。

**保険給付費**

被保険者の疾病、負傷、出産、死亡の保険事故に対する給付費。法定給付（療養の給付等とその他の給付）と任意給付（傷病手当金の支給等）がある。

**国民健康保険事業費納付金**

国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、都道府県が市町村から徴収する負担金。

**保健事業費**

特定健康診査事業等に関して、被保険者が支出する費用。

※端数処理(表示単位未満四捨五入)により数値に整合しない部分がある。

## 2 令和2年度予算決算総括表

【歳入】

(単位:円)

科目	令和2年度				令和元年度 決算額(参考)
	当初予算額	最終予算額①	決算額②	増減額②-①	
<b>国民健康保険税</b>	8,160,388,000	8,223,625,000	8,211,136,814	△ 12,488,186	7,669,808,578
医療給付費分	5,639,331,000	5,697,619,000	5,687,884,848	△ 9,734,152	5,081,816,803
後期高齢者支援金分	1,891,632,000	1,903,432,000	1,905,096,067	1,664,067	1,937,165,200
介護納付金分	629,425,000	622,574,000	618,155,899	△ 4,418,101	650,826,575
<b>一部負担金</b>	4,000	4,000	0	△ 4,000	0
<b>使用料及び手数料</b>	8,530,000	7,990,000	6,951,003	△ 1,038,997	8,064,643
<b>国庫支出金</b>	30,640,000	58,714,000	57,672,000	△ 1,042,000	5,304,000
国民健康保険災害臨時特例補助金	0	28,074,000	27,032,000	△ 1,042,000	640,000
国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金	0	0	0	0	1,408,000
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	30,640,000	30,640,000	30,640,000	0	3,256,000
<b>県支出金</b>	31,375,112,000	30,599,916,000	28,677,213,542	△ 1,922,702,458	30,407,883,522
普通交付金	30,491,860,000	29,736,850,000	27,799,414,542	△ 1,937,435,458	29,506,871,522
保険者努力支援分	170,342,000	170,342,000	188,342,000	18,000,000	178,324,000
特別調整交付金分	421,629,000	421,629,000	399,326,000	△ 22,303,000	473,761,000
県繰入金(2号分)	191,499,000	191,499,000	207,685,000	16,186,000	164,167,000
特定健康診査等負担分	99,782,000	79,596,000	82,446,000	2,850,000	84,760,000
<b>財産収入</b>	217,000	217,000	216,830	△ 170	204,672
<b>繰入金</b>	4,573,659,000	4,471,236,000	4,329,694,308	△ 141,541,692	4,326,023,702
一般会計繰入金	4,230,713,000	4,188,701,000	4,140,462,104	△ 48,238,896	4,051,719,823
保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	1,716,707,000	1,714,293,000	1,714,293,040	40	1,575,406,721
保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	895,520,000	902,675,000	902,674,112	△ 888	824,422,101
職員給与費等繰入金	691,264,000	685,776,000	651,637,555	△ 34,138,445	653,888,494
出産育児一時金等繰入金	108,987,000	108,987,000	94,888,397	△ 14,098,603	95,737,507
財政安定化支援事業繰入金	640,180,000	598,915,000	598,914,000	△ 1,000	670,739,000
その他の一般会計繰入金	178,055,000	178,055,000	178,055,000	0	231,526,000
後期特別会計繰入金	5,222,000	4,458,000	4,232,204	△ 225,796	4,303,879
運営基金繰入金	337,724,000	278,077,000	185,000,000	△ 93,077,000	270,000,000
<b>繰越金</b>	1,000	47,681,000	47,681,182	182	589,972,560
<b>諸収入</b>	67,449,000	83,611,000	125,153,616	41,542,616	87,688,099
<b>合 計</b>	44,216,000,000	43,492,994,000	41,455,719,295	△ 2,037,274,705	43,094,949,776



### 3 年度別決算状況(事業年報)

#### 【歳入】

(単位:千円、%)

		平成28年度 決算額	平成29年度 決算額	平成30年度 決算額	令和元年度		令和2年度			
					決算額	構成比	決算額	構成比	伸率	
国民健康 保険税	一般	医療給付費分	6,440,946	6,353,254	5,177,331	5,071,764	11.8	5,683,621	13.7	12.1
		後期高齢者支援金分	1,776,887	1,756,865	1,965,039	1,933,960	4.5	1,903,859	4.6	△ 1.6
		介護納付金分	754,845	744,090	661,990	648,061	1.5	617,091	1.5	△ 4.8
	退職	医療給付費分	191,364	94,731	33,255	10,053	0.0	4,264	0.0	△ 57.6
		後期高齢者支援金分	52,681	25,952	12,155	3,205	0.0	1,237	0.0	△ 61.4
		介護納付金分	55,629	26,960	10,050	2,766	0.0	1,064	0.0	△ 61.5
計		9,272,353	9,001,853	7,859,820	7,669,809	17.8	8,211,137	19.8	7.1	
国庫支 出金	事務費負担金	0	0	0	0	-	0	-	-	
	療養給付費等負担金	8,010,810	8,018,002	0	0	-	0	-	-	
	高額医療費共同事業負担金	325,356	235,800	0	0	-	0	-	-	
	特定健康診査等負担金	37,047	34,846	0	0	-	0	-	-	
	普通調整交付金	3,241,803	2,948,254	0	0	-	0	-	-	
	特別調整交付金	834,807	921,452	0	0	-	0	-	-	
	その他	4,266	20,548	462	5,304	0.0	57,672	0.1	987.3	
計		12,454,089	12,178,902	462	5,304	0.0	57,672	0.1	987.3	
療養給付費等交付金		1,254,164	739,734	19,276	0	-	0	-	-	
前期高齢者交付金		10,250,313	11,209,182	0	0	-	0	-	-	
都道府 県支 出金	普通交付金	0	0	29,155,335	29,506,872	68.5	27,799,415	67.1	△ 5.8	
	高額医療費共同事業負担金	325,356	235,800	0	0	-	0	-	-	
	特定健康診査等負担金	36,769	34,846	69,896	84,760	0.2	82,446	0.2	△ 2.7	
	第一号都道府県調整交付金	1,867,339	1,811,299	0	0	-	0	-	-	
	都道府県繰入金(2号分)	184,166	177,737	117,280	164,167	0.4	207,685	0.5	26.5	
	保険者努力支援分	0	0	204,690	178,324	0.4	188,342	0.5	5.6	
	特別調整交付金分	0	0	436,727	473,761	1.1	399,326	1.0	△ 15.7	
計		2,413,630	2,259,682	29,983,928	30,407,884	70.6	28,677,214	69.2	△ 5.7	
連合会支出金		0	0	0	0	-	0	-	-	
共同 事業	高額医療費共同事業交付金	1,367,289	1,008,171	0	0	-	0	-	-	
	保険財政共同安定化事業交付金	11,025,999	10,550,427	0	0	-	0	-	-	
	計	12,393,288	11,558,598	0	0	-	0	-	-	
繰入 金	一般 会 計 繰 入 金	保険基盤安定(保険税軽減分)	1,891,313	1,837,415	1,595,998	1,575,407	3.7	1,714,293	4.1	8.8
		保険基盤安定(保険者支援分)	988,774	961,255	829,785	824,422	1.9	902,674	2.2	9.5
		職員給与費等	667,551	666,712	655,297	653,888	1.5	651,638	1.6	△ 0.3
		出産育児一時金等	128,643	108,486	99,622	95,738	0.2	94,888	0.2	△ 0.9
		財政安定化支援事業	611,606	627,178	633,421	670,739	1.6	598,914	1.4	△ 10.7
		その他	346,643	337,229	247,305	231,526	0.5	178,055	0.4	△ 23.1
	計		4,634,530	4,538,275	4,061,428	4,051,720	9.4	4,140,462	10.0	2.2
	直診勘定	0	0	0	0	-	0	-	-	
基金繰入金	0	0	0	270,000	0.6	185,000	0.4	△ 31.5		
繰越金		0	478,499	1,117,691	589,973	1.4	47,681	0.1	△ 91.9	
その他の収入		185,542	153,343	180,187	100,261	0.2	136,554	0.3	36.2	
合 計		52,857,908	52,118,069	43,222,793	43,094,950	-	41,455,719	-	△ 3.8	

※端数処理(表示単位未満四捨五入)により数値に整合しない部分がある。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(1)より作成。

【歳出】

(単位:千円、%)

		平成28年度 決算額	平成29年度 決算額	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	構成比	令和2年度 決算額	構成比	伸率	
総務費		672,228	687,309	655,558	696,235	1.6	688,081	1.7	△ 1.2	
保険給付費	一般被保険者分	療養給付費	25,028,983	25,023,026	24,992,139	25,420,894	59.1	23,920,834	57.9	△ 5.9
		療養費	242,811	221,252	216,387	217,339	0.5	201,366	0.5	△ 7.3
		高額療養費	3,689,984	3,680,608	3,754,476	3,839,160	8.9	3,685,667	8.9	△ 4.0
		高額介護合算療養費	2,852	1,130	2,727	3,792	0.0	4,151	0.0	9.5
		移送費	0	0	110	0	-	0	-	-
		出産育児諸費	192,964	162,729	149,433	143,606	0.3	142,333	0.3	△ 0.9
		葬祭諸費	10,680	9,500	9,620	9,940	0.0	10,080	0.0	1.4
		その他	0	0	0	0	-	323	0.0	皆増
	小計	29,168,274	29,098,245	29,124,892	29,634,732	68.9	27,964,754	67.7	△ 5.6	
	退職被保険者等分	療養給付費	852,155	405,390	173,925	36,551	0.1	393	0.0	△ 98.9
		療養費	7,241	4,160	1,724	303	0.0	0	-	皆減
		高額療養費	161,770	71,785	34,643	8,782	0.0	151	0.0	△ 98.3
		高額介護合算療養費	441	110	287	0	-	0	-	-
		移送費	0	0	0	0	-	0	-	-
小計	1,021,606	481,445	210,579	45,637	0.1	544	0.0	△ 98.8		
審査支払手数料	85,844	75,724	81,556	77,450	0.2	71,444	0.2	△ 7.8		
計	30,275,724	29,655,414	29,417,026	29,757,818	69.2	28,036,742	67.8	△ 5.8		
国民健康保険事業費納付金		-	-	11,091,678	12,214,282	28.4	12,291,279	29.7	0.6	
後期等	後期高齢者支援金	5,544,481	5,379,748	0	0	-	0	-	-	
	事務費拠出金	399	387	0	0	-	0	-	-	
計	5,544,880	5,380,135	0	0	-	0	-	-		
前期等	前期高齢者納付金	3,624	19,413	0	0	-	0	-	-	
	事務費拠出金	387	374	0	0	-	0	-	-	
計	4,011	19,787	0	0	-	0	-	-		
老人保健	医療費拠出金	0	0	0	0	-	0	-	-	
	事務費拠出金	166	106	0	0	-	0	-	-	
計	166	106	0	0	-	0	-	-		
介護納付金		2,174,366	2,080,740	0	0	-	0	-	-	
共同事業	高額医療費共同事業拠出金	1,301,424	943,202	0	0	-	0	-	-	
	保険財政共同安定化事業拠出金	11,052,473	10,546,751	0	0	-	0	-	-	
	その他	0	0	0	0	-	0	-	-	
計	12,353,897	11,489,953	0	0	-	0	-	-		
保健事業	特定健康診査等事業費	161,800	145,957	147,552	188,489	0.4	170,700	0.4	△ 9.4	
	保健事業費	69,488	80,613	79,986	75,550	0.2	69,124	0.2	△ 8.5	
計	231,288	226,570	227,538	264,039	0.6	239,824	0.6	△ 9.2		
保険給付費等交付金償還金		0	0	0	29,911	0.1	45,315	0.1	51.5	
直診勘定繰出金		40	10	41	1,041	0.0	0	-	皆減	
基金等積立金		0	0	203	205	0.0	217	0.0	5.9	
前年度繰上充用金		0	0	0	0	-	0	-	-	
公債費(組合債費)		0	0	0	0	-	0	-	-	
その他の支出		215,714	340,355	640,777	33,738	0.1	25,357	0.1	△ 24.8	
繰上充用金		407,096	0	0	0	-	0	-	-	
合計		51,879,410	49,880,378	42,032,820	42,997,269	-	41,326,815	-	△ 3.9	

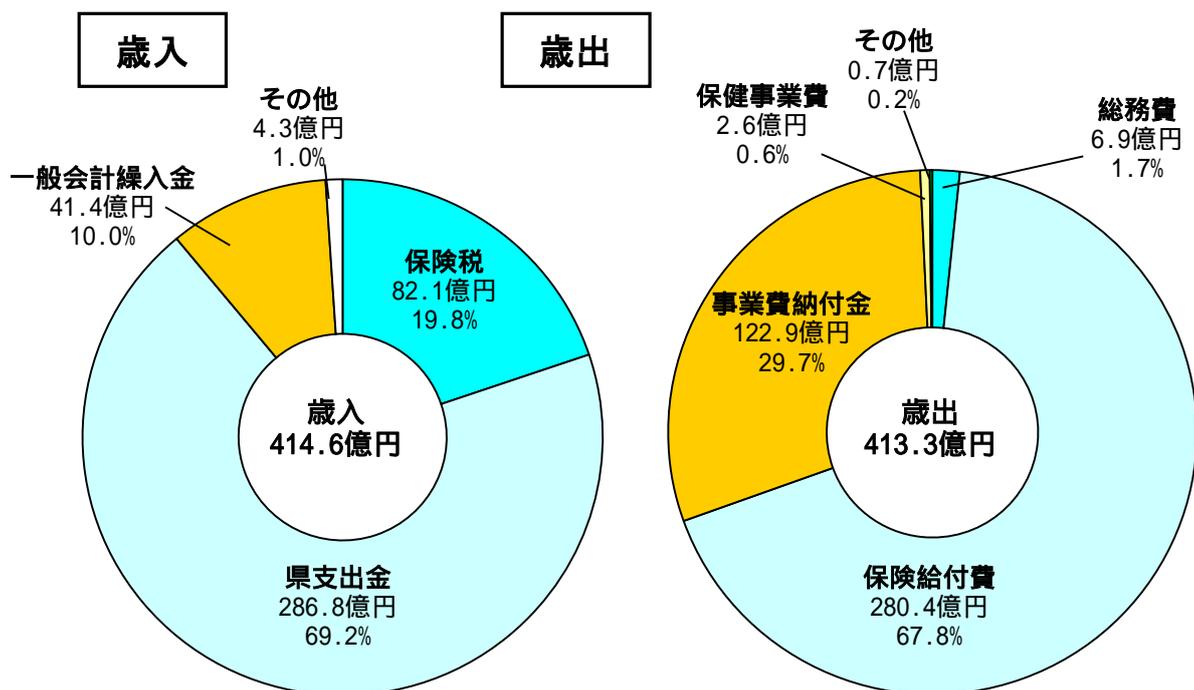
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収支差引残(歳入合計-歳出合計)	978,499	2,237,691	1,189,973	97,681	128,904
うち繰越明許費繰越額	0	0	0	0	15,774
うち次年度への繰越金	478,499	1,117,691	589,973	47,681	53,130
うち基金積立金	500,000	1,120,000	600,000	50,000	60,000
基金繰入金	0	0	0	270,000	185,000
基金運用利息	0	0	203	205	217
年度末基金保有額	500,000	1,620,000	2,220,203	2,000,407	1,875,624

※端数処理(表示単位未満四捨五入)により数値に整合しない部分がある。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(1)より作成。

※基金積立金は、決算時の積み立てを含む。

#### 4 令和2年度決算状況(事業年報)



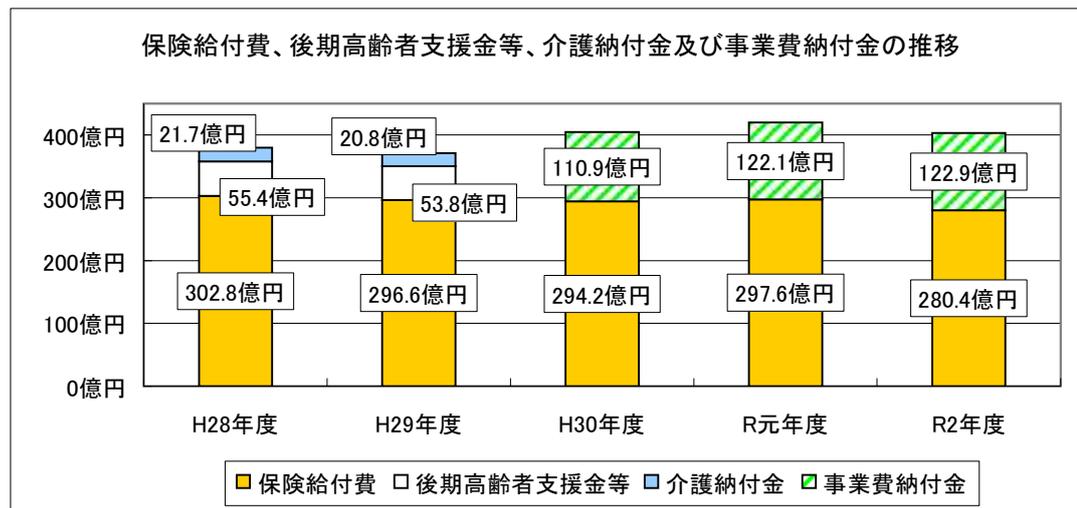
※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(1)より作成。

#### 5 保険給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金及び事業費納付金の年度別推移

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保険給付費	30,275,724	29,655,414	29,417,026	29,757,818	28,036,742
対前年度伸び(金額)	△ 828,524	△ 620,310	△ 238,388	340,792	△ 1,721,076
対前年度伸び(率)	△ 2.7%	△ 2.0%	△ 0.8%	+1.2%	△ 5.8%
事業費納付金	0	0	11,091,678	12,214,282	12,291,279
対前年度伸び(金額)	-	-	11,091,678	1,122,604	76,997
対前年度伸び(率)	-	-	皆増	+10.1%	+0.6%
後期高齢者支援金等	5,544,880	5,380,135	0	0	0
対前年度伸び(金額)	△ 287,757	△ 164,745	皆減	-	-
対前年度伸び(率)	△ 4.9%	△ 3.0%	皆減	-	-
介護納付金	2,174,366	2,080,740	0	0	0
対前年度伸び(金額)	△ 169,912	△ 93,626	皆減	-	-
対前年度伸び(率)	△ 7.2%	△ 4.3%	皆減	-	-

※端数処理(表示単位未満四捨五入)により数値に整合しない部分がある。



## 6 国民健康保険運営基金の状況

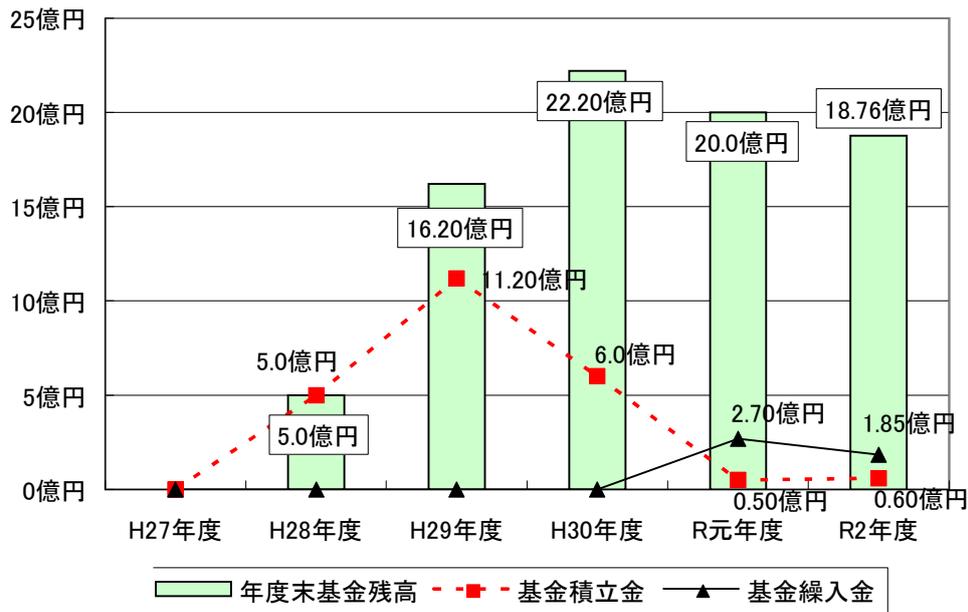
(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
前年度末残高	0	500,000	1,620,000	2,220,203	2,000,407
基金積立金	500,000	1,120,000	600,203	50,205	60,217
基金繰入金	0	0	0	270,000	185,000
当該年度末残高	500,000	1,620,000	2,220,203	2,000,407	1,875,624

※基金積立金は、決算時の積み立て及び基金運用利息を含む。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(1)より作成。

国民健康保険運営基金残高・基金積立額・基金繰入額の推移



## 被保険者（加入者）の状況

### 1 国民健康保険被保険者(加入者)の状況

#### (1) 国民健康保険加入状況(年度末)

(単位:世帯、人)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
世帯数	市全体(住民基本台帳)	192,378	193,896	195,392	196,998	198,901
	国民健康保険加入世帯	60,369	58,758	57,969	57,156	56,792
	加入率	31.38%	30.30%	29.67%	29.01%	28.55%
被保険者数	市全体(住民基本台帳)	403,255	402,668	401,987	401,293	400,816
	国民健康保険被保険者	97,738	93,786	91,363	88,824	87,510
	加入率	24.24%	23.29%	22.73%	22.13%	21.83%

※国民健康保険加入世帯・被保険者数は、国民健康保険事業状況報告書(事業年報)A表より。

※住民基本台帳数は、翌年度4月1日時点の数値で(月末時点の統計情報がないため)、外国人登録を含む。

#### (2) 被保険者(加入者)の内訳

(単位:世帯、人)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
世帯数		62,247	60,010	58,868	58,093	57,316
被保険者(加入者)数		101,451	96,416	93,274	90,982	88,627
前期高齢者	前期高齢者	38,741	38,777	38,855	38,873	38,564
	70歳以上一般	15,587	16,334	17,907	19,376	20,586
	70歳以上現役並所得者	809	878	962	1,044	1,079
	未就学児	3,609	3,371	3,043	2,835	2,656
	前期高齢者以外	62,710	57,639	54,419	52,109	50,063
	一般被保険者	98,556	94,921	92,672	90,875	88,626
前期高齢者	前期高齢者	38,741	38,777	38,855	38,873	38,564
	70歳以上一般	15,587	16,334	17,907	19,376	20,586
	70歳以上現役並所得者	809	878	962	1,044	1,079
	未就学児	3,606	3,370	3,042	2,835	2,656
	前期高齢者以外	59,815	56,144	53,817	52,002	50,062
	退職被保険者等	2,895	1,495	602	107	1

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)A表の年度平均(3月末～翌年2月末の平均)より。

※前期高齢者は、65歳～74歳の年齢区分。前期高齢者以外は、64歳までの年齢区分。

#### (3) 被保険者(加入者)全体と、前期高齢者、前期高齢者以外の推移

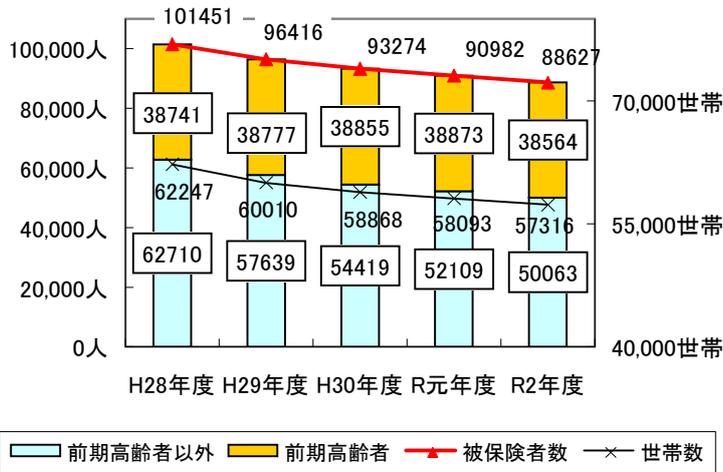
(単位:人)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
被保険者(加入者)数		101,451	96,416	93,274	90,982	88,627
前期高齢者	対前年度比伸び(人数)	△ 4,676	△ 5,035	△ 3,142	△ 2,292	△ 2,355
	対前年度比伸び(率)	△4.41%	△4.96%	△3.26%	△2.46%	△2.59%
前期高齢者	構成割合(率)	38.19%	40.22%	41.66%	42.73%	43.51%
	対前年度比伸び(人数)	+489	+36	+78	+18	△ 309
前期高齢者	対前年度比伸び(率)	+1.28%	+0.09%	+0.20%	+0.05%	△0.79%
	前期高齢者以外	62,710	57,639	54,419	52,109	50,063
前期高齢者	構成割合(率)	61.81%	59.78%	58.34%	57.27%	56.49%
	対前年度比伸び(人数)	△ 5,165	△ 5,071	△ 3,220	△ 2,310	△ 2,046
前期高齢者	対前年度比伸び(率)	△7.61%	△8.09%	△5.59%	△4.24%	△3.93%

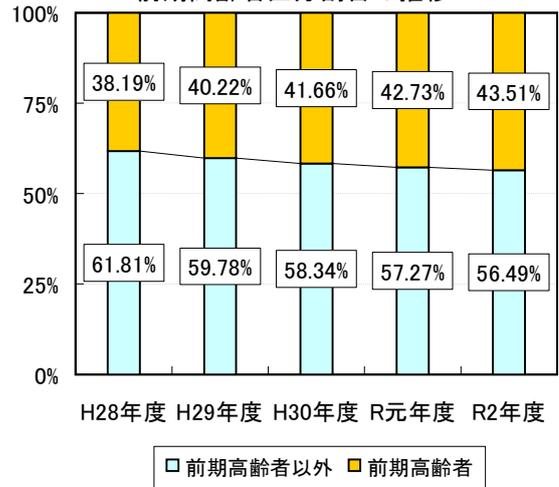
※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)A表の年度平均(3月末～翌年2月末の平均)より。

※前期高齢者は、65歳～74歳の年齢区分。前期高齢者以外は、64歳までの年齢区分。

被保険者数及び世帯数の推移



前期高齢者区分割合の推移



## 2 年齢区分別被保険者(加入者)状況

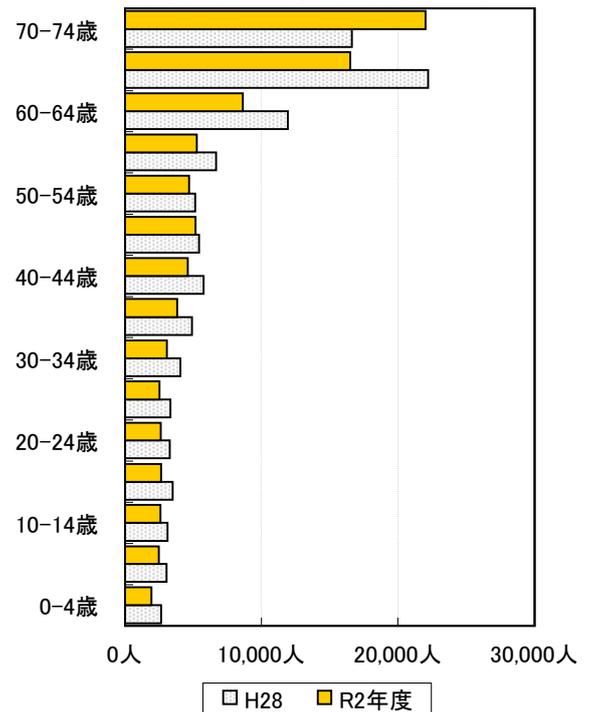
(単位:人、歳)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
70-74歳	16,625	17,681	19,348	20,884	21,993
65-69歳	22,222	21,142	19,600	18,006	16,515
60-64歳	11,942	10,591	9,758	9,185	8,634
55-59歳	6,661	6,060	5,792	5,532	5,251
50-54歳	5,142	4,876	4,757	4,690	4,670
45-49歳	5,409	5,150	5,160	5,136	5,161
40-44歳	5,734	5,345	5,049	4,827	4,596
35-39歳	4,917	4,458	4,213	3,990	3,816
30-34歳	4,056	3,687	3,408	3,177	3,064
25-29歳	3,313	2,982	2,689	2,611	2,502
20-24歳	3,277	2,898	2,786	2,725	2,625
15-19歳	3,469	3,175	2,896	2,815	2,639
10-14歳	3,107	2,867	2,816	2,675	2,596
5-9歳	3,030	2,787	2,690	2,592	2,462
0-4歳	2,650	2,480	2,185	2,065	1,921
計	101,554	96,179	93,147	90,910	88,445
平均年齢	51.56	50.92	52.05	52.89	53.30

※国民健康保険実態調査より(各年度9月末時点の被保険者数)。

※平均年齢は、各年齢区分の中間年齢に被保険者数を乗じて平均を算出した。

H28年度及びR2年度の5歳区分別比較



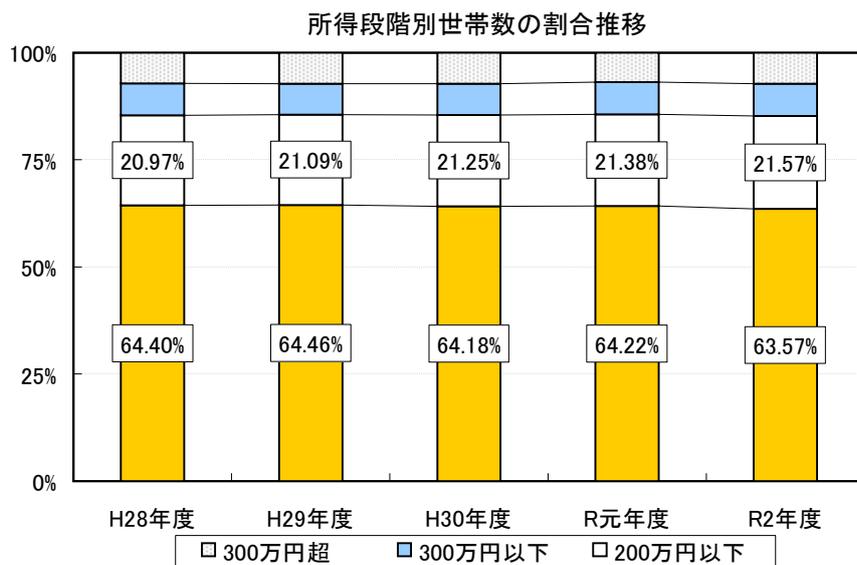
### 3 所得段階別世帯数、被保険者の状況

(単位:世帯、人)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	数	割合								
世帯数	60,369	100.00%	58,758	100.00%	57,969	100.00%	57,156	100.00%	56,792	100.00%
基礎控除額以下	26,545	43.97%	25,851	44.00%	25,441	43.89%	25,029	43.79%	24,266	42.73%
40万円以下	1,615	2.68%	1,561	2.66%	1,586	2.74%	1,549	2.71%	1,537	2.71%
60万円以下	3,856	6.39%	3,870	6.59%	3,768	6.50%	3,773	6.60%	3,894	6.86%
80万円以下	3,570	5.91%	3,473	5.91%	3,284	5.67%	3,237	5.66%	3,343	5.89%
100万円以下	3,292	5.45%	3,113	5.30%	3,119	5.38%	3,121	5.46%	3,056	5.38%
150万円以下	7,732	12.81%	7,610	12.95%	7,541	13.01%	7,483	13.09%	7,507	13.22%
200万円以下	4,929	8.16%	4,782	8.14%	4,778	8.24%	4,738	8.29%	4,744	8.35%
250万円以下	2,901	4.81%	2,712	4.62%	2,674	4.61%	2,701	4.73%	2,732	4.81%
300万円以下	1,587	2.63%	1,529	2.60%	1,592	2.75%	1,575	2.76%	1,608	2.83%
400万円以下	1,609	2.67%	1,590	2.71%	1,647	2.84%	1,566	2.74%	1,643	2.89%
500万円以下	845	1.40%	804	1.37%	807	1.39%	757	1.32%	786	1.38%
500万円超	1,888	3.12%	1,865	3.15%	1,732	2.98%	1,627	2.85%	1,676	2.95%
被保険者(加入者)数	97,738	100.00%	93,786	100.00%	91,363	100.00%	88,824	100.00%	87,510	100.00%
基礎控除額以下	34,645	35.45%	33,365	35.58%	32,579	35.66%	31,760	35.76%	30,372	34.71%
40万円以下	2,575	2.63%	2,374	2.53%	2,402	2.63%	2,309	2.60%	2,230	2.55%
60万円以下	6,107	6.25%	6,041	6.44%	5,831	6.38%	5,752	6.48%	5,755	6.58%
80万円以下	5,855	5.99%	5,626	6.00%	5,309	5.81%	5,108	5.75%	5,173	5.91%
100万円以下	5,543	5.67%	5,163	5.51%	5,141	5.63%	5,042	5.68%	4,860	5.55%
150万円以下	13,359	13.67%	12,943	13.80%	12,656	13.85%	12,404	13.96%	12,413	14.18%
200万円以下	9,379	9.60%	8,961	9.55%	8,720	9.54%	8,616	9.70%	8,563	9.79%
250万円以下	5,974	6.11%	5,545	5.91%	5,318	5.82%	5,253	5.91%	5,177	5.92%
300万円以下	3,444	3.52%	3,285	3.50%	3,398	3.72%	3,277	3.69%	3,301	3.77%
400万円以下	3,723	3.81%	3,584	3.82%	3,645	3.99%	3,431	3.86%	3,569	4.08%
500万円以下	2,029	2.08%	1,907	2.03%	1,870	2.05%	1,782	2.01%	1,848	2.11%
500万円超	5,105	5.22%	4,992	5.33%	4,494	4.92%	4,090	4.60%	4,249	4.85%

※各年度末時点の世帯合計所得及び、被保険者合計所得を所得段階別に分類したものの。

※基礎控除額は33万円。



# 医療費（保険給付）の状況

## 1 保険給付の概要

### (1) 給付割合(令和2年度)

		負担割合	
		保険者	被保険者
小学校就学前		8割	2割
小学校就学～70歳未満		7割	3割
70～ 75歳未満	一般所得者	8割	2割
	現役並み所得者	7割	3割

### (2) 高額療養費自己負担限度額(令和2年度)

#### 【70歳未満の人の場合】

	基礎控除後の所得	通常	多数該当	合算対象基準	特定疾病
住民税非課税世帯	-	35,400円	24,600円	21,000円	10,000円
一般	210万円以下	57,600円	44,400円		
	210万円～600万円以下	80,100円+1%	44,400円		
上位所得者	① 600万円～901万円以下	167,400円+1%	93,000円	20,000円	
	② 901万円超	252,600円+1%	140,100円		

※上位所得者は、基礎控除後の所得600万円超。

※「+1%」は総医療費が一般267,000円、上位所得者①558,000円、②842,000円を超えた場合、超えた分の1%を加算。

※多数該当は、過去12月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の自己負担限度額。

※特定疾病は、人工透析を必要とする慢性腎不全、先天性血液凝固因子障害、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症。

※特定疾病の上位所得者適用は、慢性腎不全のみ。

#### 【70歳以上の人の場合】

	外来	外来+入院	多数該当	外来年間上限
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	—	—
低所得者Ⅱ		24,600円	—	—
一般	18,000円	57,600円	44,400円	144,000円
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上)	80,100円+1%		44,400円	—
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上)	167,400円+1%		93,000円	—
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円+1%		140,100円	—

※低所得者Ⅰ：同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税であって、その世帯の総所得金額が0円の時(ただし、公的年金収入が80万円を超える人が世帯にいるときは対象外の場合あり)。

※低所得者Ⅱ：同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税である人。

※「+1%」は総医療費が現役並み所得者Ⅰ267,000円、現役並み所得者Ⅱ558,000円、現役並み所得者Ⅲ842,000円を超えた場合、超えた分の1%を加算。

※多数該当は、過去12月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の自己負担限度額。

※一般区分については、1年間(8月～翌7月)の外来の自己負担額の合計額に、年間14.4万円の上限あり。

### (3) 出産育児一時金(令和2年度)

		金額	実績
出産育児一時金	産科医療補償制度加入の医療機関での出産	420,000円	322件
	上記以外での出産	404,000円	15件
	計		337件

### (4) 葬祭費(令和2年度)

	金額	実績
葬祭費	20,000円	503件

## 2 医療費の状況

### (1) 医療費全体の状況

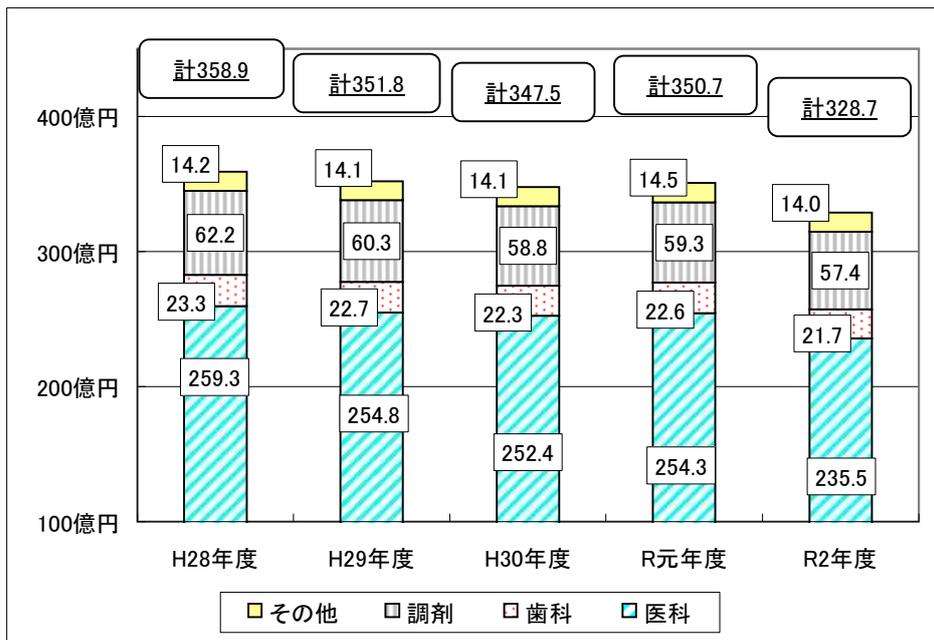
(単位:円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
医科	25,929,616,224	25,483,812,222	25,236,999,734	25,434,304,313	23,552,262,780
歯科	2,326,390,260	2,268,245,645	2,228,854,662	2,256,211,320	2,174,702,836
調剤	6,215,502,149	6,025,248,276	5,876,921,185	5,932,756,846	5,743,045,999
その他	1,418,676,085	1,404,582,574	1,410,076,310	1,450,373,099	1,404,063,035
計	35,890,184,718	35,181,888,717	34,752,851,891	35,073,645,578	32,874,074,650

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(3)及びF表(2)より。

(単位:億円)



### (2) 一人あたり医療費の状況

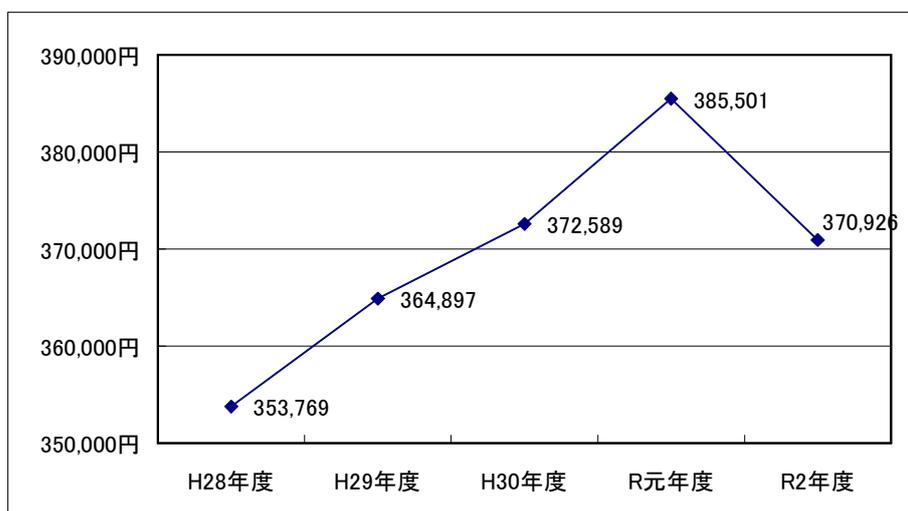
(単位:円)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
353,769	364,897	372,589	385,501	370,926

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(1)及びF表(1)より。

※被保険者数は、国民健康保険事業状況報告書(事業年報)A表の年度平均(3月末～翌年2月末の平均)より。



### 3 療養の給付等の状況

#### (1) 療養の給付(診療費)の状況

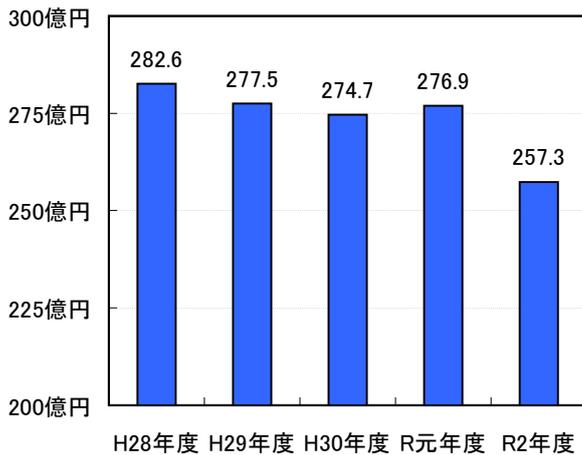
(単位:件、日、円)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
診療費	件数	1,053,612	1,021,831	1,000,993	990,635	908,995	
	日数	2,240,703	2,151,735	2,080,948	2,037,444	1,830,797	
	費用額	28,256,006,484	27,752,057,867	27,465,854,396	27,690,515,633	25,726,965,616	
	入院	件数	26,141	25,581	24,798	24,484	22,164
		日数	428,591	416,220	405,567	400,078	358,920
		費用額	13,426,385,993	13,214,723,353	13,098,415,192	13,238,801,853	12,181,045,989
	入院外	件数	865,511	835,449	815,230	801,599	737,573
		日数	1,470,643	1,403,850	1,352,725	1,318,046	1,185,058
		費用額	12,503,230,231	12,269,088,869	12,138,584,542	12,195,502,460	11,371,216,791
歯科	件数	161,960	160,801	160,965	164,552	149,258	
	日数	341,469	331,665	322,656	319,320	286,819	
	費用額	2,326,390,260	2,268,245,645	2,228,854,662	2,256,211,320	2,174,702,836	

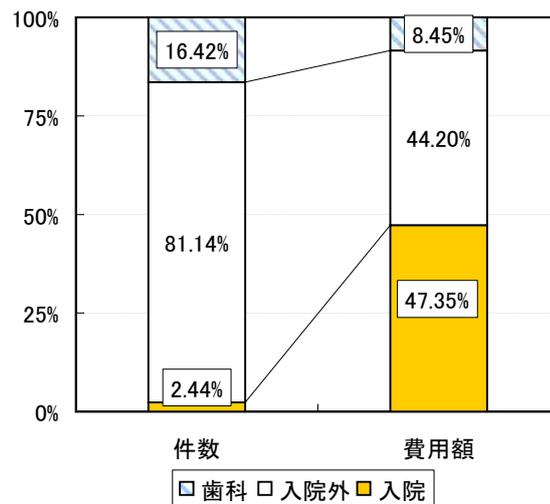
※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(3)及びF表(2)より。

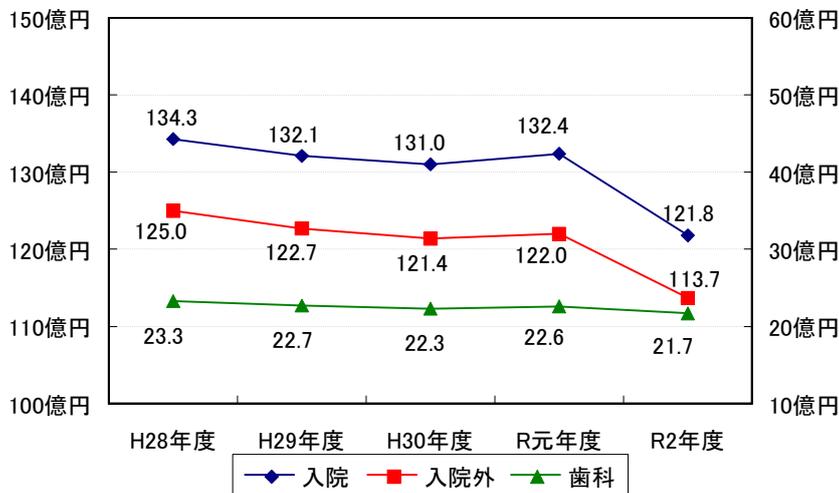
診療費(費用額)の推移



令和2年度診療費の件数と費用額の割合



診療費各項目別費用額の推移



## (2) 各区分別 療養の給付(診療費)の状況

(単位:件、日、円)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
前期高齢者		件数	581,335	578,818	577,928	581,675	539,388
		日数	1,222,483	1,200,583	1,179,422	1,174,002	1,052,005
		費用額	15,621,037,248	15,789,429,958	15,683,298,526	16,209,851,945	14,845,726,929
	入院	件数	13,953	13,837	13,682	13,820	12,442
		日数	214,671	211,121	208,121	210,390	185,441
		費用額	7,487,661,371	7,499,253,180	7,427,613,156	7,726,639,689	7,057,525,927
	入院外	件数	484,659	480,280	477,656	477,275	445,951
		日数	830,346	811,453	794,507	784,680	709,351
		費用額	6,919,003,048	7,072,481,008	7,040,500,560	7,231,202,798	6,599,966,097
歯科	件数	82,723	84,701	86,590	90,580	80,995	
	日数	177,466	178,009	176,794	178,932	157,213	
	費用額	1,214,372,829	1,217,695,770	1,215,184,810	1,252,009,458	1,188,234,905	
70歳以上一般		件数	273,046	279,138	298,513	319,178	316,028
		日数	584,609	587,247	618,738	650,132	617,941
		費用額	7,152,652,220	7,361,487,538	7,951,369,655	8,780,148,928	8,500,978,150
	入院	件数	6,438	6,608	6,975	7,674	7,247
		日数	96,280	98,801	104,429	114,060	104,826
		費用額	3,430,500,365	3,500,558,877	3,779,983,178	4,258,335,110	4,022,240,228
	入院外	件数	229,666	233,566	248,548	263,874	263,307
		日数	408,474	406,208	426,139	441,994	424,494
		費用額	3,165,855,215	3,293,819,831	3,559,599,157	3,854,816,010	3,812,705,979
	歯科	件数	36,942	38,964	42,990	47,630	45,474
		日数	79,855	82,238	88,170	94,078	88,621
		費用額	556,296,640	567,108,830	611,787,320	666,997,808	666,031,943
70歳以上現役並み所得者		件数	14,430	14,742	16,509	17,789	16,746
		日数	28,852	27,789	29,303	30,894	28,707
		費用額	368,694,490	362,132,411	378,485,200	445,467,837	385,925,910
	入院	件数	314	276	279	307	261
		日数	4,164	3,358	3,521	3,581	3,135
		費用額	178,894,820	158,524,898	151,464,830	182,531,475	157,500,420
	入院外	件数	12,074	12,340	13,857	14,646	13,957
		日数	20,374	19,993	20,960	21,627	20,679
		費用額	162,649,720	175,064,533	193,668,340	222,503,262	191,490,490
	歯科	件数	2,042	2,126	2,373	2,836	2,528
		日数	4,314	4,438	4,822	5,686	4,893
		費用額	27,149,950	28,542,980	33,352,030	40,433,100	36,935,000
未就学児		件数	41,469	38,537	34,189	32,400	24,831
		日数	68,946	63,008	54,010	50,139	37,466
		費用額	586,199,220	591,399,449	518,471,420	435,677,060	416,361,420
	入院	件数	461	478	402	372	304
		日数	3,070	3,347	2,893	2,151	2,174
		費用額	204,199,210	242,012,039	201,527,400	142,899,520	174,862,240
	入院外	件数	36,745	33,971	30,079	28,444	21,327
		日数	59,380	53,608	45,822	43,074	30,958
		費用額	335,009,500	306,833,300	276,453,330	255,770,610	209,242,390
	歯科	件数	4,263	4,088	3,708	3,584	3,200
		日数	6,496	6,053	5,295	4,914	4,334
		費用額	46,990,510	42,554,110	40,490,690	37,006,930	32,256,790
前期高齢者以外		件数	472,277	443,013	423,065	408,960	369,607
		日数	1,018,220	951,152	901,526	863,442	778,792
		費用額	12,634,969,236	11,962,627,909	11,782,555,870	11,480,663,688	10,881,238,687
	入院	件数	12,188	11,744	11,116	10,664	9,722
		日数	213,920	205,099	197,446	189,688	173,479
		費用額	5,938,724,622	5,715,470,173	5,670,802,036	5,512,162,164	5,123,520,062
	入院外	件数	380,852	355,169	337,574	324,324	291,622
		日数	640,297	592,397	558,218	533,366	475,707
		費用額	5,584,227,183	5,196,607,861	5,098,083,982	4,964,299,662	4,771,250,694
	歯科	件数	79,237	76,100	74,375	73,972	68,263
		日数	164,003	153,656	145,862	140,388	129,606
		費用額	1,112,017,431	1,050,549,875	1,013,669,852	1,004,201,862	986,467,931

## (3) 療養の給付(診療費)の各区分別指標

(単位:人、円、件、日)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
被保険者数	101,451	96,416	93,274	90,982	88,627	
前期高齢者	38,741	38,777	38,855	38,873	38,564	
前期高齢者以外	62,710	57,639	54,419	52,109	50,063	
診療費 (入院+入院外+歯科)	一人あたり費用額	278,519	287,837	294,464	304,352	290,284
	前期高齢者	403,217	407,185	403,637	416,995	384,963
	前期高齢者以外	201,483	207,544	216,515	220,320	217,351
	一人あたり件数	10.39	10.60	10.73	10.89	10.26
	前期高齢者	15.01	14.93	14.87	14.96	13.99
	前期高齢者以外	7.53	7.69	7.77	7.85	7.38
	一件あたり費用額	26,818	27,159	27,439	27,952	28,303
	前期高齢者	26,871	27,279	27,137	27,868	27,523
	前期高齢者以外	26,753	27,003	27,850	28,073	29,440
	一件あたり日数	2.13	2.11	2.08	2.06	2.01
	前期高齢者	2.10	2.07	2.04	2.02	1.95
	前期高齢者以外	2.16	2.15	2.13	2.11	2.11
入院	一人あたり費用額	132,344	137,059	140,429	145,510	137,442
	前期高齢者	193,275	193,394	191,162	198,766	183,008
	前期高齢者以外	94,701	99,160	104,206	105,781	102,341
	一人あたり件数	0.26	0.27	0.27	0.27	0.25
	前期高齢者	0.36	0.36	0.35	0.36	0.32
	前期高齢者以外	0.19	0.20	0.20	0.20	0.19
	一件あたり日数	16.40	16.27	16.35	16.34	16.19
	前期高齢者	15.39	15.26	15.21	15.22	14.90
	前期高齢者以外	17.55	17.46	17.76	17.79	17.84
入院外	一人あたり費用額	123,244	127,252	130,139	134,043	128,304
	前期高齢者	178,596	182,389	181,199	186,021	171,143
	前期高齢者以外	89,048	90,158	93,682	95,268	95,305
	一人あたり件数	8.53	8.67	8.74	8.81	8.32
	前期高齢者	12.51	12.39	12.29	12.28	11.56
	前期高齢者以外	6.07	6.16	6.20	6.22	5.83
	一件あたり日数	1.70	1.68	1.66	1.64	1.61
	前期高齢者	1.71	1.69	1.66	1.64	1.59
	前期高齢者以外	1.68	1.67	1.65	1.64	1.63
歯科	一人あたり費用額	22,931	23,526	23,896	24,798	24,538
	前期高齢者	31,346	31,403	31,275	32,208	30,812
	前期高齢者以外	17,733	18,226	18,627	19,271	19,705
	一人あたり件数	1.60	1.67	1.73	1.81	1.68
	前期高齢者	2.14	2.18	2.23	2.33	2.10
	前期高齢者以外	1.26	1.32	1.37	1.42	1.36
	一件あたり日数	2.11	2.06	2.00	1.94	1.92
	前期高齢者	2.15	2.10	2.04	1.98	1.94
	前期高齢者以外	2.07	2.02	1.96	1.90	1.90

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※被保険者数は、国民健康保険事業状況報告書(事業年報)A表の年度平均(3月末～翌年2月末の平均)より。

※前期高齢者は65歳～74歳の年齢区分。前期高齢者以外は64歳までの年齢区分。

※費用額、件数、日数等は国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(3)及びF表(2)より。

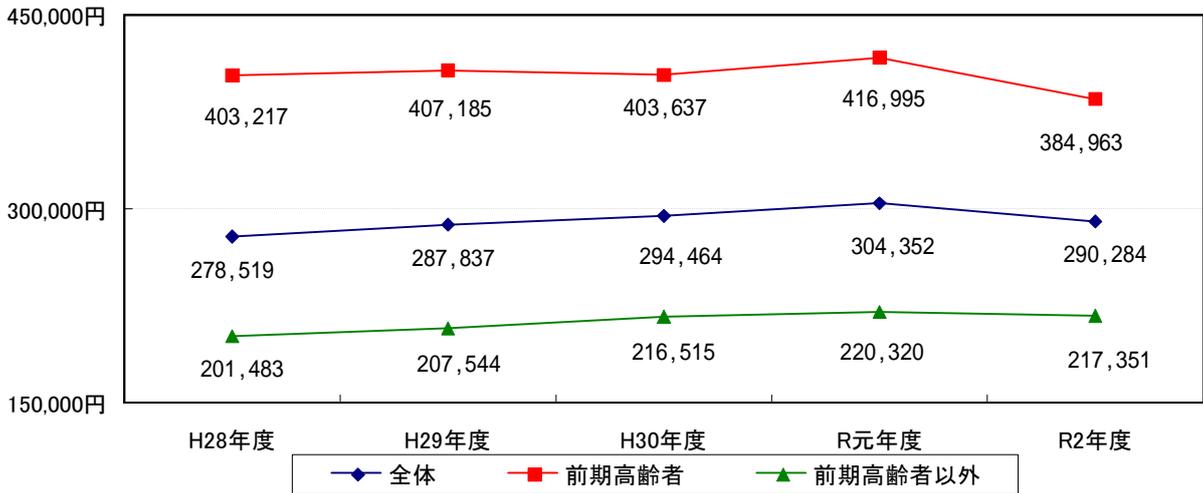
第五次宮崎市総合計画前期基本計画(参考)

<b>基本目標 1</b>	
良好な生活機能が確保されている都市	
<b>重点目標 1 - 2</b>	
2025年問題に対応した「医療・福祉の充実」	
<b>主要施策</b>	
3 健康づくりの推進	重要業績評価指標：特定健診受診率
6 社会保障の確保	重要業績評価指標：1人あたりの診療費 ：ジェネリック医薬品の使用率

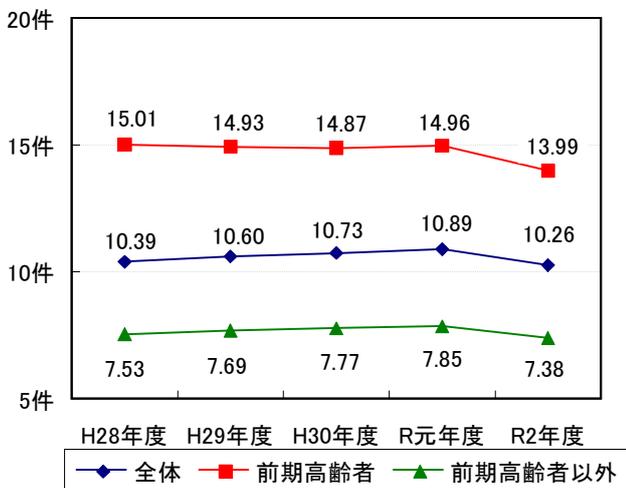
重要業績評価指標（目標の達成度を測る指標）

指標6-1	現状 R元(2019)年度	目標値(中間年度) R2(2020)年度	目標値(最終年度) R4(2022)年度
一人当たりの診療費	304,352	314,000円	328,000円

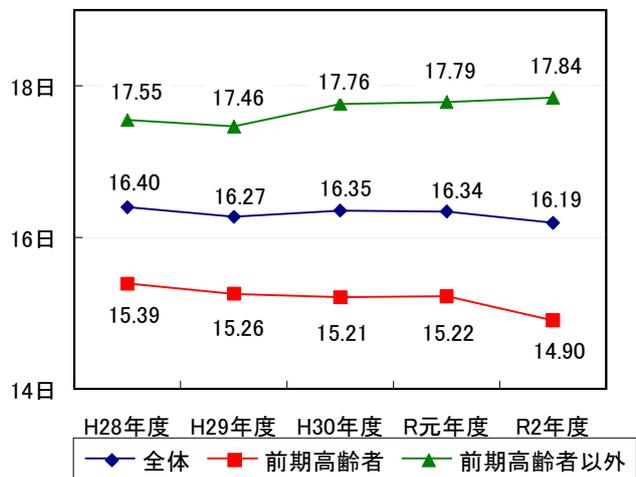
年齢区分別一人あたり診療費(費用額)



年齢区分別一人あたり件数(診療費)



年齢区分別一件あたり日数(入院)



## (4) 各区分別 調剤、食事療養、訪問看護の状況

(単位:件、日、円)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
全体	調剤	件数	595,953	577,788	567,575	556,144	518,875
		日数	736,967	707,587	689,150	671,894	6,133,570
		費用額	6,215,502,149	6,025,248,276	5,876,921,185	5,932,756,846	5,743,045,999
	食事療養	件数	24,908	24,291	23,590	23,358	20,755
		日数	1,141,483	1,103,768	1,073,595	1,062,083	959,726
		費用額	756,870,045	729,892,432	708,766,202	701,334,461	633,990,342
	訪問看護	件数	4,714	5,530	5,967	6,557	6,952
		日数	30,199	33,129	35,574	39,375	42,660
		費用額	321,257,150	365,201,350	402,441,500	451,382,530	494,829,290
前期高齢者	調剤	件数	336,889	334,638	334,339	331,491	315,596
		日数	407,052	400,881	397,821	392,261	365,041
		費用額	3,550,650,936	3,575,291,082	3,544,855,553	3,577,820,048	3,447,979,608
	食事療養	件数	13,378	13,257	13,051	13,197	11,681
		日数	569,427	559,705	546,637	551,811	487,839
		費用額	382,355,112	374,706,740	364,903,999	368,104,225	326,194,840
	訪問看護	件数	1,246	1,479	1,608	1,752	1,800
		日数	8,755	9,569	10,263	11,933	11,900
		費用額	95,668,660	108,950,700	119,339,070	138,614,760	140,455,020
70歳以上一般	調剤	件数	161,021	163,705	173,962	183,525	186,134
		日数	196,126	197,067	207,788	217,785	215,516
		費用額	1,749,528,145	1,776,005,593	1,855,180,413	1,957,838,898	2,012,775,940
	食事療養	件数	6,180	6,342	6,678	7,338	6,799
		日数	255,930	261,137	273,282	298,913	272,737
		費用額	171,774,300	174,355,357	182,597,040	199,148,298	182,481,690
	訪問看護	件数	638	683	768	891	1,023
		日数	4,549	4,226	4,638	5,883	6,342
		費用額	49,894,660	48,424,770	53,807,690	70,282,230	76,257,480
70歳以上現役並み所得者	調剤	件数	8,094	8,450	9,489	9,972	9,886
		日数	9,674	10,081	11,011	11,582	11,246
		費用額	97,202,470	96,308,570	99,881,970	105,031,524	100,117,450
	食事療養	件数	289	261	273	290	233
		日数	9,853	8,687	9,328	9,402	7,265
		費用額	6,697,605	5,777,858	6,040,304	6,202,248	4,789,457
	訪問看護	件数	26	13	5	16	23
		日数	187	67	56	256	250
		費用額	2,022,690	677,560	645,180	2,953,100	2,891,110
未就学児	調剤	件数	28,515	26,863	24,018	22,929	17,026
		日数	43,321	40,268	35,200	33,404	23,655
		費用額	159,098,900	148,665,320	131,581,880	121,657,080	90,690,970
	食事療養	件数	319	336	292	265	206
		日数	5,015	5,598	5,094	3,154	3,149
		費用額	3,202,093	3,563,933	3,270,037	2,035,736	2,013,042
	訪問看護	件数	70	126	90	75	169
		日数	239	551	462	391	983
		費用額	3,146,370	6,939,820	5,949,660	5,128,600	12,717,370
前期高齢者以外	調剤	件数	259,064	243,150	233,236	224,653	203,279
		日数	329,915	306,706	291,329	279,633	5,768,529
		費用額	2,664,851,213	2,449,957,194	2,332,065,632	2,354,936,798	2,295,066,391
	食事療養	件数	11,530	11,034	10,539	10,161	9,074
		日数	572,056	544,063	526,958	510,272	471,887
		費用額	374,514,933	355,185,692	343,862,203	333,230,236	307,795,502
	訪問看護	件数	3,468	4,051	4,359	4,805	5,152
		日数	21,444	23,560	25,311	27,442	30,760
		費用額	225,588,490	256,250,650	283,102,430	312,767,770	354,374,270

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(3)及びF表(2)より。

## 4 療養費の状況

### (1) 各項目別 療養費の状況

(単位:人、円、件、日)

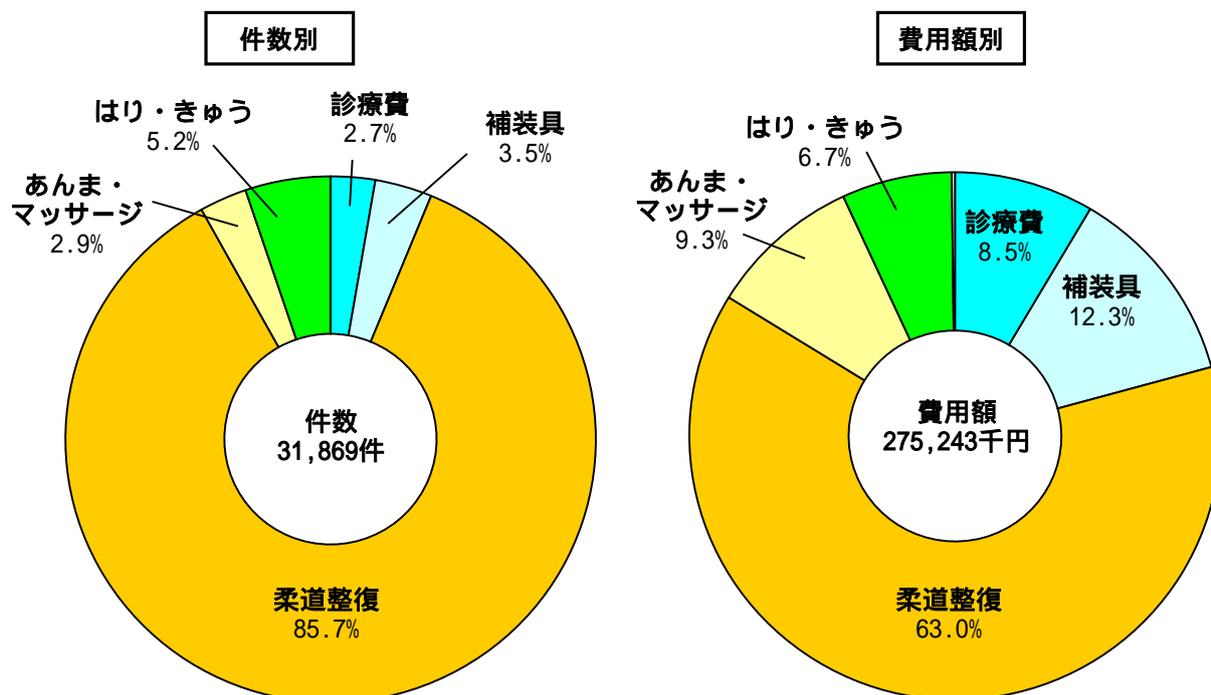
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	41,912	38,413	37,309	36,440	31,869
診療費	820	796	994	1,082	851
補装具	1,221	1,143	1,199	1,126	1,107
柔道整復	36,896	33,962	32,662	31,426	27,328
あんま・マッサージ	652	590	609	888	930
はり・きゅう	2,321	1,923	1,845	1,917	1,646
その他	2	△ 1	0	1	7
費用額	340,548,890	309,488,792	298,718,992	297,656,108	275,243,403
診療費	10,894,644	12,718,730	14,549,466	19,991,621	23,455,739
補装具	39,808,394	38,125,417	37,219,790	36,161,661	33,822,435
柔道整復	244,990,713	223,203,845	210,326,426	196,785,686	173,366,679
あんま・マッサージ	20,808,714	18,568,040	20,249,240	23,906,200	25,502,490
はり・きゅう	20,054,805	16,878,550	16,374,070	20,631,830	18,424,460
その他	3,991,620	△ 5,790	0	179,110	671,600

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(1)及びF表(1)より。

※平成29年度のその他のマイナスについては、第三者行為求償による返納金のため。

### (2) 令和2年度療養費の項目別割合



## 5 高額療養費の状況

### (1) 各区分別 高額療養費の状況

(単位:件、円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	64,927	68,912	72,109	75,990	71,132
前期高齢者	44,821	50,334	54,127	57,534	54,305
70歳以上一般	32,409	37,687	41,933	45,618	44,685
70歳以上現役並み所得者	728	670	564	477	599
未就学児	378	360	337	279	254
前期高齢者以外	20,106	18,578	17,982	18,456	16,827
高額療養費	3,845,371,818	3,744,339,095	3,777,641,622	3,841,898,255	3,678,652,007
前期高齢者	1,990,253,873	2,039,317,600	2,036,244,412	2,108,315,384	1,980,641,991
70歳以上一般	765,306,860	792,059,367	875,122,896	989,890,825	981,488,634
70歳以上現役並み所得者	51,669,397	44,110,641	41,195,341	42,900,407	40,477,056
未就学児	33,527,300	34,576,987	32,771,327	17,698,062	28,204,365
前期高齢者以外	1,855,117,945	1,705,021,495	1,741,397,210	1,733,582,871	1,698,010,016
一件あたり高額療養費	59,226	54,335	52,388	50,558	51,716
前期高齢者	44,404	40,516	37,620	36,645	36,473
70歳以上一般	23,614	21,017	20,870	21,700	21,965
70歳以上現役並み所得者	70,974	65,837	73,041	89,938	67,574
未就学児	88,697	96,047	97,244	63,434	111,041
前期高齢者以外	92,267	91,776	96,841	93,931	100,910

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(2)及びF表(1)より。

### (2) 高額介護合算療養費の状況

(単位:件、円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	114	50	133	149	184
高額介護合算療養費	3,292,928	1,240,086	3,014,545	3,792,201	4,151,277

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(2)及びF表(1)より。

## 6 その他の給付の状況

### (1) 移送費の状況

(単位:件、円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	0	0	2	0	0
移送費	0	0	149,616	0	0

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(1)及びF表(1)より。

### (2) 出産育児一時金及び葬祭費の状況

(単位:件、円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
出 産 育 児 一 時 金	件数	444	379	357	340	337
	出産育児一時金	186,066,000	158,860,000	149,492,000	142,512,000	140,460,000
葬 祭 費	件数	534	475	480	497	503
	葬祭費	10,680,000	9,500,000	9,600,000	9,940,000	10,060,000

※出産育児一時金及び葬祭費は、決算書の給付費とは異なる。

## 7 医療費適正化の取組

### (1) 第三者行為等の処理状況(年度内収納金額)

(単位:円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第三者行為求償収納額	54,616,586	47,048,583	59,976,234	41,129,111	57,132,388
返納金収納額	19,335,771	22,924,298	12,519,988	14,223,319	15,504,614
計	73,952,357	69,972,881	72,496,222	55,352,430	72,637,002

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※各年度決算時点の収納額

### (2) 保健指導(重複頻回受診及び重複服薬者)

(単位:人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
対象者	47	88	19	21	15
実施実人数	25	82	19	21	15
実施延べ人数	33	82	19	21	15

※平成30年度以降は、対象者の抽出条件を変更し、より改善効果の高い対象者に保健指導等を実施。

### (3) 医療費通知

(単位:回、件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間通知回数	6	6	6	6	6
通知件数	312,303	303,092	296,624	293,297	272,107

### (4) 後発医薬品差額通知

(単位:回、件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間通知回数	4	4	3	4	3
通知件数	25,206	23,476	17,031	19,232	18,887
後発医薬品使用率	72.1%	74.1%	76.3%	80.2%	81.2%

※後発医薬品使用率は、各年度(3月から2月調剤)の医薬品数ベースで算定したもの。

※令和2年度から通知対象差額を100円で年3回送付(令和元年度までは、通知対象差額を200円で年4回送付)

### (5) レセプト点検(内容点検)財政効果の推移

(単位:円、人、件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保険者負担額 ①	29,887,598,434	29,110,141,725	28,864,796,688	29,142,151,609	27,578,651,880
被保険者数 ②	101,451	96,416	93,274	90,982	88,627
減点件数 ③	6,432	7,689	5,274	7,079	7,839
減点額 ④	18,027,405	19,540,309	11,076,802	19,385,877	12,599,398
内容点検財政効果率 ④÷①	0.06%	0.07%	0.04%	0.07%	0.05%
被保険者一人あたり 財政効果額 ④÷②	177.7	202.7	118.8	213.1	142.2
1件あたり財政効果額 ④÷③	2,802.8	2,541.3	2,100.3	2,738.5	1,607.3

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※被保険者数は、国民健康保険事業状況報告書(事業年報)A表の年度平均(3月末～翌年2月末の平均)より。

※保険者負担額は、診療報酬明細書点検結果報告書より。

1 特定健康診査及び特定保健指導

(1) 各区分別特定健康診査受診率の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受診率	23.6%	24.3%	24.5%	28.4%	25.4%
男性	21.0%	21.7%	21.7%	25.5%	23.3%
女性	25.9%	26.6%	26.9%	30.8%	27.2%

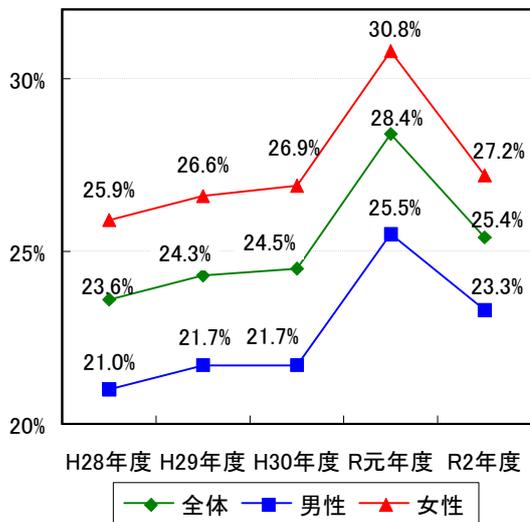
※令和2年度については、5月末現在の速報値。

(2) 各年齢区分別特定健康診査受診率の推移

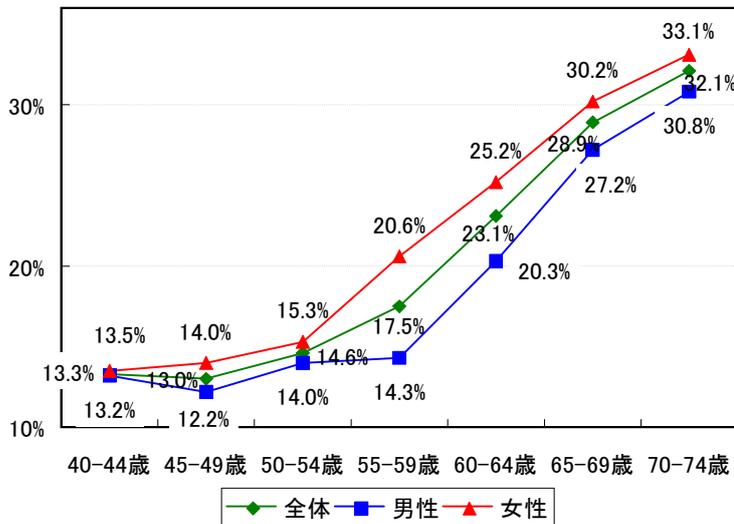
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全体	40-44歳	10.6%	11.4%	12.5%	14.7%	13.3%
	45-49歳	11.3%	11.8%	12.1%	15.0%	13.0%
	50-54歳	14.6%	15.1%	14.9%	17.0%	14.6%
	55-59歳	17.2%	17.6%	17.6%	19.3%	17.5%
	60-64歳	21.8%	21.9%	21.9%	25.7%	23.1%
	65-69歳	28.5%	29.2%	28.9%	32.9%	28.9%
	70-74歳	30.7%	31.1%	31.2%	35.8%	32.1%
男性	40-44歳	10.8%	11.0%	12.1%	13.8%	13.2%
	45-49歳	12.1%	11.6%	11.7%	14.2%	12.2%
	50-54歳	11.9%	12.7%	12.8%	15.8%	14.0%
	55-59歳	15.5%	16.6%	15.5%	16.1%	14.3%
	60-64歳	17.9%	18.3%	18.4%	22.4%	20.3%
	65-69歳	25.4%	26.2%	26.0%	30.2%	27.2%
	70-74歳	29.0%	29.1%	28.9%	33.8%	30.8%
女性	40-44歳	10.4%	12.0%	13.0%	15.8%	13.5%
	45-49歳	10.3%	12.0%	12.5%	16.0%	14.0%
	50-54歳	17.4%	17.6%	17.3%	18.2%	15.3%
	55-59歳	18.8%	18.5%	19.5%	22.4%	20.6%
	60-64歳	24.8%	24.5%	24.6%	28.1%	25.2%
	65-69歳	31.0%	31.4%	31.2%	35.0%	30.2%
	70-74歳	32.1%	32.8%	33.0%	37.3%	33.1%

※令和2年度については、5月末現在の速報値。

特定健康診査受診率の推移



令和2年度 5歳年齢区分別受診率



(3) 各区分別特定保健指導実施率の推移

(単位：人)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
積極的支援	対象者数	433	407	392	463	-
	初回実施者数	48	48	46	50	-
	最終実施者数	32	40	48	37	-
	最終実施率	7.4%	9.8%	12.2%	8.0%	2.9%
動機付け支援	対象者数	1,413	1,478	1,506	1,583	-
	初回実施者数	321	346	375	269	-
	最終実施者数	266	332	438	288	-
	最終実施率	18.8%	22.5%	29.1%	18.2%	7.5%
合計	対象者数	1,846	1,885	1,898	2,046	-
	初回実施者数	369	394	421	319	-
	最終実施者数	298	372	486	325	-
	最終実施率	16.1%	19.7%	25.6%	15.9%	6.5%

※令和2年度については、5月末現在の速報値。

(4) 特定健診定着化事業（ハガキ・電話により受診勧奨を実施した人数）

(単位：人)

勧奨方法	対象者	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ハガキ勧奨	健診未受診者	53,718	56,387	54,363	31,500
	特定保健指導未利用者	458	588	337	749
電話勧奨	健診未受診者	6,510	6,784	6,335	0
	特定保健指導未利用者	458	588	337	749

※令和2年度のハガキ勧奨は、AI等を活用した委託事業。

(5) 特定健診定着化事業（35～39歳の男女別健診受診率の推移）

(単位：人)

	平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
受診券送付数	2,391	2,158	4,549	2,178	1,984	4,162	2,050	1,851	3,901	1,919	1,792	3,711
受診者数	173	156	329	192	188	380	182	203	385	152	161	313
受診率	7.2%	7.2%	7.2%	8.8%	9.5%	9.1%	8.9%	11.0%	9.9%	7.9%	9.0%	8.4%

## 2 はり・きゅう・あんま助成事業

(単位：人、回、千円)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者証交付数		4,614	4,515	4,541	4,476	4,108
実利用者数		3,414	3,477	3,636	3,471	3,344
延利用者数		17,119	16,845	16,345	16,410	14,986
延利用回数	1術	11,491	10,545	10,588	-	-
	2術	40,436	42,186	41,080	-	-
	計	51,927	52,731	51,668	52,788	47,956
助成金額	1術	12,640	11,600	11,647	-	-
	2術	56,611	59,060	57,512	-	-
	計	69,251	70,660	69,159	64,041	57,548
平均利用回数		15.2	15.2	14.2	15.2	14.3
施術担当者数		167	179	185	196	203

※令和元年度から助成額1回1,200円に変更（1術・2術方式廃止）

1 保険税の概要と税率等の推移

(1) 保険税の概要

- ①賦課期日 当該年度の4月1日
- ②賦課方式 3方式(所得割、均等割、平等割)
- ③軽減 7割、5割、2割軽減
- ④納期 10期(6～3月)

(2) 保険税率の推移

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
医療分	所得割	9.9%	7.4%	7.4%	8.7%	8.7%
	均等割	28,600円	23,500円	23,500円	27,000円	27,000円
	平等割	21,600円	16,600円	16,600円	19,800円	19,800円
	課税限度額	54万円	58万円	61万円	63万円	63万円
後期高齢者 支援金分	所得割	2.6%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%
	均等割	7,900円	9,200円	9,200円	9,100円	9,100円
	平等割	5,900円	6,500円	6,500円	6,600円	6,600円
	課税限度額	19万円	19万円	19万円	19万円	19万円
介護納付金分	所得割	2.7%	2.3%	2.3%	2.2%	2.2%
	均等割	10,300円	9,300円	9,300円	9,100円	9,100円
	平等割	5,500円	4,800円	4,800円	5,000円	5,000円
	課税限度額	16万円	16万円	16万円	17万円	17万円
合計	所得割	15.2%	12.7%	12.7%	13.9%	13.9%
	均等割	46,800円	42,000円	42,000円	45,200円	45,200円
	平等割	33,000円	27,900円	27,900円	31,400円	31,400円
	課税限度額	89万円	93万円	96万円	99万円	99万円

(3) 保険税軽減措置(令和3年度)

世帯の総所得金額等が各区分以下の場合、均等割、平等割がそれぞれ7割・5割・2割軽減される。

- ①7割軽減 基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯
- ②5割軽減 基礎控除額(43万円)+28.5万円×加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯
- ③2割軽減 基礎控除額(43万円)+52万円×加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯

※65歳以上の公的年金受給者は、軽減判定のとき、15万円の特別控除がある。

※給与所得者等の数とは一定の給与所得を有する者と公的年金等に係る所得を有する者の合計数

(4) 賦課割合(賦課確定時)の推移

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
医療分	所得割	49.3%	48.8%	49.2%	49.1%	48.9%
	均等割	35.0%	35.9%	35.5%	35.0%	35.1%
	平等割	15.7%	15.3%	15.3%	15.9%	16.0%
後期高齢者 支援金分	所得割	49.6%	48.7%	48.9%	49.2%	49.0%
	均等割	34.9%	36.0%	35.7%	35.1%	35.1%
	平等割	15.5%	15.4%	15.4%	15.7%	15.9%
介護納付金分	所得割	50.0%	49.1%	49.0%	49.0%	48.7%
	均等割	34.7%	35.5%	35.6%	34.8%	35.0%
	平等割	15.3%	15.4%	15.4%	16.2%	16.3%

※一般被保険者と退職被保険者等を合算したもの。

※端数処理(表示単位未満四捨五入)により数値に整合しない部分がある。

## (5) 被保険者(加入者)一人あたり所得額と調定額(賦課確定時)

(単位:円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一人あたり平均所得額	597,784	611,222	604,185	612,005	661,319
一人あたり平均調定額	87,422	87,687	76,815	86,143	85,498
保険税負担率	14.6%	14.3%	12.7%	14.1%	12.9%

※一人あたり平均所得額は、所得総額を被保険者総数で除したものの。

※一人あたり平均調定額は、現年分保険税調定額(令和元年度までは退職被保険者等含む)で、介護納付金分を除く。

## (6) 本市の標準保険税率の推移

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
医療分	所得割	8.74%	8.75%	7.39%
	均等割	28,237円	29,189円	24,599円
	平等割	19,742円	20,486円	17,826円
後期高齢者 支援金分	所得割	3.11%	2.97%	2.90%
	均等割	9,650円	9,569円	9,437円
	平等割	6,747円	6,715円	6,765円
介護納付金分	所得割	2.15%	2.23%	2.62%
	均等割	9,467円	9,827円	11,930円
	平等割	4,766円	5,002円	6,448円
合計	所得割	14.00%	13.95%	12.91%
	均等割	47,354円	48,585円	45,966円
	平等割	31,255円	32,203円	31,039円

## 2 保険税賦課状況(賦課確定時)

### (1) 医療給付費分

(単位:円、世帯、人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
所得総額	59,668,126,113	57,194,513,438	55,973,550,525	55,103,116,601	58,756,180,912
所得割課税対象額	48,818,615,700	47,200,463,961	45,710,187,935	45,001,478,090	44,272,346,654
保険税算定額	8,881,081,037	6,680,102,583	6,500,615,280	7,450,016,149	7,349,536,782
所得割	4,833,026,437	3,492,818,233	3,382,537,930	3,915,112,699	3,851,678,682
均等割	2,791,960,600	2,233,369,500	2,177,110,500	2,430,999,000	2,398,869,000
平等割	1,256,094,000	953,914,850	940,966,850	1,103,904,450	1,098,989,100
法令に基づく減税額	2,180,254,937	1,479,420,783	1,378,200,280	1,645,675,149	1,665,323,582
均等割軽減額	864,063,200	705,018,800	688,989,450	769,235,400	776,420,100
平等割軽減額	417,119,760	320,875,925	316,196,800	371,087,145	377,684,505
課税限度超過額	896,534,913	451,135,065	370,635,268	502,991,422	508,854,957
税額の端数整理	2,537,064	2,390,993	2,378,762	2,361,182	2,364,020
調定額	6,700,826,100	5,200,681,800	5,122,415,000	5,804,341,000	5,684,213,200
一般被保険者	6,577,582,380	5,158,240,370	5,114,982,195	5,804,341,000	5,684,213,200
退職被保険者等	123,243,720	42,441,430	7,432,805	—	—
世帯総数	60,323	59,620	58,863	58,005	57,705
保険税軽減	35,903	36,016	35,738	35,283	35,599
(割合)	59.5%	60.4%	60.7%	60.8%	61.7%
7割軽減	20,268	20,231	19,822	19,426	20,063
(割合)	33.6%	33.9%	33.7%	33.5%	34.8%
5割軽減	9,027	9,165	9,145	9,230	9,055
(割合)	15.0%	15.4%	15.5%	15.9%	15.7%
2割軽減	6,608	6,620	6,771	6,627	6,481
(割合)	11.0%	11.1%	11.5%	11.4%	11.2%
限度額超過	1,835	901	728	919	842
被保険者総数	97,621	95,037	92,643	90,037	88,847
保険税軽減	57,157	56,614	55,712	54,071	54,176
(割合)	58.5%	59.6%	60.1%	60.1%	61.0%
7割軽減	27,438	27,150	26,341	25,416	26,172
(割合)	28.1%	28.6%	28.4%	28.2%	29.5%
5割軽減	16,872	17,010	16,686	16,560	16,117
(割合)	17.3%	17.9%	18.0%	18.4%	18.1%
2割軽減	12,847	12,454	12,685	12,095	11,887
(割合)	13.2%	13.1%	13.7%	13.4%	13.4%
限度額超過	5,263	2,658	2,062	2,595	2,365
一世帯あたり所得額	989,144	959,318	950,912	949,972	1,018,216
一人あたり所得額	611,222	601,813	604,185	612,005	661,319
一世帯あたり調定額	111,082	87,230	87,023	100,066	98,505
一人あたり調定額	68,641	54,723	55,292	64,466	63,978

※調定額を除き、一般被保険者と退職被保険者等を合算したもの。(退職被保険者等は令和元年度で終了。)

※表示単位未満四捨五入。

※一世帯あたり所得額・一人あたり所得額は、所得総額をそれぞれ世帯総数・被保険者総数で除したもの。

※一世帯あたり調定額・一人あたり調定額は、現年分保険税調定額(退職被保険者等含む)をそれぞれ世帯総数・被保険者総数で除したもの。

※平成29年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象を拡大した。

※平成30年度に税額(率)改定を行った。

※平成30年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大、及び課税限度額改定(54万円→58万円)を行った。

※平成31年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大、及び課税限度額改定(58万円→61万円)を行った。

※令和2年度に税額(率)改定を行った。

※令和2年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大、及び課税限度額改定(61万円→63万円)を行った。

※令和3年度に基礎控除の改定(33万円→43万円)等を行った。

## (2) 後期高齢者支援金分

(単位:円、世帯、人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
所得総額	59,668,126,113	57,194,513,438	55,973,550,525	55,103,116,601	58,756,180,912
所得割課税対象額	48,818,615,700	47,200,463,961	45,710,187,935	45,001,478,090	44,272,346,654
保険税算定額	2,383,573,276	2,663,861,330	2,592,058,315	2,537,335,545	2,502,994,364
所得割	1,269,267,626	1,416,000,055	1,371,291,840	1,350,030,695	1,328,156,964
均等割	771,205,900	874,340,400	852,315,600	819,336,700	808,507,700
平等割	343,099,750	373,520,875	368,450,875	367,968,150	366,329,700
法令に基づく減税額	524,298,176	634,211,430	598,115,115	585,572,345	591,039,064
均等割軽減額	283,674,800	276,007,360	269,732,040	259,260,820	261,682,330
平等割軽減額	113,935,688	125,644,385	123,812,191	123,695,715	125,894,835
課税限度超過額	169,254,084	230,449,660	202,483,307	200,791,030	201,649,282
税額の端数整理	2,433,604	2,110,025	2,087,577	1,824,780	1,812,617
調定額	1,859,275,100	2,029,649,900	1,993,943,200	1,951,763,200	1,911,955,300
一般被保険者	1,825,322,886	2,013,023,361	1,990,981,221	1,951,763,200	1,911,955,300
退職被保険者等	33,952,214	16,626,539	2,961,979	—	—
世帯数	60,323	59,620	58,863	58,005	57,705
保険税軽減	35,903	36,016	35,738	35,283	35,599
(割合)	59.5%	60.4%	60.7%	60.8%	61.7%
7割軽減	20,268	20,231	19,822	19,426	20,063
(割合)	33.6%	33.9%	33.7%	33.5%	34.8%
5割軽減	9,027	9,165	9,145	9,230	9,055
(割合)	15.0%	15.4%	15.5%	15.9%	15.7%
2割軽減	6,608	6,620	6,771	6,627	6,481
(割合)	11.0%	11.1%	11.5%	11.4%	11.2%
限度額超過	1,081	1,297	1,184	1,186	1,133
被保険者総数	97,621	95,037	92,643	90,037	88,847
保険税軽減	57,157	56,614	55,712	54,071	54,176
(割合)	58.5%	59.6%	60.1%	60.1%	61.0%
7割軽減	27,438	27,150	26,341	25,416	26,172
(割合)	28.1%	28.6%	28.4%	28.2%	29.5%
5割軽減	16,872	17,010	16,686	16,560	16,117
(割合)	17.3%	17.9%	18.0%	18.4%	18.1%
2割軽減	12,847	12,454	12,685	12,095	11,887
(割合)	13.2%	13.1%	13.7%	13.4%	13.4%
限度額超過	3,189	3,730	3,306	3,316	3,106
一世帯あたり所得額	989,144	959,318	950,912	949,972	1,018,216
一人あたり所得額	611,222	601,813	604,185	612,005	661,319
一世帯あたり調定額	30,822	34,043	33,874	33,648	33,133
一人あたり調定額	19,046	21,356	21,523	21,677	21,520

※調定額を除き、一般被保険者と退職被保険者等を合算したもの。(退職被保険者等は令和元年度で終了。)

※表示単位未満四捨五入。

※一世帯あたり所得額・一人あたり所得額は、所得総額をそれぞれ世帯総数・被保険者総数で除したもの。

※一世帯あたり調定額・一人あたり調定額は、現年分保険税調定額(退職被保険者等含む)をそれぞれ世帯総数・被保険者総数で除したもの。

※平成29年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大を行った。

※平成30年度に税額(率)改定を行った。

※平成30年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大を行った。

※平成31年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大を行った。

※令和2年度に税額(率)改定を行った。

※令和2年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大を行った。

※令和3年度に基礎控除の改定(33万円→43万円)等を行った。

## (3) 介護納付金分

(単位:円、世帯、人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
所得総額	26,495,387,512	24,612,194,827	23,403,398,640	23,319,359,712	24,003,972,142
所得割課税対象額	21,760,205,841	20,125,138,013	19,286,159,075	19,416,909,311	18,268,340,223
保険税算定額	1,072,121,786	878,302,737	841,438,996	810,717,265	773,341,595
所得割	587,519,486	462,872,337	443,575,996	427,166,465	401,898,395
均等割	335,893,300	290,308,800	277,493,400	261,970,800	253,453,200
平等割	148,709,000	125,121,600	120,369,600	121,580,000	117,990,000
法令に基づく減税額	243,608,386	188,611,537	180,292,296	171,642,765	164,132,195
均等割軽減額	95,230,710	84,389,130	80,871,870	75,762,050	76,242,530
平等割軽減額	44,782,650	38,364,000	36,899,520	37,045,000	37,271,500
課税限度超過額	102,615,802	64,929,345	61,618,999	57,932,217	49,742,940
税額の端数整理	979,224	929,062	901,907	903,498	875,225
調定額	828,513,400	689,691,200	661,146,700	639,074,500	609,209,400
一般被保険者	791,070,058	675,279,415	658,545,064	639,074,500	609,209,400
退職被保険者等	37,443,342	14,411,785	2,601,636	—	—
世帯数	27,038	26,067	25,077	24,316	23,598
保険税軽減	14,818	14,453	13,922	13,433	13,285
(割合)	54.8%	55.4%	55.5%	55.2%	56.3%
7割軽減	8,069	7,916	7,625	7,328	7,581
(割合)	29.8%	30.4%	30.4%	30.1%	32.1%
5割軽減	3,814	3,813	3,635	3,528	3,356
(割合)	14.1%	14.6%	14.5%	14.5%	14.2%
2割軽減	2,935	2,724	2,662	2,577	2,348
(割合)	10.9%	10.4%	10.6%	10.6%	9.9%
限度額超過	809	525	475	388	357
被保険者	32,611	31,216	29,838	28,788	27,852
保険税軽減	17,233	16,754	16,092	15,423	15,215
(割合)	52.8%	53.7%	53.9%	53.6%	54.6%
7割軽減	8,771	8,623	8,303	7,912	8,234
(割合)	26.9%	27.6%	27.8%	27.5%	29.6%
5割軽減	4,712	4,706	4,420	4,283	4,061
(割合)	14.4%	15.1%	14.8%	14.9%	14.6%
2割軽減	3,750	3,425	3,369	3,228	2,920
(割合)	11.5%	11.0%	11.3%	11.2%	10.5%
限度額超過	1,411	911	818	660	608
一世帯あたり所得額	979,931	944,190	933,262	959,013	1,017,204
一人あたり所得額	812,468	788,448	784,349	810,038	861,840
一世帯あたり調定額	30,643	26,458	26,365	26,282	25,816
一人あたり調定額	25,406	22,094	22,158	22,199	21,873

※調定額を除き、一般被保険者と退職被保険者等を合算したもの。(退職被保険者等は令和元年度で終了。)

※表示単位未満四捨五入。

※一世帯あたり所得額・一人あたり所得額は、所得総額をそれぞれ世帯総数・被保険者総数で除したもの。

※一世帯あたり調定額・一人あたり調定額は、現年分保険税調定額(退職被保険者等含む)をそれぞれ世帯総数・被保険者総数で除したもの。

※平成29年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大を行った。

※平成30年度に税額(率)改定を行った。

※平成30年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大を行った。

※平成31年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大を行った。

※令和2年度に税額(率)改定を行った。

※令和2年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大、及び課税限度額改定(16万円→17万円)を行った。

※令和3年度に基礎控除の改定(33万円→43万円)等を行った。

### 3 保険税の収納状況

(1) 年度別決算状況

【全体(一般被保険者分+退職被保険者等分)】

(単位:円、世帯、人)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
現年課税分	調定額	9,589,246,800	9,241,280,100	7,881,752,100	7,714,793,200	8,372,565,600	
	収入済額	8,765,566,930	8,476,475,389	7,305,488,347	7,129,204,973	7,734,725,837	
	還付未済額	13,750,639	11,483,735	10,714,200	10,409,900	16,329,838	
	不納欠損額	2,091,500	1,525,753	896,500	569,900	798,175	
	収入未済額	821,588,370	763,278,958	575,367,253	585,018,327	637,041,588	
	居所不明調定額	2,480,300	2,606,800	532,500	365,500	0	
	収納率①	91.55%	91.85%	92.82%	92.54%	92.58%	
	収納率②	91.43%	91.75%	92.69%	92.41%	92.38%	
	医療給付費分	調定額	6,840,862,578	6,607,245,818	5,186,688,118	5,083,572,884	5,793,389,643
		収入済額	6,266,223,320	6,072,142,647	4,817,833,510	4,708,245,357	5,363,345,207
		還付未済額	11,848,018	9,793,753	8,504,334	8,674,669	14,792,337
		不納欠損額	1,509,500	1,132,909	602,051	387,334	590,524
		収入未済額	573,129,758	533,970,262	368,252,557	374,940,193	429,453,912
	後期高齢者支援金分	居所不明調定額	1,772,900	1,852,100	343,900	223,000	0
調定額		1,894,594,602	1,831,468,242	2,016,942,875	1,977,394,791	1,950,684,768	
収入済額		1,738,926,064	1,686,666,667	1,873,841,994	1,829,726,839	1,803,887,334	
還付未済額		1,239,381	1,202,698	1,525,865	1,256,643	957,028	
不納欠損額		400,084	301,089	231,027	153,194	200,133	
介護納付金分	収入未済額	155,268,454	144,500,486	142,869,854	147,514,758	146,597,301	
	居所不明調定額	480,000	498,500	134,500	88,100	0	
	調定額	853,789,620	802,566,040	678,121,107	653,825,525	628,491,189	
	収入済額	760,417,546	717,666,075	613,812,843	591,232,777	567,493,296	
	還付未済額	663,240	487,284	684,001	478,588	580,473	
滞納繰越分	不納欠損額	181,916	91,755	63,422	29,372	7,518	
	収入未済額	93,190,158	84,808,210	64,244,842	62,563,376	60,990,375	
	居所不明調定額	227,400	256,200	54,100	54,400	0	
	調定額	4,045,577,344	3,693,496,652	3,211,434,205	2,898,590,109	2,591,861,262	
	収入済額	492,505,692	513,260,324	543,404,243	529,674,804	459,752,339	
	還付未済額	529,555	633,628	213,400	518,901	328,800	
	不納欠損額	635,448,193	698,174,856	314,378,421	332,456,183	295,313,557	
	収入未済額	2,917,623,459	2,482,061,472	2,353,651,541	2,036,459,122	1,836,795,366	
	居所不明調定額	1,216,100	1,812,400	999,500	265,900	0	
	収納率①	12.19%	13.91%	16.93%	18.29%	17.75%	
	収納率②	12.18%	13.90%	16.93%	18.28%	17.74%	
	医療給付費分	調定額	2,888,150,620	2,613,006,481	2,256,656,935	1,994,048,608	1,749,727,710
		収入済額	353,759,622	365,438,196	384,052,241	364,424,860	309,452,844
		還付未済額	479,028	610,987	196,375	471,917	294,460
不納欠損額		462,437,880	501,143,572	226,581,160	235,754,965	206,026,399	
収入未済額		2,071,953,118	1,746,424,713	1,646,023,534	1,393,868,783	1,234,248,467	
後期高齢者支援金分	居所不明調定額	857,100	1,233,900	708,200	189,000	0	
	調定額	719,947,048	669,987,473	591,958,526	570,996,380	544,359,352	
	収入済額	89,362,682	94,929,262	101,810,493	106,141,530	100,219,474	
	還付未済額	40,790	18,762	15,525	40,188	32,231	
	不納欠損額	107,165,965	121,198,566	55,129,276	60,930,676	54,639,823	
介護納付金分	収入未済額	523,418,401	453,859,645	435,018,757	403,924,174	389,500,055	
	居所不明調定額	234,400	333,900	192,400	62,100	0	
	調定額	437,479,676	410,502,698	362,818,744	333,545,121	297,774,200	
	収入済額	49,383,388	52,892,866	57,541,509	59,108,414	50,080,021	
	還付未済額	9,737	3,879	1,500	6,796	2,109	
計	不納欠損額	65,844,348	75,832,718	32,667,985	35,770,542	34,647,335	
	収入未済額	322,251,940	281,777,114	272,609,250	238,666,165	213,046,844	
	居所不明調定額	124,600	244,600	98,900	14,800	0	
	調定額	13,634,824,144	12,934,776,752	11,093,186,305	10,613,383,309	10,964,426,862	
	収入済額	9,258,072,622	8,989,735,713	7,848,892,590	7,658,879,777	8,194,478,176	
	還付未済額	14,280,194	12,117,363	10,927,600	10,928,801	16,658,638	
	不納欠損額	637,539,693	699,700,609	315,274,921	333,026,083	296,111,732	
	収入未済額	3,739,211,829	3,245,340,430	2,929,018,794	2,621,477,449	2,473,836,954	
	居所不明調定額	3,696,400	4,419,200	1,532,000	631,400	0	
	収納率①	68.00%	69.59%	70.85%	72.27%	74.89%	
	収納率②	67.92%	69.52%	70.76%	72.17%	74.74%	

※収納率①=(収入済額+還付未済額)÷調定額、収納率②=収入済額÷(調定額-居所不明調定額)。

## 【一般被保険者分】

(単位:円、世帯、人)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
現年課税分	調定額	9,293,567,222	9,097,878,814	7,834,106,060	7,707,820,147	8,372,550,709	
	収入済額	8,481,648,792	8,340,289,652	7,260,721,425	7,122,574,670	7,734,717,609	
	還付未済額	13,715,009	11,467,490	10,714,200	10,409,017	16,329,838	
	不納欠損額	2,084,000	1,508,253	868,500	569,900	798,175	
	収入未済額	809,834,430	756,080,909	572,516,135	584,675,577	637,034,925	
	居所不明調定額	2,480,300	2,606,800	532,500	365,500	0	
	収納率①	91.41%	91.80%	92.82%	92.54%	92.58%	
	収納率②	91.29%	91.70%	92.69%	92.41%	92.38%	
	医療給付費分	調定額	6,652,268,601	6,515,354,724	5,158,661,384	5,079,447,296	5,793,380,787
		収入済額	6,085,255,991	5,984,956,786	4,791,495,950	4,704,325,977	5,363,340,309
		還付未済額	11,820,123	9,781,178	8,504,334	8,674,284	14,792,337
		不納欠損額	1,504,800	1,121,609	585,851	387,334	590,524
		収入未済額	565,507,810	529,276,329	366,579,583	374,733,985	429,449,954
		居所不明調定額	1,772,900	1,852,100	343,900	223,000	0
		調定額	1,842,534,588	1,806,227,164	2,005,995,057	1,975,769,422	1,950,681,233
		収入済額	1,688,950,578	1,662,681,797	1,863,560,170	1,828,180,842	1,803,885,404
		還付未済額	1,232,253	1,199,371	1,525,865	1,256,493	957,028
		不納欠損額	398,894	298,089	224,727	153,194	200,133
	介護納付金分	収入未済額	153,185,116	143,247,278	142,210,160	147,435,386	146,595,696
		居所不明調定額	480,000	498,500	134,500	88,100	0
		調定額	798,764,033	776,296,926	669,449,619	652,603,429	628,488,689
収入済額		707,442,223	692,651,069	605,665,305	590,067,851	567,491,896	
還付未済額		662,633	486,941	684,001	478,240	580,473	
不納欠損額		180,306	88,555	57,922	29,372	7,518	
収入未済額		91,141,504	83,557,302	63,726,392	62,506,206	60,989,275	
居所不明調定額		227,400	256,200	54,100	54,400	0	
滞納繰越分		調定額	3,946,972,874	3,616,622,089	3,152,324,347	2,857,355,034	2,563,626,125
		収入済額	476,788,189	501,818,670	532,711,255	520,281,875	453,194,420
	還付未済額	525,655	633,628	213,400	518,901	328,800	
	不納欠損額	616,067,715	683,965,858	304,541,195	328,506,424	290,373,423	
	収入未済額	2,854,116,970	2,430,837,561	2,315,071,897	2,008,566,735	1,820,058,282	
	居所不明調定額	1,216,100	1,812,400	999,500	265,900	0	
	収納率①	12.09%	13.89%	16.91%	18.23%	17.69%	
	収納率②	12.08%	13.88%	16.90%	18.21%	17.68%	
	医療給付費分	調定額	2,822,305,585	2,562,084,695	2,217,602,736	1,966,928,677	1,731,171,093
		収入済額	343,393,663	357,905,161	377,134,825	358,291,790	305,193,424
		還付未済額	475,906	610,987	196,375	471,917	294,460
		不納欠損額	449,161,114	491,680,463	220,011,029	233,118,513	202,794,910
		収入未済額	2,029,750,808	1,712,499,071	1,620,456,882	1,375,518,374	1,223,182,759
		居所不明調定額	857,100	1,233,900	708,200	189,000	0
		調定額	703,392,137	656,762,665	581,735,561	563,605,717	539,235,428
		収入済額	86,664,611	92,965,117	99,937,480	104,482,385	98,984,068
		還付未済額	40,012	18,762	15,525	40,188	32,231
		不納欠損額	104,157,558	118,790,077	53,546,916	60,243,710	53,766,060
	介護納付金分	収入未済額	512,569,968	445,007,471	428,251,165	398,879,622	386,485,300
		居所不明調定額	234,400	333,900	192,400	62,100	0
		調定額	421,275,152	397,774,729	352,986,050	326,820,640	293,219,604
収入済額		46,729,915	50,948,392	55,638,950	57,507,700	49,016,928	
還付未済額		9,737	3,879	1,500	6,796	2,109	
不納欠損額		62,749,043	73,495,318	30,983,250	35,144,201	33,812,453	
収入未済額		311,796,194	273,331,019	266,363,850	234,168,739	210,390,223	
居所不明調定額		124,600	244,600	98,900	14,800	0	
計		調定額	13,240,540,096	12,714,500,903	10,986,430,407	10,565,175,181	10,936,176,834
		収入済額	8,958,436,981	8,842,108,322	7,793,432,680	7,642,856,545	8,187,912,029
	還付未済額	14,240,664	12,101,118	10,927,600	10,927,918	16,658,638	
	不納欠損額	618,151,715	685,474,111	305,409,695	329,076,324	291,171,598	
	収入未済額	3,663,951,400	3,186,918,470	2,887,588,032	2,593,242,312	2,457,093,207	
	居所不明調定額	3,696,400	4,419,200	1,532,000	631,400	0	
	収納率①	67.77%	69.64%	71.04%	72.44%	75.02%	
	収納率②	67.68%	69.57%	70.95%	72.34%	74.87%	

※収納率①=(収入済額+還付未済額)÷調定額、収納率②=収入済額÷(調定額-居所不明調定額)。

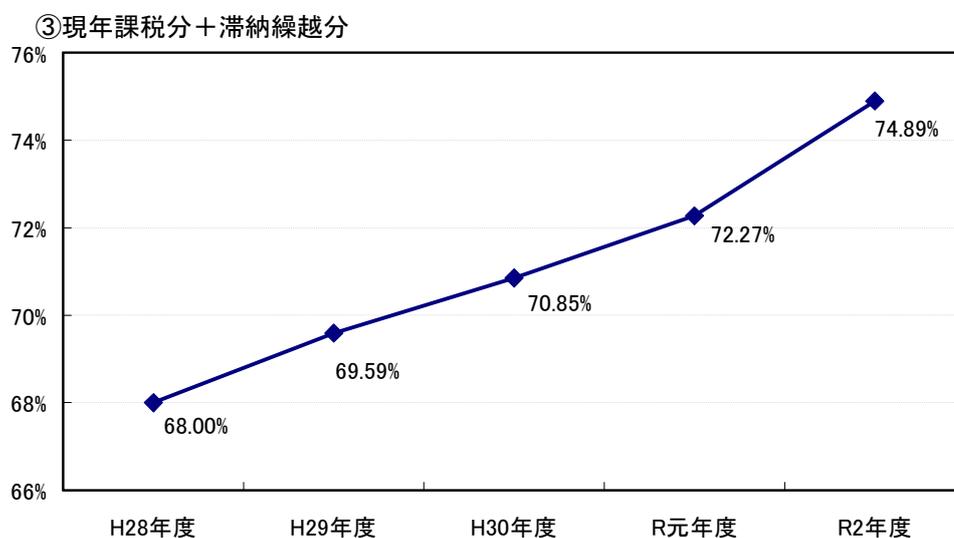
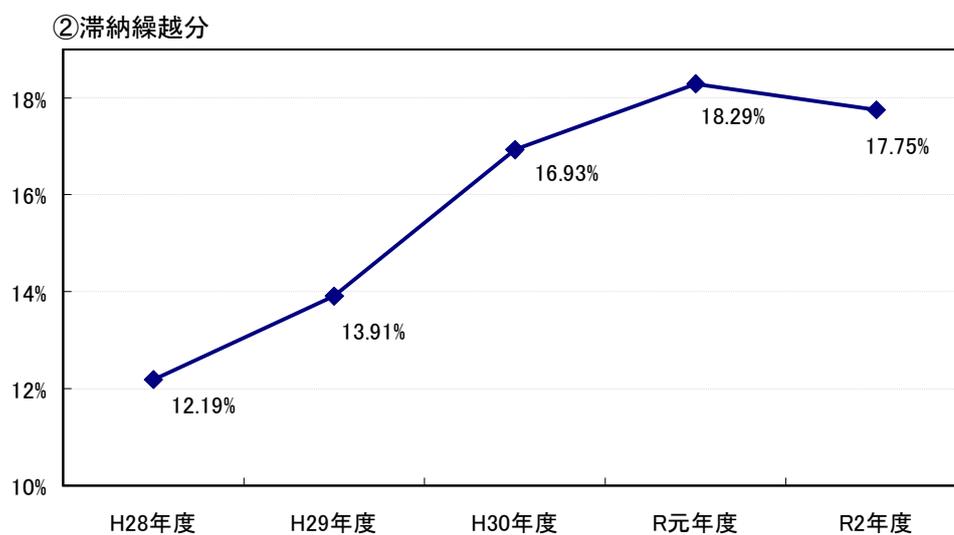
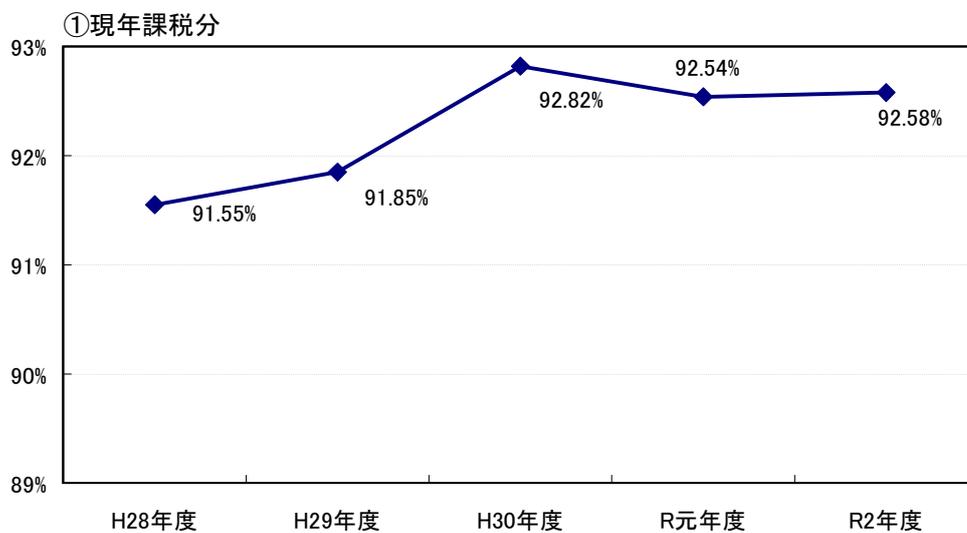
【退職被保険者等分】

(単位:円、世帯、人)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
現年課税分	調定額	295,679,578	143,401,286	47,646,040	6,973,053	14,891	
	収入済額	283,918,138	136,185,737	44,766,922	6,630,303	8,228	
	還付未済額	35,630	16,245	0	883	0	
	不納欠損額	7,500	17,500	28,000	0	0	
	収入未済額	11,753,940	7,198,049	2,851,118	342,750	6,663	
	居所不明調定額	0	0	0	0	0	
	収納率①	96.03%	94.98%	93.96%	95.10%	55.25%	
	収納率②	96.02%	94.97%	93.96%	95.08%	55.25%	
	医療給付費分	調定額	188,593,977	91,891,094	28,026,734	4,125,588	8,856
	収入済額	180,967,329	87,185,861	26,337,560	3,919,380	4,898	
	還付未済額	27,895	12,575	0	385	0	
	不納欠損額	4,700	11,300	16,200	0	0	
	収入未済額	7,621,948	4,693,933	1,672,974	206,208	3,958	
	居所不明調定額	0	0	0	0	0	
	後期高齢者支援金分	調定額	52,060,014	25,241,078	10,947,818	1,625,369	3,535
	収入済額	49,975,486	23,984,870	10,281,824	1,545,997	1,930	
	還付未済額	7,128	3,327	0	150	0	
	不納欠損額	1,190	3,000	6,300	0	0	
	収入未済額	2,083,338	1,253,208	659,694	79,372	1,605	
居所不明調定額	0	0	0	0	0		
介護納付金分	調定額	55,025,587	26,269,114	8,671,488	1,222,096	2,500	
収入済額	52,975,323	25,015,006	8,147,538	1,164,926	1,400		
還付未済額	607	343	0	348	0		
不納欠損額	1,610	3,200	5,500	0	0		
収入未済額	2,048,654	1,250,908	518,450	57,170	1,100		
居所不明調定額	0	0	0	0	0		
滞納繰越分	調定額	98,604,470	76,874,563	59,109,858	41,235,075	28,235,137	
	収入済額	15,717,503	11,441,654	10,692,988	9,392,929	6,557,919	
	還付未済額	3,900	0	0	0	0	
	不納欠損額	19,380,478	14,208,998	9,837,226	3,949,759	4,940,134	
	収入未済額	63,506,489	51,223,911	38,579,644	27,892,387	16,737,084	
	居所不明調定額	0	0	0	0	0	
	収納率①	15.94%	14.88%	18.09%	22.78%	23.23%	
	収納率②	15.94%	14.88%	18.09%	22.78%	23.23%	
	医療給付費分	調定額	65,845,035	50,921,786	39,054,199	27,119,931	18,556,617
	収入済額	10,365,959	7,533,035	6,917,416	6,133,070	4,259,420	
	還付未済額	3,122	0	0	0	0	
	不納欠損額	13,276,766	9,463,109	6,570,131	2,636,452	3,231,489	
	収入未済額	42,202,310	33,925,642	25,566,652	18,350,409	11,065,708	
	居所不明調定額	0	0	0	0	0	
	後期高齢者支援金分	調定額	16,554,911	13,224,808	10,222,965	7,390,663	5,123,924
	収入済額	2,698,071	1,964,145	1,873,013	1,659,145	1,235,406	
	還付未済額	778	0	0	0	0	
	不納欠損額	3,008,407	2,408,489	1,582,360	686,966	873,763	
	収入未済額	10,848,433	8,852,174	6,767,592	5,044,552	3,014,755	
居所不明調定額	0	0	0	0	0		
介護納付金分	調定額	16,204,524	12,727,969	9,832,694	6,724,481	4,554,596	
収入済額	2,653,473	1,944,474	1,902,559	1,600,714	1,063,093		
還付未済額	0	0	0	0	0		
不納欠損額	3,095,305	2,337,400	1,684,735	626,341	834,882		
収入未済額	10,455,746	8,446,095	6,245,400	4,497,426	2,656,621		
居所不明調定額	0	0	0	0	0		
計	調定額	394,284,048	220,275,849	106,755,898	48,208,128	28,250,028	
	収入済額	299,635,641	147,627,391	55,459,910	16,023,232	6,566,147	
	還付未済額	39,530	16,245	0	883	0	
	不納欠損額	19,387,978	14,226,498	9,865,226	3,949,759	4,940,134	
	収入未済額	75,260,429	58,421,960	41,430,762	28,235,137	16,743,747	
	居所不明調定額	0	0	0	0	0	
収納率①	76.00%	67.03%	51.95%	33.24%	23.24%		
収納率②	75.99%	67.02%	51.95%	33.24%	23.24%		

※収納率①=(収入済額+還付未済額)÷調定額、収納率②=収入済額÷(調定額-居所不明調定額)。

(2) 収納率の推移



※収納率は、(収入済額＋還付未済額)÷調定額。

## (3) 収納状況

## ① 納付方法別収納額(現年課税分)

(単位:円)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
口座振替		3,855,907,600	3,613,138,500	3,056,142,600	2,851,346,600	3,080,503,100
	(割合)	43.99%	42.63%	41.83%	40.00%	39.83%
自主納付	銀行・窓口納付	1,963,734,786	1,822,197,283	1,480,416,737	1,376,055,728	1,416,199,050
	(割合)	22.40%	21.50%	20.26%	19.30%	18.31%
	コンビニ納付	1,777,562,139	1,848,867,978	1,665,744,088	1,732,436,314	2,061,525,399
	(割合)	20.28%	21.81%	22.80%	24.30%	26.65%
	ペイジー			25,225,300	29,736,200	55,983,022
	(割合)			0.35%	0.42%	0.72%
PayB(ペイビー)				375,500	10,750,600	18,045,500
	(割合)			0.01%	0.15%	0.23%
特別徴収		851,510,200	962,147,300	934,132,700	1,021,687,600	1,087,751,800
	(割合)	9.71%	11.35%	12.79%	14.33%	14.06%
徴収嘱託員		316,852,205	230,124,328	143,451,422	107,191,931	14,717,966
	(割合)	3.62%	2.71%	1.96%	1.50%	0.20%
合計		8,765,566,930	8,476,475,389	7,305,488,347	7,129,204,973	7,734,725,837
	(割合)	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したものの。

## ② 口座振替利用状況

(単位:世帯、円)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用状況	国保加入世帯数	60,369	58,758	57,969	57,156	56,792
	利用世帯数	18,571	17,744	16,906	16,133	15,849
	利用率	30.76%	30.20%	29.16%	28.23%	27.91%
収納状況	口座振替調定額	4,125,583,900	3,859,220,200	3,241,050,900	3,034,581,434	3,234,039,400
	口座振替収納額	3,855,907,600	3,613,138,500	3,056,142,600	2,851,346,600	3,080,503,100
	収納率	93.46%	93.62%	94.29%	93.96%	95.25%

※利用状況は各年度末(3月末)時点。

## ③ コンビニ納付件数と納付額の推移

(単位:件、円)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
納付件数		146,868	154,824	159,292	161,887	174,468
	(前年比)	+0.26%	+5.42%	+2.89%	+1.63%	+7.77%
納付金額		1,883,139,348	1,964,978,442	1,798,402,419	1,868,917,068	2,219,145,534
	(前年比)	+27.94%	+4.35%	△8.48%	+3.92%	+18.74%

※H27年9月からコンビニ利用可能納付拡大(滞納繰越分もコンビニ納付可能)

## (4) 不納欠損の状況

## ① 不納欠損の推移

(単位:人、件、円)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人数		12,307	11,857	6,024	6,361	5,738
件(期)数		51,649	52,882	22,515	24,765	22,283
不納欠損額		637,539,693	699,700,609	315,274,921	333,026,083	296,111,732

※人数は不納欠損を行った年度分合算しており、同一の納税者で複数年度ある場合は該当年度分計上している。

## ② 令和2年度不納欠損事由別状況

(単位:人、件、円)

	執行停止				時効	執行停止中 時効	計
	法第15条の7 第1項第1号	法第15条の7 第1項第2号	法第15条の7 第1項第3号	法第15条の7 第5項	法第18条 第1項		
人数	739	186	141	683	49	3,940	5,738
件(期)数	2,412	837	841	3,309	157	14,727	22,283
不納欠損額	39,461,076	14,145,164	10,301,000	35,266,824	2,319,200	194,618,468	296,111,732

※人数については、同一の納税者で複数の事由により不納欠損を行っているため、事由毎に計上している。

## (5) 督促、滞納処分、執行停止

## ① 督促状発送状況

(単位:件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
発送件数	122,006	113,421	104,516	101,670	87,581

## ② 滞納処分状況

(単位:件、円)

差押	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
預金	2,003	445,861,382	3,594	808,306,354	3,613	745,224,308	2,954	586,960,356	1,490	276,986,944
給与	3	3,222,000	60	39,651,826	96	58,075,551	97	43,511,860	93	39,435,978
不動産	0	0	13	35,744,914	35	29,525,012	30	37,266,234	26	27,958,112
生命保険	175	71,040,552	161	74,889,067	184	68,902,170	211	128,484,639	85	25,676,331
その他	3	4,491,900	26	18,961,960	26	19,672,925	24	34,696,862	15	7,357,745
国税還付金	232	66,382,419	26	14,794,730	181	51,972,353	29	5,463,209	43	11,478,894
小計	2,416	590,998,253	3,880	992,348,851	4,135	973,372,319	3,345	836,383,160	1,752	388,894,004
交付要求	45	8,661,090	81	18,731,472	73	22,489,951	51	20,102,932	41	9,813,516
合計	2,461	599,659,343	3,961	1,011,080,323	4,208	995,862,270	3,396	856,486,092	1,793	398,707,520

換価	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
預金	2,003	67,633,008	3,577	137,359,988	3,627	132,709,359	2,951	107,952,941	1,390	63,328,728
給与	159	8,348,900	301	16,644,853	846	24,076,330	691	29,196,904	693	25,224,661
不動産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生命保険	61	8,559,620	54	8,154,161	51	9,511,781	99	28,193,451	45	9,321,435
その他	13	4,125,282	91	5,367,745	135	6,189,216	134	6,433,978	122	5,182,137
国税還付金	180	9,207,786	178	9,363,973	148	13,585,438	65	8,095,965	64	9,023,542
小計	2,416	97,874,596	4,201	176,890,720	4,807	186,072,124	3,940	179,873,239	2,314	112,080,503
交付要求	9	2,261,703	11	2,354,519	22	4,989,815	9	1,739,597	11	2,255,353
合計	2,425	100,136,299	4,212	179,245,239	4,829	191,061,939	3,949	181,612,836	2,325	114,335,856

## ③ 執行停止状況

(単位:人、件、円)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
法第15条の7 第1項第1号	人数	7,958	8,723	8,895	9,260	9,709
	件(期)数	142,091	161,269	173,201	188,530	201,943
	金額	1,763,218,784	2,021,101,273	2,173,213,655	2,368,195,567	2,558,918,866
法第15条の7 第1項第2号	人数	1,084	1,333	1,632	2,072	2,455
	件(期)数	7,958	12,300	16,787	20,211	25,038
	金額	131,773,055	170,911,056	249,034,120	339,757,595	438,481,449
法第15条の7 第1項第3号	人数	415	479	515	556	568
	件(期)数	8,344	9,243	9,954	10,491	10,842
	金額	79,232,397	96,650,022	105,562,606	110,211,069	113,977,345
法第15条の7 第5項	人数	840	1,176	1,434	1,826	2,099
	件(期)数	9,958	12,255	15,041	19,536	22,856
	金額	97,701,999	160,643,508	193,619,442	241,255,424	278,027,848
合計	人数	10,297	11,711	12,476	13,714	14,831
	件(期)数	168,351	195,067	214,983	238,768	260,679
	金額	2,071,926,235	2,449,305,859	2,721,429,823	3,059,419,655	3,389,405,508

※各年度末に執行停止中であった人数、件(期)数、金額の合計。

## 関係資料

### 1 宮崎市国民健康保険事業の沿革

年月日	内 容
昭和 19. 8	国民健康保険組合設立の準備に着手
20. 3. 31	国民健康保険組合の発足
9. 1	国民健康保険組合の事業開始
23. 9. 24	国民健康保険条例制定
10. 1	国民健康保険事業開始(公営) 衛生課保険係設置(職員 27 人、保健婦 3 人)、国民健康保険運営協議会設置(定員 7 人) (世帯数)21, 240 世帯、(被保険者数)82, 410 人、(助産費)150 円 (給付期間)一般疾病 1 年、結核・精神病 2 年(世帯主・世帯員とも 5 割給付)
24. 2. 1	助産費 300 円に引上げ
7. 1	一部負担金の事後徴収を窓口徴収に改める
8. 10	国民健康保険運営協議会委員の定数を 7→10 人に改正 使用人一人につき割増金 30 円を加算
9. 1	国民健康保険料徴収員を徴収課に統合
10. 1	健康保険・共済組合・その他の保険の被扶養者を除外
25. 6. 1	保険課の設置(職員 35 人、保健婦 4 人)
26. 4. 1	木花村と合併、木花診療所を市直営の直診勘定として発足
27. 10. 1	休止していた農業会運営の倉岡地区、国保組合廃止中の瓜生野地区国保事業を公営として開始
28. 10. 1	国保組合休止中の青島地区の国保事業を公営として開始
11. 1	給付期間を結核・精神病 3 年、一般疾病を転帰までに変更
30. 8. 1	初診料の給付制限徹底
31. 4. 1	往診・患者移送の給付制限撤廃、課税限度額 50, 000 円に引上げ
33. 4. 1	住吉支所管内国民健康保険を開始
34. 3. 16	国民健康保険運営協議会委員の定数を 10→12 人に改正
4. 1	助産費 500 円に引上げ、給付資格取得後の待期間及び看護の給付制限撤廃
35. 3. 31	木花診療所の直営を休止
4. 1	保険税に改める
36. 1. 1	医師への支払を国保連合会へ委託
4. 1	国民健康保険が全体に普及し、国民皆保険の達成
10. 1	世帯主の結核性疾患、精神障害に対する 7 割給付実施
37. 4. 1	給食、歯科補てつ、寝具設備の給付制限撤廃、葬祭費 1, 000 円の給付開始
12. 1	助産費 1, 000 円に引上げ
38. 3. 22	木花診療所の廃止
4. 1	助産費・葬祭費とも 2, 000 円に引上げ、生目村と合併
10. 1	世帯主 7 割給付の実施
39. 7. 1	はり・きゅう施術料の一部負担金給付の実施(1 施術料 45 円、2 施術料 60 円)
42. 6. 1	はり・きゅう施術料負担金を一律 80 円に引上げ
7. 1	機構改革により収税係を収納課へ移管(人件費 15 名分負担)※移管前収税係職員数 24 名
10. 1	薬価基準の改正により、医科 3. 97%、歯科 0. 21%引下げ
12. 1	診療報酬引上げ(医科 7. 68%、歯科 12. 65%)
43. 1. 1	世帯員数 7 割給付の実施
7. 1	歯科材料費引上げ 1. 99%
44. 6. 1	はり・きゅう施術料負担金を一律 100 円に引上げ
45. 2. 1	診療報酬引上げ(医科 8. 77%、歯科 9. 73%)
4. 1	助産費 10, 000 円、葬祭費 5, 000 円に引上げ、診療報酬引上げ(医科 0. 97%)

年月日	内 容
昭和 45. 7. 1	課税限度額 80,000 円に引上げ
46. 4. 1	高齢者(85 歳以上) 給付付加金の開始
10. 1	高齢者(70 歳以上) 給付付加金の開始
47. 2. 1	診療報酬引上げ(医科及び歯科 13.70%、調剤 6.54%)
3.31	高齢者(70 歳以上) 給付付加金の廃止
4. 1	はり・きゅう施術料負担金を一律 150 円に引上げ
48. 1. 1	老人医療無料制度実施
12. 1	高額療養費支給の開始(自己負担限度額 30,000 円)
49. 2. 1	診療報酬引上げ(医科 19.0%、歯科 19.9%、調剤 8.5%)
4. 1	助産費 20,000 円、課税限度額 120,000 円に引上げ
10. 1	診療報酬引上げ(医科 16.0%、歯科 16.2%、調剤 6.6%)
50. 4. 1	はり・きゅう施術料負担金を一律 200 円に引上げ
7. 1	助産費 40,000 円に引上げ
10. 1	高額療養費法定給付、診療報酬全国決済制度発足
51. 4. 1	診療報酬引上げ(医科 9.0%、歯科 4.9%)、課税限度額 150,000 円に引上げ 保険税の納期を 4→5 期に改正
8. 1	診療報酬引上げ(歯科 9.6%)、高額療養費の自己負担限度額 39,000 円に引上げ はり・きゅう施術料負担金を一律 300 円に引上げ
52. 4. 1	葬祭費 10,000 円、課税限度額 170,000 円に引上げ、擬制世帯主の所得割課税廃止
10. 1	助産費 60,000 円に引上げ
53. 2. 1	診療報酬引上げ(医科 9.3%、歯科 12.5%)
4. 1	葬祭費 20,000 円、課税限度額 190,000 円、はり・きゅう施術料負担金を一律 500 円に引上げ はり・きゅう施術料負担金の点字による申請書採用、高額療養費委託払い制度開始
11. 6	宮崎市国保 30 周年記念行事として健康優良家庭を表彰 (5 人世帯 2 世帯、4 人世帯 5 世帯、3 人世帯 25 世帯、2 人世帯 168 世帯、単身世帯 655 世帯)
54. 4. 1	課税限度額 220,000 円に引上げ 保健婦(9 名)を市民部衛生課へ移管、高額療養費委任払い制度を国立赤江療養所と協定
55. 3. 1	医療用 X 線フィルム価格、歯科材料価格基準引上げ
4. 1	助産費 80,000 円、課税限度額 240,000 円に引上げ
56. 4. 1	課税限度額 260,000 円に引上げ、はり・きゅう施術に「あんま」を追加 はり・きゅう・あんま施術料補助として、一般会計より 1,000 万円繰り入れ
6. 1	高額療養費委任払い制度を宮崎県立病院と協定 診療報酬引上げ 8.1%(医科 8.4%、歯科 5.9%、調剤 3.8%) 薬価基準引下げ 18.6%(医科 6.7%、歯科 0.7%、調剤 13.2%)
6.30	すべての外国人を被保険者とする
11. 1	機構改革により収納係を納税課から移管(13 名)
57. 3. 1	助産費 100,000 円に引上げ
4. 1	課税限度額 270,000 円、はり・きゅう・あんま施術料負担金を一律 600 円に引上げ
4.12	職員 1 名増員(収納係)
9. 1	高額療養費自己負担限度額改正(S57. 9.1 から 45,000 円、S58. 1.1 から 51,000 円、ただし市民 税非課税世帯、70 歳以上は 39,000 円に据置)
58. 1. 1	薬価基準改定 4.9%引下げ
2. 1	老人保健制度施行(老人保健法公布 S57. 8. 17)
4. 1	課税限度額 280,000 円、はり・きゅう・あんま施術料負担金 2 術 800 円に引上げ 徴収嘱託員制度採用(基本給)
8. 1	助産費支給事務を保険課にて取扱(市民課取扱分のみ)
59. 3. 1	診療報酬引上げ 2.79%(医科 3.0%、歯科 1.1%、調剤 1.0%)、薬価基準引下げ 16.6%
4. 1	課税限度額 350,000 円に引上げ

年月日	内 容
昭和 59. 7. 18 7. 30 10. 1	高額療養費共同事業の実施(7月診療分から適用) 高額療養費委任払い制度を宮崎医科大学病院と協定 退職者医療制度施行(S59. 8. 14 公布) 一部負担金 退職者本人…医療費の2割、扶養家族…外来は医療費の3割、入院は医療費の2割 高額療養費自己負担限度額改正 (一般)51,000円(据置)、(低所得者)30,000円 一世帯で30,000円(低所得者は21,000円)以上の負担が複数を生じた場合は合算して適用 年間4回以上高額療養費が支給される場合は、4回目以降は30,000円(低所得者21,000円) 長期高額疾病患者の負担軽減(血友病、人工透析について1ヶ月の限度額が10,000円) 高額療養費委任払い制度を宮崎県富養園と協定
60. 4. 1 8. 1 11. 11	保険税の納期を5→9期に改正 はり・きゅう・あんま施術料負担金 1術700円、2術900円に引上げ 国民健康保険運営協議会委員に新たに被用者保険等保険者代表委員3名増員 保険税徴収嘱託員8→11名に増員
61. 4. 1 5. 1	課税限度額370,000円に引上げ はり・きゅう・あんま施術料負担金 (1術)はり又はきゅう800円、あんま1,000円、(2術) はり・きゅう1,000円、はり・あんま1,300円に引上げ はり・きゅう・あんま施術料補助として、一般会計より2,000万円繰り入れ 保険税徴収嘱託員11→25名に増員、宮崎県内国保事業共同電算事業開始 診療報酬引上げ2.3%(医科2.5%、歯科1.5%)、薬価基準引下げ5.1% 高額療養費自己負担限度額(市民税課税世帯)54,000円に引上げ(5月診療分から)
62. 1. 1 4. 1 10. 1	老人保健法一部改正 (1)一部負担金引上げ 外来(1ヶ月)400→800円、入院(1日)300→400円※低所得者は据置 (2)老人保健拠出金加入者按分率の引上げ 昭和62年度から90%(61年度80%)、平成2年度から100% 国民健康保険法一部改正(資格証明書の発行) 課税限度額390,000円に引上げ 保険税徴収嘱託員25→28名に増員
63. 4. 1 6. 1	診療報酬引上げ3.4%(医科3.8%、調剤1.7%)、薬価基準引下げ2.9% 国民健康保険法一部改正(保険基盤安定制度創設等)
平成元. 3. 1 4. 1 6. 1	助産費130,000円に引上げ 課税限度額420,000円に引上げ、診療報酬引上げ0.11%、薬価基準引上げ0.65% 高額療養費自己負担限度額の引上げ(6月診療分から適用) (市民税課税世帯)57,000円、(非課税世帯)31,800円に引上げ 1年間に4回以上高額療養費が支給される場合は4回目以降、(市民税課税世帯)33,000円、 (非課税世帯)22,000円に引上げ 診療報酬引上げ1.0%(歯科)
2. 4. 1	国民健康保険法一部改正(保険基盤安定制度化) はり・きゅう・あんま施術利用限度回数の変更(60回→84回)、保険税の納期を9→12期に変更、診療報酬引上げ3.7%(医科4.0%、歯科1.4%、調剤1.9%)、薬価基準引下げ2.7%
3. 4. 1 5. 1 6. 1	はり・きゅう・あんま施術料負担金 (1術)はり又はきゅう900円、あんま1,100円、(2術) はり・きゅう1,100円、はり・あんま1,400円に引上げ 高額療養費自己負担限度額の引上げ(5月診療分から適用) (市民税課税世帯)60,000円、(非課税世帯)33,600円に引上げ 1年間に4回以上高額療養費が支給される場合は4回目以降、(市民税課税世帯)34,800円、 (非課税世帯)23,400円に引上げ 半日人間ドック健診費助成〔対象30歳以上、助成額14,000円(費用の7割)〕

年月日	内 容
平成 4. 1. 1	老人保健法一部改正(一部負担金他) 保険税改定(所得割 7.55%に引下げ、課税限度額 460,000 円に引上げ) 助産費 240,000 円に引上げ 人件費等一般財源化(普通交付税算入)…一般会計からの繰入金 診療報酬引上げ 5.0%(医科 5.4%、歯科 2.7%、調剤 1.9%)、薬価基準引下げ 2.4%、材料等 0.1%引下げ
6. 1	泊り人間ドック健診費助成〔対象 30 歳以上、助成額 35,000 円(費用の 7 割)〕
5. 4. 1	はり・きゅう・あんま施術料負担金 (1 術)はり又はきゅう 1,000 円、あんま 1,200 円、(2 術)はり・きゅう 1,200 円、はり・あんま 1,500 円)引上げ
5. 1	高額療養費自己負担限度額の引上げ(5 月診療分から適用) (市民税課税世帯)63,000 円、(非課税世帯)35,400 円に引上げ 1 年間に 4 回以上高額療養費が支給される場合は 4 回目以降、(市民税課税世帯)37,200 円、(非課税世帯)24,600 円に引上げ
7. 15	歯科検診補助開始(費用 2,300 円全額市負担)
6. 4. 1	課税限度額 500,000 円に引上げ はり・きゅう・あんま施術料負担金 1 術 1,200 円、2 術 1,500 円に統一 診療報酬引上げ 3.3%(医科 3.5%、歯科 2.1%、調剤 2.0%)、薬価基準引下げ 2.1%
7. 1	脳ドック検診費助成〔対象 30 歳以上、助成額 35,000 円(費用の 7 割)〕
10. 1	国民健康保険法一部改正(出産育児一時金の創設等) 出産育児一時金 1 件 300,000 円 入院時食事療養費の創設 (市民税課税世帯)600 円/日、(非課税世帯)450 円/日、(非課税世帯で、4 ヶ月以上入院の場合)300 円/日、(非課税世帯の老齢福祉年金受給権者)200 円/日
7. 4. 1	課税限度額 520,000 円に引上げ はり・きゅう・あんま施術料負担金 1 術 1,300 円、2 術 1,600 円に引上げ 診療報酬引上げ 1.5%(医科 1.7%、歯科 0.2%、調剤 0.1%)
8. 4. 1	保険税改定(所得割 7.55→8.55%、均等割 18,630→30,000 円、平等割 20,280→29,000 円) 診療報酬引上げ 3.4%(医科 3.6%、歯科 2.2%、調剤 1.3%)、薬価基準引下げ 2.6% 老人保健法一部改正 (1)一部負担金 外来(1 月)1,010→1,020 円、入院(1 日)700→710 円に引上げ※低所得者は据置 (2)老人保健拠出金加入者按分率 22→24%に引上げ
6. 1	高額療養費自己負担限度額の引上げ(市民税課税世帯)63,600 円(6 月診療分から適用)
10. 1	入院時食事療養費の改定 (市民税課税世帯)760 円/日、(非課税世帯)650 円/日、(非課税世帯で、4 ヶ月以上入院の場合)500 円/日
9. 4. 1	課税限度額 530,000 円に引上げ
9. 1	老人保健法一部改正 (1)一部負担金 外来(1 月)1,020 円→(1 回)500 円(同一保険医療機関等ごとに 1 ヶ月 4 回を限度)、入院(1 日)700→1,000 円に引上げ※低所得者は 300→500 円に引上げ (2)薬剤の一部負担金導入
10. 4. 1	診療報酬引上げ 1.5%(医科 1.5%、歯科 1.5%、調剤 0.7%)、薬価基準引下げ 2.8% 国民健康保険事務費負担金の一般財源化 老人保健法一部改正(一部負担金 入院(1 日)1,000→1,100 円に引上げ)
6. 17	老人保健法一部改正(老人保健拠出金加入者按分率 25→30%に引上げ)
7. 1	国民健康保険法一部改正(退職者に係る老人医療費拠出金の負担見直し)
11. 4. 1	老人保健法一部改正 一部負担金 外来(1 回)500→530 円(同一保険医療機関等ごとに 1 ヶ月 4 回を限度)、入院(1 日)1,100→1,200 円に引上げ

年月日	内 容
平成 12. 4. 1	介護保険制度の施行 保険税改定 (医療分)所得割 8.55→8.20%、均等割 30,000→29,000 円、平等割 29,000→28,000 円 (介護分)所得割 1.00%、均等割 5,600 円、平等割 3,300 円、課税限度額 7 万円 保険税納期の変更 12→10 期 診療報酬引上げ 1.9%(医科 2.0%、歯科 2.0%、調剤 0.8%)、薬価基準引下げ 1.6%、材料価格引下げ 0.1% 国民健康保険の保険者事務が、団体委任事務から自治事務へ 老人医療係が高齢福祉課より移管、収納係を収納第一係と収納第二係に分割
13. 1. 1	国民健康保険法一部改正 (1)高額療養費制度 ①上位所得世帯を設定 自己負担限度額 121,800 円、(多数該当)70,800 円 ②一定の療養費を超えた部分について限度額へ 1%の加算 (一般) 63,600 円+(医療費-318,000 円)×1% (上位所得)121,800 円+(医療費-609,000 円)×1% (2)入院時食事療養費標準負担額 760→780 円に引上げ (3)海外療養費制度の創設 老人保健法一部改正 (1)老人医療の一部負担金変更(原則定率 1 割制度の導入) ①外来 (院外)病院1,500 円・薬局1,500 円(200床以上の病院の場合それぞれ2,500 円) (院内)病院3,000 円(200床以上の病院の場合5,000 円) ②入院 (一般)37,200 円、(市民税非課税世帯)24,600 円、 (高齢福祉年金受給者)15,000 円 (2)老人に係る薬剤一部負担金の廃止 (3)入院時食事療養費標準負担額を、760→780 円に引上げ (4)高額医療費支給制度の創設(同一世帯に属する複数の老人が、同一の月に入院した場合) (課税世帯) 30,000 円以上を合算して 37,200 円を越える額 (非課税世帯)21,000 円以上を合算して 24,600 円を越える額
4. 1	保険税改定 (医療分)所得割 8.2→7.9%、均等割 29,000→25,000 円、平等割 28,000→26,000 円
14. 1. 1	出産育児一時金貸付金開始
4. 1	宮崎市国民健康保険税の減免に関する取扱要綱施行 老人医療の外来一部負担金改定 (定額制)850 円/日 (院外)病院 1,600 円・薬局 1,600 円(200 床以上の病院の場合各 2,650 円) (院内)病院 3,200 円(200 床以上の病院の場合 5,300 円)
10. 1	国民健康保険法一部改正 (1)一部負担金見直し (3 歳未満)2 割、(70 歳以上)1 割(一定以上所得者 2 割) (2)高額療養費制度 ①70 歳未満の自己負担限度額 (一般) 72,300 円+(医療費-361,500 円)×1% (上位所得)139,800 円+(医療費-699,000 円)×1% 世帯合算対象基準額 21,000 円 多数該当 4 回目以降(一般)40,200 円、(上位所得)77,700 円

年月日	内 容
平成 14. 10. 1	国民健康保険法一部改正 (2)高額療養費制度(続き) ②70 歳以上の自己負担限度額 (一定以上所得) 外来 40,200 円、入院時限度額 72,300 円 + (医療費 - 361,500 円) × 1% (多数該当の場合 4 回目以降 40,200 円) (一般) 外来 12,000 円、入院時限度額 40,200 円 (低所得者Ⅱ) 外来 8,000 円、入院時限度額 24,600 円 (低所得者Ⅰ) 外来 8,000 円、入院時限度額 15,000 円 老人保健法一部改正 (1)老人医療受給対象年齢を 75 歳以上に引き上げ(S7.9.30 以前生まれは引き続き対象) (2)一部負担金の見直し(完全定率 1 割(一定以上所得者 2 割)) ※外来・入院の月額上限、外来の診療所での定額制廃止 (3)高額療養費制度(国民健康保険の 70 歳以上の場合と同様)
15. 4. 1	国民健康保険法一部改正 (1)退職被保険者と被扶養者の一部負担金の見直し (3 歳以上 70 歳未満) 3 割、退職被保険者の特例療養費の廃止 (2)高額療養費制度(70 歳未満の自己負担限度額) (一般) 72,300 円 + (医療費 - 241,000 円) × 1% (上位所得) 139,800 円 + (医療費 - 466,000 円) × 1% 保険税改定 (医療分) 所得割 7.9 → 7.7%、均等割 25,000 → 24,000 円、平等割 26,000 → 23,000 円 (介護分) 所得割 1.0 → 1.3%、均等割 5,600 → 6,300 円、平等割 3,300 → 3,800 円、 課税限度額 7 → 8 万円 地方税法改正(保険税算定方法の見直し) 公的年金等特別控除(17 万円)の廃止、給与所得特別控除(2 万円)の廃止、青色専従者給与等 控除の適用、長期譲渡所得等特別控除の適用
10. 1	国民健康保険被保険者証の個人カード化
16. 4. 1	国民健康保険税条例の一部改正(H17 課税から長期譲渡所得等の特別控除(100 万円)を廃止) はり・きゅう・あんま施術規則の一部改正 施術回数加算廃止(年間 84 回を限度)、滞納世帯への施設利用者証の交付制限の設定
8. 1	国民健康保険被保険者証と高齢受給者証の一体化
17. 4. 1	保険税改定 (医療分) 所得割 7.7 → 9.2%、均等割 24,000 → 27,000 円、平等割 23,000 → 28,400 円 (介護分) 所得割 1.3 → 1.9%、均等割 6,300 → 7,500 円、平等割 3,800 → 5,700 円 はり・きゅう・あんま施術料負担金改定 1 術 1,300 → 1,200 円、2 術 1,600 → 1,500 円に引下げ
18. 1. 1	佐土原町、田野町、高岡町と合併
4. 1	保険税改定 (介護分) 課税限度額 8 → 9 万円
8. 1	国民健康保険制度「一定以上所得者」、及び老人保健医療制度「現役並み所得者」の判定収入 基準引下げ (70 歳以上が 1 人) 年収 484 → 383 万円、(70 歳以上が 2 人以上) 年収 621 → 520 万円未満
10. 1	国民健康保険法及び老人保健法一部改正 (1)自己負担割合の変更 国民健康保険制度「一定以上所得者」、及び老人保健医療制度「現役並み所得者」の自己 負担割合が、2 → 3 割に引上げ

年月日	内 容
平成 18. 10. 1	<p>国民健康保険法及び老人保健法一部改正(続き)</p> <p>(2)高額療養費及び高額医療費の自己負担限度額の変更  (一定以上所得) 70 歳未満 139,800→150,000 円、70 歳以上 72,300→80,100 円  (一般) 70 歳未満 72,300→80,100 円、70 歳以上 40,200→44,400 円  (住民税非課税) 70 歳未満 35,400 円、70~75 歳未満 24,600 円、75 歳以上 15,000 円</p> <p>(3)特定疾病のうち人工透析を要する一定以上所得者の自己負担額が、月 10,000→20,000 円に引上げ</p> <p>(4)出産育児一時金が 1 子につき、30→35 万円に引き上げ</p>
19. 4. 1	<p>保険税改定  (医療分)課税限度額 53→56 万円</p> <p>はり・きゅう・あんま施術規則一部改正(限度回数を年間 84→60 回へ変更)  「宮崎市国民健康保険税の減免に関する規則」施行</p>
20. 4. 1	<p>国民健康保険制度一部改正及び後期高齢者医療制度施行  後期高齢者支援金分新設による保険税改定  (医療分)所得割 9.2→7.3%、均等割 27,000→21,500 円、平等割 28,400→22,600 円、  課税限度額 56→45 万円</p> <p>(後期分)所得割 1.9%、均等割 5,500 円、平等割 5,800 円、課税限度額 11 万円</p> <p>高額医療・高額介護合算制度の施行  限度額は、年額 56 万円を基本とし、医療保険各制度や所得区分ごとの自己負担限度額をふまえ設定</p> <p>特定健康診査・特定保健指導の開始  「高齢者の医療の確保に関する法律」により各医療保険者に対し、40 歳から 74 歳の被保険者を対象とする内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した健康診査及び保健指導の実施が義務付け</p> <p>3 歳以上義務教育就学前の自己負担割合が 3→2 割に引下げ</p>
6. 1	<p>コンビニエンスストア収納開始</p>
7. 1	<p>旧国保加入者で後期高齢者医療制度に移行した被保険者について、はり・きゅう・あんま施術助成開始(激変緩和措置)  1 日 1 回の施術につき 1,000 円助成、H20 36 回、H21 24 回、H22 12 回上限</p>
21. 1. 1	<p>産科医療補償制度が実施され、出産育児一時金に 3 万円を加算  (産科医療保障制度下)38 万円、(その他)35 万円</p> <p>資格者証及び短期被保険者証の世帯に属する中学生以下の子どもに対し、6 ヶ月期間の保険証を交付(以後、継続して 6 ヶ月証を交付)</p> <p>資格者証の除外要件に、「当該資格者証の世帯の所得が、世帯員の数に応じた一定所得以下の所得である場合」を追加</p>
10. 1	<p>出産育児一時金の引上げ(産科医療保障制度下)38→42 万円、(その他)35→39 万円</p>
22. 3. 23	<p>清武町との合併</p>
4. 1	<p>保険税改定  (医療分)所得割 7.3→8.7%、均等割 21,500→23,400 円、平等割 22,600→23,000 円、  課税限度額 45→50 万円</p> <p>(後期分)所得割 1.9→2.1%、均等割 5,500→6,100 円、平等割 5,800→6,500 円、  課税限度額 11→13 万円</p> <p>(介護分)所得割 1.9→2.1%、均等割 7,500→9,000 円、平等割 5,700→6,200 円、  課税限度額 9→10 万円</p>
平成 23. 3	<p>第一期特定健康診査・特定保健指導実施計画の中間評価及び見直し</p>
4. 1	<p>はり・きゅう・あんま施術規則一部改正  (1)施術料負担金の変更(1 術 1,200→1,100 円、2 術 1,500→1,400 円に引下げ)  (2)団体に所属せず、施術所を有し、はり師免許等を有する者も、施術担当者として指定</p>

年月日	内 容
平成 24. 4. 1	<p>保険税改定</p> <p>(医療分)課税限度額 50→51 万円</p> <p>(後期分)課税限度額 13→14 万円</p> <p>(介護分)課税限度額 10→12 万円</p> <p>機構改革により国保収納課を新設</p>
10. 1	2 ヶ月証以下の短期保険証の廃止
25. 3	第二期特定健康診査・特定保健指導実施計画策定
4. 1	<p>国民健康保険制度の改正</p> <p>国民健康保険制度から後期高齢者医療制度へ移行した方がいる世帯のうち、国民健康保険の加入者が一人になった世帯(特定世帯)の世帯別平等割の配慮として、最初の 5 年間 2 分の 1 軽減する現行措置に加え、その後 3 年間「特定継続世帯」として 4 分の 1 軽減</p>
26. 4. 1	<p>保険税改定</p> <p>(医療分)所得割 8.7→9.9%、均等割 23,400→28,600 円、平等割 23,000→21,600 円、 (後期分)所得割 2.1→2.6%、均等割 6,100→7,900 円、平等割 6,500→5,900 円、 課税限度額 14→16 万円</p> <p>(介護分)所得割 2.1→2.7%、均等割 9,000→10,300 円、平等割 6,200→5,500 円、 課税限度額 12→14 万円</p> <p>70～74 歳(一般分)一部負担金特例措置の終了(S19.4.1 までに生まれた人は特例措置継続)</p> <p>保険税(均等割・平等割)軽減措置の対象拡大</p> <p>(5 割軽減)(33 万円+(被保険者数(擬主除く))×24.5 万円)以下</p> <p>(2 割軽減)(33 万円+(被保険者数(擬主除く))×45 万円)以下</p>
6. 1	国保税徴収嘱託員 30→26 名に減員
27. 1. 1	<p>70～74 歳(現役並み所得者)一部負担金割合判定方法の追加</p> <p>H27 年 1 月以降、新たに 70 歳となる人が同一世帯にいる 70～74 歳の人で、合計所得金額(基礎控除後)が 210 万円以下の場合は、1 割又は 2 割負担</p> <p>出産育児一時金制度の見直し※総支給額は変更なし</p> <p>出産育児一時金の引上げ 39→40.4 万円、加算額の引下げ 3→1.6 万円</p> <p>70 歳未満の高額療養費自己負担限度額の改正</p> <p>(上位所得)所得 901 万円超 252,600 円+(医療費-842,000 円)×1%(多数回:140,100 円)</p> <p>所得 600～901 万円 167,400 円+(医療費-558,000 円)×1%(多数回:93,000 円)</p> <p>(一般)所得 210～600 万円以下 80,100 円+(医療費-267,000 円)×1%(多数回:44,400 円)</p> <p>所得 210 万円以下 57,600 円(多数回:44,400 円)</p> <p>70 歳未満の高額介護合算療養費自己負担限度額の改正</p> <p>平成 26 年 8 月分～</p> <p>(上位所得)所得 901 万円超 176 万円、所得 600～901 万円 135 万円</p> <p>(一般)所得 210～600 万円以下 67 万円、所得 210 万円以下 63 万円</p> <p>平成 27 年 8 月分～</p> <p>(上位所得)所得 901 万円超 212 万円、所得 600～901 万円 141 万円</p> <p>(一般)所得 210～600 万円以下 67 万円、所得 210 万円以下 60 万円</p> <p>国民健康保険税の減免に関する規則の一部改正(前年中所得からの減少割合 5/10→7/10)</p>
3	宮崎市保健事業実施計画(データヘルス計画)策定
4. 1	<p>保険税改定</p> <p>(医療分)課税限度額 51→52 万円</p> <p>(後期分)課税限度額 16→17 万円</p> <p>(介護分)課税限度額 14→16 万円</p> <p>保険税(均等割・平等割)軽減措置の対象拡大</p> <p>(5 割軽減)(33 万円+(被保険者数(擬主除く))×26 万円)以下</p> <p>(2 割軽減)(33 万円+(被保険者数(擬主除く))×47 万円)以下</p>
6. 1	国保税徴収嘱託員 26→20 名に減員

年月日	内 容
平成 27. 9. 24	新システム導入によりコンビニエンスストア利用可能納付書拡大
28. 4. 1	<p>保険税改定</p> <p>(医療分)課税限度額 52→54 万円</p> <p>(後期分)課税限度額 17→19 万円</p> <p>保険税(均等割・平等割)軽減措置の対象拡大</p> <p>(5割軽減)(33万円+(被保険者数(擬主除く)×26.5万円)以下</p> <p>(2割軽減)(33万円+(被保険者数(擬主除く)×48万円)以下</p> <p>入院時食事療養費標準負担額の改定</p> <p>(市民税課税世帯)260→360円/食に引上げ</p> <p>※指定難病患者、小児慢性特定疾病患者及び精神病床に1年以上継続して入院している人は据え置き</p>
6. 1	国保税徴収嘱託員 20→18 名に減員
29. 4. 1	<p>保険税(均等割・平等割)軽減措置の対象拡大</p> <p>(5割軽減)(33万円+(被保険者数(擬主除く)×27万円)以下</p> <p>(2割軽減)(33万円+(被保険者数(擬主除く)×49万円)以下</p> <p>国保税徴収嘱託員 18→17 名に減員</p>
8. 1	<p>国民健康保険法一部改正</p> <p>(1)高額療養費制度</p> <p>70～75歳未満の自己負担限度額の引上げ</p> <p>平成 29 年 8 月診療分～平成 30 年 7 月診療分</p> <p>(現役並み所得者)</p> <p>限度額 ・ 外来 57,000 円</p> <p>・ 外来+入院 80,100 円+(総医療費-267,000 円)×1% (多数回該当 44,000 円)</p> <p>(一般)</p> <p>限度額 ・ 外来 14,000 円 (年間 14 万 4 千円上限)</p> <p>・ 外来+入院 57,600 円 (多数回該当 44,400 円)</p> <p>(低所得者Ⅱ)</p> <p>限度額 ・ 外来 8,000 円 ・ 外来+入院 24,000 円</p> <p>(低所得者Ⅰ)</p> <p>限度額 ・ 外来 8,000 円 ・ 外来+入院 15,000 円</p>
30. 1. 4	ペイジー収納開始
4. 1	<p>国民健康保険法施行令の一部を改正する政令</p> <p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令</p> <p>国民健康保険法施行令</p> <p>国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令</p> <p>前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令</p> <p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令</p> <p>国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令</p> <p>国保都道府県単位化施行</p> <p>国民健康保険税条例一部改正 (口座振替の原則化)</p> <p>保険税改定</p> <p>(医療分)所得割 9.9→7.4%、均等割 28,600→23,500 円、平等割 21,600→16,600 円、課税限度額 54→58 万円</p> <p>(後期分)所得割 2.6→3.0%、均等割 7,900→9,200 円、平等割 5,900→6,500 円</p> <p>(介護分)所得割 2.7→2.3%、均等割 10,300→9,300 円、平等割 5,500→4,800 円</p> <p>保険税(均等割・平等割)軽減措置の対象拡大</p> <p>(5割軽減)(33万円+(被保険者数(擬主除く)×27.5万円)以下</p> <p>(2割軽減)(33万円+(被保険者数(擬主除く)×50万円)以下</p>

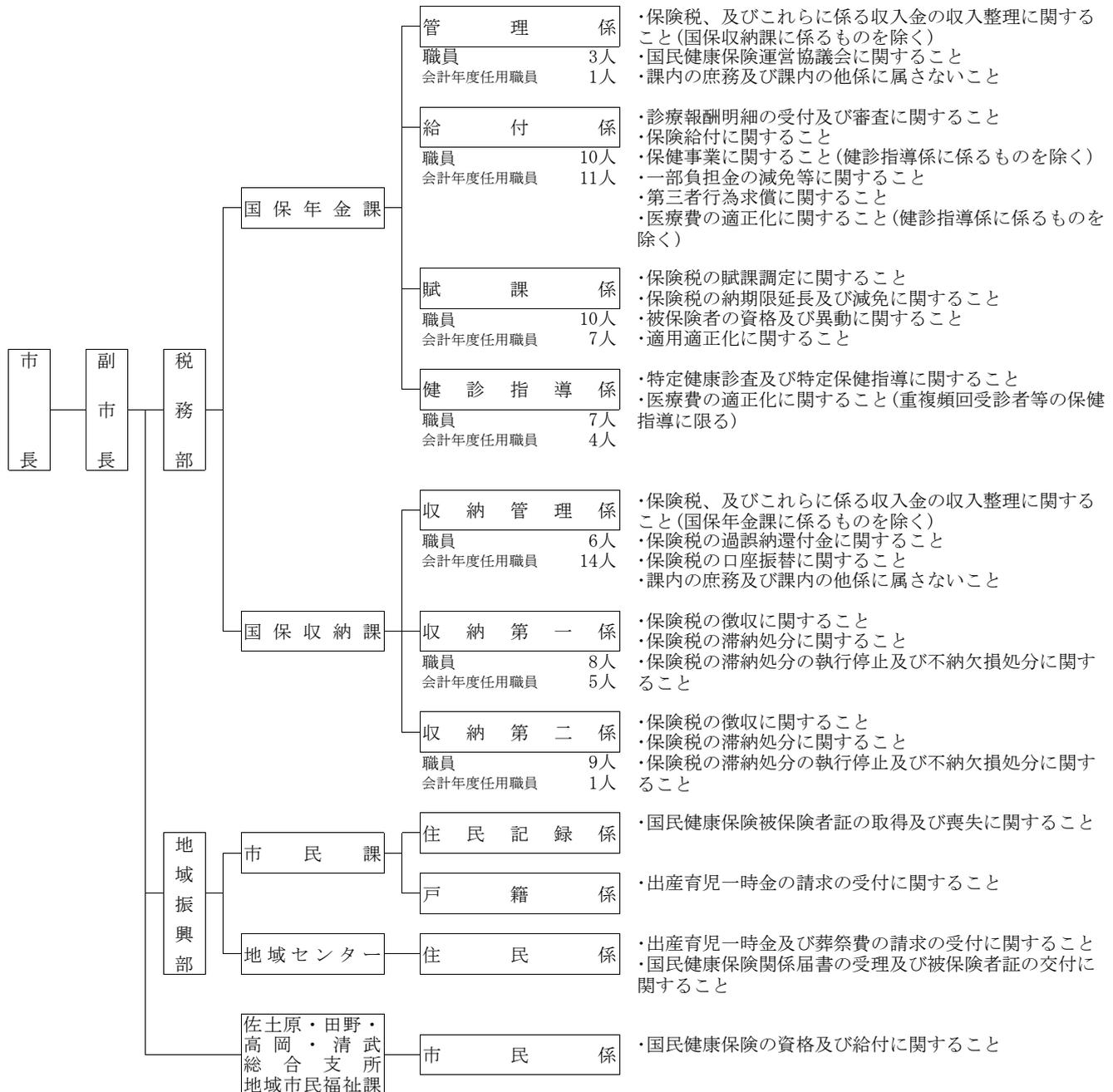
年月日	内 容
平成 30. 6. 1 8. 1	<p>国保税徴収嘱託員 17→13 名に減員</p> <p>高額療養費制度 70 歳～75 歳未満の被保険者の自己負担限度額変更 平成 30 年 8 月診療分～ (現役並み所得者Ⅰ) 限度額 ・外来及び外来+入院 80,100 円+(総医療費-267,000 円)×1% (多数回該当 44,400 円)</p> <p>(現役並み所得者Ⅱ) 限度額 ・外来及び外来+入院 167,400 円+(総医療費-558,000 円)×1% (多数回該当 93,000 円)</p> <p>(現役並み所得者Ⅲ) 限度額 ・外来及び外来+入院 252,600 円+(総医療費-842,000 円)×1% (多数回該当 140,100 円)</p> <p>(一般) 限度額 ・外来 18,000 円</p>
31. 1. 4 4. 1	<p>PayB(ペイビー) 収納開始</p> <p>保険税改定 (医療分)課税限度額 58→61 万円 保険税(均等割・平等割) 軽減措置の対象拡大 (5 割軽減) (33 万円+(被保険者数(擬主除く)×28 万円)以下 (2 割軽減) (33 万円+(被保険者数(擬主除く)×51 万円)以下 はり・きゅう・あんま施術規則一部改正 施術料負担金の変更 (1 術 1,100 円、2 術 1,400 円→1 回 1,200 円に変更)</p>
令和元. 6. 1	<p>国保税徴収嘱託員 13→11 名に減員</p> <p>特定健診自己負担無料化の実施</p>
2. 4. 1	<p>国保税徴収員 11→10 名に減員</p> <p>保険税改定 (医療分)所得割 7.4→8.7%、均等割 23,500→27,000 円、平等割 16,600→19,800 円、 課税限度額 61→63 万円 (後期分)均等割 9,200→9,100 円、平等割 6,500→6,600 円 (介護分)所得割 2.3→2.2%、均等割 9,300→9,100 円、平等割 4,800→5,000 円 課税限度額 16→17 万円 保険税(均等割・平等割) 軽減措置の対象拡大 (5 割軽減) (33 万円+(被保険者数(擬主除く))×28.5 万円)以下 (2 割軽減) (33 万円+(被保険者数(擬主除く)×52 万円)以下</p>
4. 20	国民健康保険税条例一部改正 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)
6. 26	国民健康保険税の減免に関する規則一部改正 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者等に係る保険税の減免)
9	特定健診受診勧奨事業の実施
3. 1. 1	<p>地方税法施行令改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎控除額の 10 万円引き上げ (33 万円→43 万円)</li> <li>・給与所得控除額及び公的年金控除額の 10 万円引き下げ</li> </ul> <p>国民健康保険税条例一部改正 (保険税軽減措置の判定基準額の改定) (7 割軽減) (43 万円) +10 万円× (給与所得者等の数 ※ -1) (5 割軽減) (43 万円) +28.5 万円×被保険者数+10 万円× (給与所得者等の数 ※ -1) (2 割軽減) (43 万円) +52 万円×被保険者数+10 万円× (給与所得者等の数 ※ -1) ※一定の給与所得を有する者と公的年金等に係る所得を有する者の合計数</p>
1. 18	国保収納課が第二庁舎 3 階に移転 (マイナンバーカード推進室移転のため)
3. 31	宮崎市国民健康保険事業方針を策定

年月日	内 容
令和3. 3. 31 7 8. 30	第2期宮崎市保健事業実施計画（データヘルス計画）の中間評価及び見直し 被保険者番号に枝番を付した被保険者証の一斉更新 窓口案内表示システムの運用開始（国保年金課）

## 2 宮崎市国民健康保険事業の事務機構

(令和3年4月1日時点)

(所掌事務)



### 3 宮崎市国民健康保険運営協議会

#### (1) 国民健康保険運営協議会委員

任期 令和4年5月31日まで

区 分	委員氏名 (敬称略)	役 職 等	備 考
被保険者代表 (1号委員)	開 地 敏 子	宮崎市地域婦人会連絡協議会 副会長	
	日 高 栄 子	JA 宮崎中央女性部 南宮崎支店女性部長	
	徳 田 俊 博	宮崎市消防団 副団長	
	熊 本 桂 三	宮崎市商店街振興組合連合会 理事	
保険医又は保険 薬剤師代表 (2号委員)	原 田 雄 一	宮崎市郡医師会 副会長	
	田 中 宏 幸	宮崎市郡医師会 理事	
	野 村 賢 介	宮崎市郡歯科医師会 副会長	
	清 藤 誠	宮崎市郡薬剤師会 専務理事	
公益代表 (3号委員)	倉 真 一	宮崎公立大学 准教授	会 長
	中 村 千穂子	宮崎県立看護大学 准教授	会長代理
	山 崎 真一朗	宮崎県弁護士会 弁護士	
	金 丸 義 郎	宮崎市社会福祉協議会 常務理事	

令和3年4月1日時点

#### (2) 令和2年度運営協議会等の開催実績（全て書面開催）

##### ① 第1回運営協議会

開催日 令和2年8月11日～26日

議 事

##### 【報告事項】

- ・令和元年度宮崎市国民健康保険特別会計決算について
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による「宮崎市国民健康保険税の減免」について
- ・その他

##### ② 第2回運営協議会

開催日 令和3年1月25日～2月5日

議 事

##### 【報告事項】

- ・令和2年度 宮崎市国民健康保険特別会計3月補正予算（案）について
- ・令和3年度 宮崎市国民健康保険特別会計当初予算（案）について
- ・宮崎市国民健康保険税条例の一部改正について
- ・(仮称)「宮崎市国民健康保険事業方針」(案)について
- ・「第2期宮崎市保健事業実施計画（テーマヘルス計画）中間評価と見直し」(案)について
- ・その他

様式 1 3

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）A表  
（令和 2年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

事業開始年月日	
---------	--

○ 一般状況

その他保険給付	出産育児	葬 祭	傷病手当	出産手当	そ の 他
	999,999,999,999円	20,000円	999,999,999,999円	0円	0円

		本年度末現在				
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者	
世 帯 数	56,792					
被 保 険 者 数	総 数	87,510	2,780	38,661	21,531	1,130
	退職被保険者等	0	0			
	一 般 被 保 険 者	87,510	2,780	38,661	21,531	1,130

		年度平均				
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者	
世 帯 数	57,316					
被 保 険 者 数	総 数	88,627	2,656	38,564	20,586	1,079
	退職被保険者等	1	0			
	一 般 被 保 険 者	88,626	2,656	38,564	20,586	1,079

	本年度末現在	年度平均
介護保険第2号被保険者数	27,111	27,879
介護保険第2号世帯数	23,863	23,783

	年度平均
標準負担額の減額状況	4,180

	本年度末現在	年度平均
特 定 世 帯 数	4,399	4,320
特 定 継 続 世 帯 数	545	600

	本 年 度 中
世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)	24

被 保 険 者 増 減 内 訳	本年度中増	転 入	(再掲) 他県からの転入	社保離脱	生保廃止	出 生	後期高齢者 離脱	そ の 他	計
		2,346	1,600	11,564	238	383	9	1,631	16,171
	本年度中減	転 出	(再掲) 他県への転出	社保加入	生保開始	死 亡	後期高齢者 加入	そ の 他	計
		2,106	1,272	9,270	436	559	2,934	2,160	17,465

本年度末現在 事務職員数	専 任	兼 任	計
	38	17	55

一部負担割合	法定割合	そ の 他
	1	0

様式 1 4 (市町村) 国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (市町村)

○経理状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

[1] 収入状況及び支出状況

(令和 2 年度)

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

収 入				支 出						
科 目		収入額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	科 目		支出額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	
		円	円	円			円	円	円	
保険料 △税 ▽	一般被保 険者分	医療給付費分	5,683,620,530		給 付 費	総 務 費	688,080,945			
		後期高齢者支援金分	1,903,858,731	1,903,858,731		療養給付費	23,920,833,866			
		介護納付金分	617,091,406			療 養 費	201,366,422			
		一般被保険者分計	8,204,570,667	1,903,858,731		小 計	24,122,200,288			
						高額療養費	3,685,666,986			
	退職被保 険者分	医療給付費分	4,264,318		高額介護合算療養費	4,151,277				
		後期高齢者支援金分	1,237,336	1,237,336	移 送 費	0				
		介護納付金分	1,064,493		出産育児諸費	142,332,595				
		退職被保険者等分計	6,566,147	1,237,336	葬 祭 諸 費	10,080,000				
		計	8,211,136,814	1,905,096,067	育 児 諸 費	0				
都道府県支出金 △特別交付金 ▽	国 庫 支 出 金	57,672,000		その他	323,283					
	保険給付費等交付金(普通交付金)	27,799,414,542		一般被保険者分計	27,964,754,429					
	保険者努力支援分	188,342,000		療養給付費	393,106					
	特別調整交付金分	399,326,000		療 養 費	0					
	都道府県繰入金(2号分)	207,685,000		小 計	393,106					
	特定健康診査等負担金	82,446,000		高額療養費	151,218					
	保険給付費等交付金(特別交付金)計	877,799,000		高額介護合算療養費	0					
	財政安定化基金交付金	0		移 送 費	0					
	そ の 他	0		退職被保険者等分計	544,324					
	計	28,677,213,542		審査支払手数料	71,443,539					
一般会計繰入金	連 合 会 支 出 金	0		計	28,036,742,292					
	保険基盤安定(保険税軽減分)	1,714,293,040	400,785,435	120,095,230	事 業 費	国民健康保険 費分	医療給付 後期高齢者 支援金等分	一般被保険者分	8,957,294,601	
	保険基盤安定(保険者支援分)	902,674,112	211,662,678	61,846,252		退職被保険者等分	0			
	職員給与費等	651,637,555				医療給付費分計	8,957,294,601			
	出産育児一時金等	94,888,397				一般被保険者分	2,516,277,320	2,516,277,320		
	財政安定化支援事業	598,914,000				退職被保険者等分	0	0		
	そ の 他	178,055,000				後期高齢者支援金等分計	2,516,277,320	2,516,277,320		
	計	4,140,462,104	612,448,113	181,941,482		介護納付金分	817,707,016	817,707,016		
	直 診 勘 定 繰 入 金	0				計	12,291,278,937	2,516,277,320	817,707,016	
	そ の 他 の 収 入	136,553,653				財政安定化基金拠出金	0			
				保 健 事 業 費		69,124,193				
				特定健康診査等事業費	170,700,092					
				健康管理センター事業費	0					
				計	239,824,285					
				保険給付費等交付金償還金	45,315,209					
				直 診 勘 定 繰 出 金	0					
				そ の 他 の 支 出	25,356,975	0	0			
小 計 ( 単 年 度 収 入 ) A	41,223,038,113	2,517,544,180	800,097,381	小 計 ( 単 年 度 支 出 ) B	41,326,598,643	2,516,277,320	817,707,016			
				単 年 度 収 支 差 (A-B)	-103,560,530	1,266,860	-17,609,635			

基金繰入金 C	185,000,000			基金積立金 F	216,830		
繰越金 D	47,681,182			前年度繰上充用金 G	0		
市町村債 E	0			公債費 H	0		
うち財政安定化基金貸付金	0			うち財政安定化基金償還金	0		
収入合計 (A+C+D+E)	41,455,719,295			支出合計 (B+F+G+H)	41,326,815,473		
				収支差引残(収入合計-支出合計)	128,903,822		
				うち次年度への繰越金 I	68,903,822		
				うち基金積立金 J	60,000,000		

[2] 基金保有額及び市町村債の状況

基金保有額(前年度末) K	2,000,407,192	市町村債残高	0
基金繰入金 C	185,000,000	うち財政安定化基金貸付金残高	0
基金積立金 F	216,830		
収支差引残のうち基金積立金 J	60,000,000		
その他増加額 L	0		
その他減少額 M	0		
基金保有額 (K-C+F+J+L-M)	1,875,624,022		

[3] 資産・負債等の状況(年度末現在)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金額(円)	科 目	金額(円)
基金保有額 a	1,875,624,022	繰上充用金(当年度赤字額) e	0
次年度への繰越金 b	68,903,822	市町村債残高 f	0
貸付金等 c	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
その他の資産 d	0	その他の負債 g	0
資産合計 (a+b+c+d)	1,944,527,844	負債合計 (e+f+g)	0
		純資産(資産合計-負債合計)	1,944,527,844

様式14 (市町村) (つづき)

国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(1)(続)(市町村)  
(令和2年度)

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

○経理状況

2. 保険料(税)収納状況(一般被保険者分)

(円)

		調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
保険料(税)	現年分	8,372,550,709	7,734,717,609	16,329,838	798,175	637,034,925	0
	滞納繰越分	2,563,626,125	453,194,420	328,800	290,373,423	1,820,058,282	0
	計	10,936,176,834	8,187,912,029	16,658,638	291,171,598	2,457,093,207	0

3. 保険給付費等支払状況

(円)

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額	
一般被保険者分	療養給付費	計	23,863,664,834	23,920,833,866	54,582,823	2,586,209	0
		現年度分(再掲)	23,863,664,834	23,920,833,866	54,582,823	2,586,209	0
	療養費	計	201,100,568	201,366,422	225,047	40,807	0
		現年度分(再掲)	201,100,568	201,366,422	225,047	40,807	0
	高額療養費	3,678,679,889	3,685,666,986	6,918,538	68,559	0	
	高額介護合算療養費	4,151,277	4,151,277	0	0	0	
	移送費	0	0	0	0	0	
	その他の保険給付費	152,735,878	152,735,878	0	0	0	

4. 市町村標準保険料(税)率

医療給付費分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
7.72	0.00	32,220	22,576

後期高齢者支援金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.55	0.00	10,460	7,329

介護納付金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
1.99	0.00	10,655	5,398

5. 備考

収 納 率		
現年分	滞納繰越分	計
92.38%	17.68%	74.87%

様式 14-2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（2）  
（令和 2年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 [ ]
----------------	-----------	------------------

保険料 の別 保険税	(1)	②	保険料（税） 賦課方式	(1)	②	(3)	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 10
	料	税	賦課方式	4方式	3方式	2方式	その他		
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額		
千円 7,450,015	千円 1,193,412	千円 0	千円 7,225	千円 502,991	①増・2減	千円 46,993	千円 5,793,380		
保険料（税）算定額内訳					料（税）率				
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 3,915,112	千円 0	千円 2,430,999	千円 1,103,904	% 8.70	% 0.00	円 27,000	円 19,800		
52.55%	0.00%	32.63%	14.82%						
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 45,001,295	千円 0	58,005	36,230	0	348	919	90,037	千円 630	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 （基礎控除）		② 課税総所得金額 （各種控除）		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等	⑤ その他	
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他		

様式 14-3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（3）  
（令和 2年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

5. 保険料(税)(後期高齢者支援金分)賦課徴収状況(一般被保険者分)

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 [ ]
----------------	-----------	------------------

保険料 の別 保険税	(1)	②	保険料(税)	(1)	②	(3)	(4)	保険料(税) 徴収回数	回 10
	料	税	賦課方式	4方式	3方式	2方式	その他		
保険料(税) 算定額	保険料(税) 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料(税) 調定額		
千円 2,537,334	千円 400,785	千円 0	千円 2,480	千円 200,791	①増・2減	千円 17,403	千円 1,950,681		
保険料(税)算定額内訳				料(税)率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 1,350,030	千円 0	千円 819,336	千円 367,968	% 3.00	% 0.00	円 9,100	円 6,600		
53.21%	0.00%	32.29%	14.50%						
課税対象額		課税対象	保険料(税)	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 45,001,023	千円 0	58,005	36,230	0	348	1,186	90,037	千円 190	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他		

様式 14-4 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（4）  
（令和 2年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 [ ]
----------------	-----------	------------------

保険料 の別 保険税	(1)	②	保険料（税） 賦課方式	(1)	②	(3)	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 10
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他		
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額		
千円 810,716	千円 120,095	千円 0	千円 276	千円 57,932	1増・②減	千円 3,925	千円 628,488		
保険料（税）算定額内訳				料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 427,166	千円 0	千円 261,970	千円 121,580	% 2.20	% 0.00	円 9,100	円 5,000		
52.69%	0.00%	32.31%	15.00%						
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 19,416,657	千円 0	24,316	14,221	0	46	388	28,788	千円 170	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 （基礎控除）		② 課税総所得金額 （各種控除）		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他		

様式 15

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（1）

（令和 2年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	1,434,807	32,598,630,211	23,863,510,934	7,703,330,297	1,031,788,980
食事療養・生活療養（再掲）	20,755	633,990,342	376,539,190	253,141,587	4,309,565
食事療養・生活療養	52		153,900	-153,900	0
療養費等					
診療費	851	23,455,739	17,376,157	6,079,582	0
補装具	1,107	33,822,435	24,931,843	8,890,592	0
柔道整復師	27,328	173,366,679	126,336,599	47,030,080	0
アンマ・マッサージ	930	25,502,490	18,422,898	7,079,592	0
ハリ・キウウ	1,646	18,424,460	13,556,675	4,861,509	6,276
その他	7	671,600	476,396	201,480	-6,276
小計	31,869	275,243,403	201,100,568	74,142,835	0
海外療養費（再掲）	5	64,773	45,341	19,432	0
移送費	0	0	0	0	0
計	1,466,728	32,873,873,614	24,064,765,402	7,777,319,232	1,031,788,980

(2) 前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	856,784	18,760,356,397	14,148,560,658	4,403,733,687	208,062,052
食事療養・生活療養（再掲）	11,681	326,194,840	185,444,088	140,097,892	652,860
食事療養・生活療養	20		76,700	-76,700	0
療養費等					
療養費	14,909	143,798,449	108,897,283	34,901,166	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	871,713	18,904,154,846	14,257,534,641	4,438,558,153	208,062,052

(3) 70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	503,185	10,772,493,260	8,577,958,502	2,123,112,918	71,421,840
食事療養・生活療養（再掲）	6,799	182,481,690	105,949,057	76,260,303	272,330
食事療養・生活療養	12		56,350	-56,350	0
療養費等					
療養費	8,453	83,800,880	66,941,631	16,859,249	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	511,650	10,856,294,140	8,644,956,483	2,139,915,817	71,421,840

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	26,655	493,723,927	343,864,298	147,200,113	2,659,516
食事療養・生活療養（再掲）	233	4,789,457	1,610,297	3,110,160	69,000
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費等					
療養費	470	3,368,019	2,357,526	1,010,493	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	27,125	497,091,946	346,221,824	148,210,606	2,659,516

(5) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	42,026	521,782,802	416,543,572	20,018,614	85,220,616
食事療養（再掲）	206	2,013,042	727,762	672,560	612,720
食事療養	0		0	0	0
療養費等					
療養費	146	2,293,290	1,832,297	460,993	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	42,172	524,076,092	418,375,869	20,479,607	85,220,616

様式 15-2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（2）  
（令和 2年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

2. 高額療養費の状況

		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 (再掲)	
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分				その他
総数	件数	5,587	30,573	7,429	5,076	10,731	7,251	4,489	71,136	31,982
	高額療養費(円)	93,910,335	224,021,139	743,453,070	483,910,966	1,398,637,344	213,153,002	521,594,033	3,678,679,889	3,199,823,659
(再掲) 前期 高齢者分	件数	3,367	29,545	3,104	2,131	7,329	6,731	2,098	54,305	
	高額療養費(円)	46,830,115	189,116,306	318,587,046	186,581,407	906,939,078	186,079,612	146,508,427	1,980,641,991	
(再掲) 70歳以上 一般分	件数	1,942	28,784	428	891	4,910	6,213	1,517	44,685	
	高額療養費(円)	12,794,139	161,780,933	30,334,904	63,888,230	484,491,169	156,999,785	71,199,474	981,488,634	
(再掲) 70歳以上現役 並み所得者分	件数	180	158	65	19	113	22	42	599	
	高額療養費(円)	4,128,889	3,156,997	7,629,260	1,770,277	20,743,004	976,033	2,072,596	40,477,056	
(再掲) 未就学児分	件数	38	45	16	0	52	6	97	254	
	高額療養費(円)	1,297,823	1,796,787	759,451	0	4,800,731	-2,792	19,552,365	28,204,365	
長期高額特定疾病該当者数								423 人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	184
給付額(円)	4,151,277

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件数(件)	337	503	0	0	0	840
給付額(円)	140,460,000	10,060,000	0	0	0	150,520,000

様式 15-3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（3）  
（令和 2年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

5. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		件数	日数	費用額
診療費	入院	22,164 <sup>件</sup>	358,920 <sup>日</sup>	12,181,234,983 <sup>円</sup>
	入院外	737,561	1,185,041	11,370,930,791
	歯科	149,257	286,818	2,174,625,716
	小計	908,982	1,830,779	25,726,791,490
調剤		518,873	( 613,570枚)	5,743,019,089
食事療養・生活療養		( 20,755)	( 959,726回)	633,990,342
訪問看護		6,952	42,660	494,829,290
合計		1,434,807	1,873,439	32,598,630,211

(2) 前期高齢者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	12,442 <sup>件</sup>	185,441 <sup>日</sup>	7,057,525,927 <sup>円</sup>
	入院外	445,951	709,351	6,599,966,097
	歯科	80,995	157,213	1,188,234,905
	小計	539,388	1,052,005	14,845,726,929
調剤		315,596	( 365,041枚)	3,447,979,608
食事療養・生活療養		( 11,681)	( 487,839回)	326,194,840
訪問看護		1,800	11,900	140,455,020
合計		856,784	1,063,905	18,760,356,397

(3) 70歳以上一般分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	7,247 <sup>件</sup>	104,826 <sup>日</sup>	4,022,240,228 <sup>円</sup>
	入院外	263,307	424,494	3,812,705,979
	歯科	45,474	88,621	666,031,943
	小計	316,028	617,941	8,500,978,150
調剤		186,134	( 215,516枚)	2,012,775,940
食事療養・生活療養		( 6,799)	( 272,737回)	182,481,690
訪問看護		1,023	6,342	76,257,480
合計		503,185	624,283	10,772,493,260

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	261 <sup>件</sup>	3,135 <sup>日</sup>	157,500,420 <sup>円</sup>
	入院外	13,957	20,679	191,490,490
	歯科	2,528	4,893	36,935,000
	小計	16,746	28,707	385,925,910
調剤		9,886	( 11,246枚)	100,117,450
食事療養・生活療養		( 233)	( 7,265回)	4,789,457
訪問看護		23	250	2,891,110
合計		26,655	28,957	493,723,927

(5) 未就学児分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	304 <sup>件</sup>	2,174 <sup>日</sup>	174,862,240 <sup>円</sup>
	入院外	21,327	30,958	209,242,390
	歯科	3,200	4,334	32,256,790
	小計	24,831	37,466	416,361,420
調剤		17,026	( 23,655枚)	90,690,970
食事療養		( 206)	( 3,149回)	2,013,042
訪問看護		169	983	12,717,370
合計		42,026	38,449	521,782,802

様式 17 (市町村)

国民健康保険退職者医療事業状況報告書 (退職者医療事業年報) E表 (1) (市町村)

退職者医療にかかる一般状況・経理状況

(令和 2 年度)

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

○一般状況

		本年度末現在	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

		年度平均	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	1	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	1	
	被扶養者	0	0
	計	1	0

○経理状況

1. 収入状況及び支出状況

収 入		支 出		
科 目	収 入 額 (円)	科 目	支 出 額 (円)	
保険料 (税) 医療給付費分	4,264,318	医 療 給 付 費	療養給付費	393,106
保険給付費等交付金 (普通交付金)	407,036		療 養 費	0
その他の収入	853,268		小 計	393,106
合 計	5,524,622		高 額 療 養 費	151,218
			高額介護合算療養費	0
			移 送 費	0
			計	544,324
		国民健康保険事業費納付金 (医療給付費分)	0	
		その他の支出	0	
		前年度繰上充用金	0	
		合 計	544,324	

2. 保険料 (税) 収納状況

(円)

	調 定 額	収 納 額	還付未済額 (別掲)	不 納 欠 損 額	未 収 額	居所不明者分調定額
現 年 分	14,891	8,228	0	0	6,663	0
滞納繰越分	28,235,137	6,557,919	0	4,940,134	16,737,084	0
計	28,250,028	6,566,147	0	4,940,134	16,743,747	0

3. 医療給付支払状況

(円)

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未 払 額
療養給付費	計	140,718	393,106	60,000	0	-192,388
	現年度分 (再掲)	140,718	393,106	60,000	0	-192,388
療 養 費	計	0	0	0	0	0
	現年度分 (再掲)	0	0	0	0	0
高 額 療 養 費		-27,882	151,218	179,100	0	0
高額介護合算療養費		0	0	0	0	0
移 送 費		0	0	0	0	0

4. 備考

収 納 率	現 年 分	滞納繰越分	計
	55.25 %	23.23 %	23.24 %

様式 17-2

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（2）

（令和 2年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [    ]
----------------	-------------	---------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額				
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	(1) 増・2減	千円 8	千円 8				
保険料（税）算定額内訳				/							
所得割	資産割	均等割	平等割								
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0								
0.00 %	0.00 %	0.00 %	0.00 %	/							
課税対象額		課税対象	保険料（税）					災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数					減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0				

様式 17-3

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（3）

（令和 2年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [    ]
----------------	-------------	---------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	(1) 増・2減	千円 3	千円 3
保険料（税）算定額内訳				/			
所得割	資産割	均等割	平等割				
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0				
0.00 %	0.00 %	0.00 %	0.00 %				
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0

様式 18 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（1）

退職者医療にかかる医療給付状況

（令和 2年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分	
療養の給付等	15	201,036	140,718	76,503	-16,185	
食事療養（再掲）	0	0	0	0	0	
食事療養	0	0	0	0	0	
療養費等	療養費	診療費	0	0	0	0
		補装具	0	0	0	0
		柔道整復師	0	0	0	0
		アンマ・マッサージ	0	0	0	0
		ハリ・キュウ	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0
		海外療養費（再掲）	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0	
計	15	201,036	140,718	76,503	-16,185	

(2) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	0	0	0	0	0
食事療養（再掲）	0	0	0	0	0
食事療養	0	0	0	0	0
療養費	0	0	0	0	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

2. 高額療養費の状況

	件数	合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 （再掲）
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分			
総数	件数	2	2	0	1	-9	0	-4	-8
	高額療養費(円)	20,305	19,398	0	114,635	-181,020	-1,200	-27,882	-67,585
(再掲) 未就学児分	件数	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0
長期高額特定疾病該当者数								0人	

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	0
給付額(円)	0

様式 18-2 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（2）

退職者医療にかかる医療給付状況

（令和 2年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

4. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		退職被保険者分			被扶養者分		
		件数	日数	費用額	件数	日数	費用額
診療費	入院	0	0	-188,994	0	0	0
	入院外	7	9	268,140	5	8	17,860
	歯科	-1	-3	-16,540	2	4	93,660
	小計	6	6	62,606	7	12	111,520
	調剤	5	( 4 枚)	39,150	-3	( -4 枚)	-12,240
	食事療養	( 0)	( 0 回)	0	( 0)	( 0 回)	0
	訪問看護	0	0	0	0	0	0
	合計	11	6	101,756	4	12	99,280

(2) 未就学児分再掲

		被扶養者分		
		件数	日数	費用額
診療費	入院	0	0	0
	入院外	0	0	0
	歯科	0	0	0
	小計	0	0	0
	調剤	0	( 0 枚)	0
	食事療養	( 0)	( 0 回)	0
	訪問看護	0	0	0
	合計	0	0	0

## 5 関係条例規則等

### 宮崎市国民健康保険条例

昭和34年3月16日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、宮崎市が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づいて行う国民健康保険について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び委員の定数)

第2条 国民健康保険法第11条第2項の規定により市に置かれる国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、宮崎市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

2 協議会の委員の定数は、次に定めるとおりとする。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人

(被保険者とししない者)

第3条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。

(出産育児一時金)

第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して出産育児一時金として40万4,000円を支給する。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であって、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると市長が認めるときは、これに1万6,000円を加算した額を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(葬祭費)

第5条 被保険者が死亡したときは、その葬祭を行う者に対して葬祭費として2万円を支給する。

(保健事業)

第6条 市は、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業、被保険者の療養環境の向上のために必要な事業及び病院の設置その他の保険給付のために必要な事業を行う。

(国民健康保険税)

第7条 市は、世帯主に対して別に定めるところにより、国民健康保険税を課する。

(罰則)

第8条 世帯主が、国民健康保険法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。

第9条 世帯主又は世帯主であった者が、正当の理由なしに国民健康保険法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第10条 偽りその他不正の行為により一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（過料にあっては、当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

第11条 前3条の過料の額は、情状により市長が定める。

2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

(その他の事項)

第12条 この条例に規定するもののほか、国民健康保険の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和34年1月1日から適用する。ただし被保険者の資格に関しては国民健康保険法第5条及び第6条の規定にかかわらず昭和34年3月31日まではなお従前の例による。

(条例の廃止)

2 宮崎市国民健康保険条例(昭和23年条例第59号)は廃止する。

(佐土原町等の編入に伴う経過措置)

3 佐土原町、田野町及び高岡町(以下「3町」という。)の編入の日(以下「編入日」という。)前に、給付事由の生じた3町の被保険者に係る保険給付については、この条例の規定にかかわらず、それぞれ佐土原町国民健康保険条例(昭和35年佐土原町条例第8号)、田野町国民健康保険条例(昭和34年田野町条例第7号)及び高岡町国民健康保険条例(昭和34年高岡町条例第6号)(以下「3町条例」という。)の例による。

4 編入日前にした行為に対する罰則の適用については、それぞれ3町条例の例による。

(清武町の編入に伴う経過措置)

5 清武町の編入の前日に、給付事由の生じた同町の被保険者に係る保険給付については、この条例の規定にかかわらず、清武町国民健康保険条例(昭和39年清武町条例第36号)の例による。

6 清武町の編入の前日にした行為に対する罰則の適用については、清武町国民健康保険条例の例による。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

7 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。

8 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

9 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

10 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において、給与等の全部又は一部を受けることができる被保険者に係る傷病手当金は、当該給与等の全部又は一部を受けることができる期間は、支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が附則第8項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

11 前項に規定する被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

12 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

(新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金に関する特例の適用)

13 前6項の規定は、令和2年1月1日から規則で定める日までの間に傷病手当金の支給を始めるものについて適用する。(令和2年4月規則第64号(改正:令和3年規則第28号)で、同3年6月30日まで適用)

附 則(昭和35年4月1日条例第9号)

この条例は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則(昭和36年3月24日条例第6号)

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則(昭和37年3月20日条例第7号)

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。ただし、第4条を改正する規定は、昭和37年12月1日から適用する。

附 則(昭和38年3月18日条例第7号)

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和39年1月6日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年3月23日条例第13号)

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年3月30日条例第18号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年3月19日条例第13号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年9月29日条例第30号)

この条例は、昭和46年10月1日から施行する。

附 則(昭和47年3月31日条例第18号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年12月25日条例第55号)

1 この条例は、昭和48年1月1日から施行する。

2 改正前の宮崎市国民健康保険条例の規定に基づく昭和47年12月31日までの医療受診に係る高齢者給付付加金の支給については、なお従前の例による。

附 則(昭和49年3月30日条例第18号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、第5条の2の改正規定は、公布の日から施行し、昭和48年12月1日以後の診療分から適用する。

附 則(昭和50年7月14日条例第34号)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和50年7月1日から適用する。

2 改正前の条例に基づいて、すでに支給された昭和50年7月1日からこの条例の施行の日の前日までの期間に係る助産費は、改正後の条例の規定による助産費の内払とみなす。

附 則(昭和50年12月25日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年3月29日条例第9号)

1 この条例は、昭和52年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この条例による改正後の宮崎市国民健康保険条例第5条の規定は、施行日以後に生じた死亡に係る保険給付から適用し、同日前に生じた死亡に係る保険給付については、なお従前の例による。

附 則(昭和52年10月19日条例第52号)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和52年10月1日から適用する。

2 改正前の条例に基づいて、すでに支給された昭和52年10月1日からこの条例の施行の日の前日までの期間に係る助産費は、改正後の条例の規定による助産費の内払とみなす。

附 則(昭和53年3月31日条例第4号)

1 この条例は、昭和53年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この条例による改正後の宮崎市国民健康保険条例第5条の規定は、施行日以後に生じた死亡に係る保険給付から適用し、同日前に生じた死亡に係る保険給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年 6 月27日 条例第27号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の宮崎市国民健康保険条例第 4 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日から 6 月を経過した日以降の出産から適用する。

附 則（昭和55年 3 月27日 条例第13号）

- 1 この条例は、昭和55年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の出産に係る助産費の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年 6 月30日 条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年 3 月29日 条例第14号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例第 4 条の規定は、昭和57年 3 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の条例に基づいて、既に支給された昭和57年 3 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの期間に係る助産費は、改正後の条例の規定による助産費の内払いとみなす。

附 則（昭和57年12月21日 条例第44号）

- 1 この条例は、昭和58年 2 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第 8 条及び第 9 条の規定は、施行日以後の行為から適用し、同日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年12月19日 条例第35号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年 7 月 4 日 条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年 7 月24日 条例第25号）

- 1 この条例は、昭和62年 8 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 8 条の規定は、この条例の施行の日以後の行為から適用し、同日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年12月16日 条例第37号）

- 1 この条例は、昭和64年 3 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第 4 条第 1 項の規定は、施行日以後の出産に係る助産費の支給について適用し、施行日前の出産に係る助産費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 4 年 3 月17日 条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る助産費の支給について適用し、同日前の出産に係る助産費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 6 年 9 月30日 条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 6 年10月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る給付について適用し、同日前の出産に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（平成12年 3 月28日 条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月20日 条例第160号）

この条例は、平成18年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月30日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 9 月27日条例第71号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る給付について適用し、同日前の出産に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（平成20年12月22日条例第56号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る給付について適用し、同日前の出産に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（平成21年 3 月30日条例第17号）

この条例中第 3 条の 2 第 2 項の改正規定は平成21年 4 月 1 日から、第 2 条第 4 号を削る改正規定は同年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 9 月30日条例第45号）

この条例は、平成21年10月 1 日から施行する。

附 則（平成21年12月25日条例第101号）

この条例は、平成22年 3 月23日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る給付について適用し、同日前の出産に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 3 月30日条例第 3 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 7 月 9 日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成26年12月25日条例第112号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る給付について適用し、同日前の出産に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（平成30年 3 月30日条例第24号）

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項を削り、同条第 2 項を同条とする改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月20日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月18日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 宮崎市国民健康保険規則

昭和57年3月23日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「法施行規則」という。）及び宮崎市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項について、審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事項
- (2) 国民健康保険税の賦課方法に関する事項
- (3) 保険給付の種類及び内容に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営上重要な事項

(委員の任命)

第3条 協議会の委員は、市長が委嘱する。

(会長)

第4条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、市長から諮問があったとき、又は委員の半数以上から審議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、その諮問又は請求のあった日から7日以内に会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、市長に通知しなければならない。

4 会長は、会議の議長となる。

5 会議は、条例第2条各号に掲げる委員の各1人以上を含む過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第6条 議長は、会議録を作成し、会議に出席した2人の委員とともに署名しなければならない。

(報告)

第7条 会長は、会議を開いたときは、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(委任)

第8条 第4条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

(被保険者の資格等に係る添付書類等)

第9条 法施行規則第3条の届書には、当該被保険者の資格取得の事実が確認できる場合を除き、法第6条各号のいずれにも該当しなくなった旨を証する書類を添付しなければならない。

第10条 法施行規則第5条第1項の届書には、当該被保険者の修学する学校の在学又は入学を確認できる書類を添付しなければならない。

第11条 法施行規則第5条の2第1項の届書には、当該被保険者に係る施設入所等を証する書類を添付しなければならない。

第12条 法施行規則第7条第1項の規定により再交付するときは、被保険者証の表面上部に、再交付の押印を行うものとする。

第13条 法施行規則第13条の届書には、法第6条各号のいずれかに該当することを証する書類を添付し、又は提示しなければならない。

(被保険者証の更新)

第14条 法施行規則第7条の2第1項の規定による被保険者証の更新は、毎年8月1日に行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和57年4月1日から施行する。  
(宮崎市国民健康保険運営協議会規則の廃止)
- 2 宮崎市国民健康保険運営協議会規則(昭和36年規則第1号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この規則の施行の際、現に協議会の委員である者は、この規則の規定により協議会の委員に委嘱されたものとみなす。  
(佐土原町等の編入に伴う経過措置)
- 4 佐土原町、田野町及び高岡町の編入の日前に、佐土原町国民健康保険給付規則(昭和47年佐土原町規則第13号)、田野町国民健康保険の給付に関する規則(昭和53年田野町規則第14号)及び高岡町国民健康保険の給付に関する規則(昭和49年高岡町規則第22号)の規定によりされた申請、通知その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

附 則(平成2年3月29日規則第5号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月26日規則第16号)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附 則(平成13年12月18日規則第31号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にある被保険者証の更新については、改正後の宮崎市国民健康保険規則第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成15年9月4日規則第53号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第9条、第13条、第17条及び様式第4号の改正規定は、平成15年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にある被保険者証の更新については、改正後の宮崎市国民健康保険規則第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月31日規則第3号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。  
附 則(平成17年3月31日規則第18号)  
(施行期日)
- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成17年12月28日規則第119号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第25号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## 宮崎市国民健康保険税条例

昭和35年4月1日条例第4号

(納税義務者)

第1条 国民健康保険税（以下「保険税」という。）は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する。

2 被保険者である資格がない世帯主であつて、その世帯内に国民健康保険の被保険者である者があつた場合には当該世帯主を被保険者である世帯主とみなして保険税を課する。

(課税額)

第2条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、宮崎県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2) 後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（宮崎県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（宮崎県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項に規定する世帯主（以下「2項世帯主」という。）を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は、63万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.7を乗じて算定する。

2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について2万7,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)以外の世帯 1万9,800円

(2) 特定世帯 9,900円

(3) 特定継続世帯 1万4,850円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の3.0を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第8条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,600円

(2) 特定世帯 3,300円

(3) 特定継続世帯 4,950円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,100円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第11条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,000円とする。

(賦課期日)

第12条 保険税の賦課期日は、当該年度の4月1日とする。

(徴収の方法)

第13条 保険税は、第16条、第20条及び第21条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 普通徴収に係る保険税の納付は、口座振替の方法によるものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(納期)

第14条 普通徴収の方法によって徴収する保険税の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 8月1日から同月31日まで

第4期 9月1日から同月30日まで

第5期 10月1日から同月31日まで

第6期 11月1日から同月30日まで

第7期 12月1日から翌年1月4日まで

第8期 1月5日から同月31日まで

第9期 2月1日から同月末日まで

第10期 3月1日から同月31日まで

2 次条の規定によって課する保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

- 3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。
- 4 市長は特別の事情がある場合において、第1項の納期により難いと認めるときは、別に納期を定めることができる。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

- 第15条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第2条第1項の額（第23条の規定による減額が行われた場合には、同条の保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。
- 2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前月まで、月割をもって算定した第2条第1項の額を課する。
  - 3 第1項の賦課期日後に2項世帯主である保険税の納税義務者が同条第1項の世帯主（以下次項までにおいて「1項世帯主」という。）となった場合には、当該1項世帯主となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該1項世帯主となった者を2項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該1項世帯主となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
  - 4 第1項の賦課期日後に1項世帯主である保険税の納税義務者が2項世帯主となった場合には、当該2項世帯主となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該2項世帯主となった者を1項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該2項世帯主となった日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより2項世帯主となった場合において、当該2項世帯主となった日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から、月割をもって当該納税義務者の保険税の額から減額する。
  - 5 第1項の賦課期日後に保険税の納税義務者の世帯に属する国民健康保険の被保険者（当該納税義務者を除く。以下次項において同じ。）となった者がある場合には、当該被保険者となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該被保険者となった者が当該世帯に属する国民健康保険の被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
  - 6 第1項の賦課期日後に保険税の納税義務者の世帯に属する国民健康保険の被保険者でなくなった者がある場合には、当該被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該被保険者でなくなった者が当該世帯に属する国民健康保険の被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該被保険者でなくなった日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより国民健康保険の被保険者でなくなった場合において、当該被保険者でなくなった日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から、月割をもって当該納税義務者の保険税の額から減額する。
  - 7 第1項の賦課期日後に保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者となった者がある場合には、当該被保険者となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該被保険者となった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
  - 8 第1項の賦課期日後に保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者でなくなった者がある場合には、当該被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該被保険者でなくなった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該被保険者でなくなった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者の保険税の額から減額する。

(特別徴収)

第16条 当該年度の初日において、保険税の納税義務者が老齢等年金給付（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条第3項に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。）である場合においては、当該世帯主に対して課する保険税を特別徴収の方法によって徴収するものとする。

2 当該年度の初日の属する年の4月2日から8月1日までの間に、保険税の納税義務者が特別徴収対象被保険者となった場合においては、当該特別徴収対象被保険者に対して課する保険税を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

(特別徴収義務者の指定)

第17条 前条の規定による特別徴収に係る保険税の特別徴収義務者は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）とする。

(特別徴収税額の納入の義務等)

第18条 年金保険者は、支払回数割保険税額を徴収した日の属する月の翌月の10日までに、その徴収した支払回数割保険税額を納入しなければならない。

(被保険者資格喪失等の場合の通知等)

第19条 年金保険者が市長から法第718条の5第1項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日以降、支払回数割保険税額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、年金保険者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る保険税の徴収の実績その他必要な事項を市長に通知しなければならない。

(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)

第20条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における法第718条の2第2項に規定する特別徴収対象年金給付（以下「特別徴収対象年金給付」という。）の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る保険税の額として、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の36に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

2 前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る保険税の額として、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)

第21条 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る保険税の額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でない認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。）を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

- (1) 第16条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間
- (2) 当該年度の初日の属する年の前年の10月2日から12月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間
- (3) 当該年度の初日の属する年の前年の12月2日からその翌年の2月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の8月1日から9月30日までの間

(普通徴収税額への繰入)

第22条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する保険税の額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第14条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合（徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定の例によって当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当するものとする。

(保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超えるときは、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超えるときは、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超えるときは、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

イ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について1万8,900円

ロ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万3,860円

(ロ) 特定世帯 6,930円

(ハ) 特定継続世帯 1万395円

ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について6,370円

ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,620円

(ロ) 特定世帯 2,310円

(ハ) 特定継続世帯 3,465円

ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（2項世帯主を除く。）1人について6,370円

ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,500円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

イ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について1万3,500円

ロ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,900円

(ロ) 特定世帯 4,950円

(ハ) 特定継続世帯 7,425円

ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について4,550円

ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,300円

(ロ) 特定世帯 1,650円

(ハ) 特定継続世帯 2,475円

ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(2項世帯主を除く。)1人について4,550円

ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について2,500円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

イ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について5,400円

ロ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,960円

(ロ) 特定世帯 1,980円

(ハ) 特定継続世帯 2,970円

ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について1,820円

ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,320円

(ロ) 特定世帯 660円

(ハ) 特定継続世帯 990円

ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(2項世帯主を除く。)1人について1,820円

ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,000円

(特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例)

第23条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当す

る金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。

（保険税の申告）

第24条 保険税の納税義務者は、4月15日まで（保険税の賦課期日後に納税義務が生じた者は、当該納税義務が生じた日から15日以内）に、当該納税義務者及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納税義務者及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者の前年中の所得につき法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納税義務者及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者が同項ただし書に規定する者（法第317条の2第1項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第24条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

（保険税の減免）

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち特に必要があると認めるものに対しては、保険税を減免する。

- (1) 貧困のため公私の生活扶助を受ける者
- (2) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (3) 被保険者の資格を取得した日（以下この号において「資格取得日」という。）において65歳以上である者であって、資格取得日の前日において高齢者の医療の確保に関する法律第7条第4項第1号、第2号、第4号、第5号又は第7号に該当する者（資格取得日において、同法の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であったもの（資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間にある者に限る。）
- (4) 前3号に掲げる者を除くほか、特別の事由があるもの

2 前項の規定によって保険税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 年度、納期の別及び税額
- (2) 減免を受けようとする事由

3 前項の規定にかかわらず、第1項第3号に掲げる者については、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第2条又は第3条の規定による届書の提出をもって、前項の規定による申請書の提出があったものとみなす。

4 第1項の規定によって保険税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（宮崎市行政手続条例の適用除外）

第26条 宮崎市行政手続条例（平成8年条例第33号）第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、宮崎市行政手続条例第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）の規定は、適用しない。

2 宮崎市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第8号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。

(その他)

第27条 この条例に定めるほか、保険税の賦課徴収については、法令及び宮崎市税条例（昭和30年条例第23号）の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和35年4月1日から施行し、昭和35年度分の保険税から適用する。  
(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)
- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。  
(上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例)
- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。  
(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)
- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。  
(短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)
- 5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。  
(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)
- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等

の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。))

に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る保険税の課税の特例）

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

（佐土原町等の編入に伴う経過措置）

- 14 佐土原町、田野町及び高岡町（以下「3町」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）前に、3町において被保険者の属する世帯の世帯主であった者で、編入日以後も引き続きこの条例の規定により保険税を課されるべき者に対する保険税の賦課徴収については、平成17年度分までに限り、この条例の規定にかかわらず、それぞれ国民健康保険税条例（昭和41年佐土原町条例第6号）、田野町国民健康保険税条例（昭和26年田野町条例第19号）及び高岡町国民健康保険税条例（昭和35年高岡町条例第18号）（以下「3町条例」という。）の例による。

- 15 編入日以後に、3町であった区域において、新たに被保険者の属する世帯の世帯主となった者に対する保険税の賦課徴収については、平成17年度分までに限り、この条例の規定にかかわらず、それぞれ3町条例の例による。

（清武町の編入に伴う経過措置）

- 16 清武町の編入の前日に、同町において被保険者の属する世帯の世帯主であった者で、同日以後も引き続きこの条例の規定により保険税を課されるべき者に対する保険税の賦課徴収については、平成21年度分までに限り、この条例の規定にかかわらず、清武町国民健康保険税条例（昭和38年清武町条例第20号）の例による。

- 17 清武町の編入の日以後に、同町であった区域において、新たに被保険者の属する世帯の世帯主となった者に対する保険税の賦課徴収については、平成21年度分までに限り、この条例の規定にかかわらず、清武町国民健康保険税条例の例による。

(平成22年度以後の保険税の減免の特例)

- 18 当分の間、平成22年度以後の第25条第1項第3号の規定による保険税の減免については、同号中「もの(資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間にある者に限る。)」とあるのは、「もの」とする。

附 則 (昭和35年12月26日条例第31号)

この条例は、昭和36年1月1日から施行する。

附 則 (昭和36年12月23日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年度分の保険税から適用する。

附 則 (昭和38年10月10日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則 (昭和38年10月31日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年度分の保険税から適用する。

附 則 (昭和39年7月10日条例第62号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年度の保険税から適用する。

附 則 (昭和40年7月24日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年度の国民健康保険税から適用する。

附 則 (昭和41年7月7日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則 (昭和42年6月26日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則 (昭和43年3月30日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則 (昭和43年6月24日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則 (昭和44年6月30日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則 (昭和44年10月8日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則 (昭和45年6月22日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の宮崎市国民健康保険税条例(以下「新条例」という。)の規定は、昭和45年度分の国民健康保険税から適用し、昭和44年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(長期譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定の適用)

- 3 新条例附則第3項及び第4項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者について地方税法等の一部を改正する法律(昭和44年法律第16号)附則第15条又は地方税法施行令(昭和25年政令第245号)附則第19条の規定により適用される法附則第34条又は第35条の規定の適用がある場合には、昭和45年度分の国民健康保険税についても適用する。この場合において、新条例附則第3項中「昭和46年度から」とあるのは、「昭和45年度から」とする。

附 則 (昭和46年7月15日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則 (昭和47年6月27日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則 (昭和48年7月19日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則 (昭和49年6月12日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（昭和50年7月14日条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、昭和50年度分の国民健康保険税から適用し、昭和49年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和51年3月30日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年7月13日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、昭和51年度分の国民健康保険税から適用し、昭和50年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年3月29日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年7月13日条例第39号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、昭和52年度分の保険税から適用し、昭和51年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年6月27日条例第28号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、昭和53年度分の保険税から適用し、昭和52年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年6月28日条例第24号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、昭和54年度分の保険税から適用し、昭和53年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年7月12日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、宮崎市国民健康保険税条例附則第3項の改正規定は、昭和56年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の宮崎市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和55年度分の保険税から適用し、昭和54年度分までの保険税については、なお従前の例による。

（長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例に関する規定の適用）

- 3 新条例附則第3項の規定は、昭和56年度分の保険税から適用し、昭和55年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年6月30日条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、昭和56年度分の保険税から適用し、昭和55年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年6月23日条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、昭和57年度分の保険税から適用し、昭和56年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則 (昭和58年7月4日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例第2条、第4条、第8条第1項及び第11条の規定は、昭和58年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和57年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の宮崎市国民健康保険税条例附則第7項の規定は、昭和57年度分の国民健康保険税については、なおその効力を有する。

附 則 (昭和59年7月5日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、宮崎市国民健康保険税条例附則第5項の改正規定は、昭和60年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例第2条、第8条第2項、第4項及び第6項並びに第11条の規定は、昭和59年度以後の年度分の保険税について適用し、昭和58年度分までの保険税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の宮崎市国民健康保険税条例附則第7項の規定により読み替えて適用される同条例第11条の規定による昭和58年度分の保険税の減額については、なお従前の例による。

附 則 (昭和59年12月19日条例第33号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年7月4日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、昭和60年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和59年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の宮崎市国民健康保険税条例（以下「旧条例」という。）附則第6項の規定により読み替えて適用される旧条例第3条第1項及び第9条第1項の規定による昭和59年度分の国民健康保険税の算定については、なお従前の例による。
- 4 旧条例附則第7項の規定により読み替えて適用される旧条例第11条の規定による昭和59年度分の国民健康保険税の減額については、なお従前の例による。

附 則 (昭和61年6月17日条例第17号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、昭和61年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和60年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (昭和62年7月24日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第2条、第4条及び第11条の規定は、昭和62年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和61年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の宮崎市国民健康保険税条例（以下「旧条例」という。）附則第6項の規定により読み替えて適用される旧条例第11条の規定による昭和61年度分の国民健康保険税の減額については、なお従前の例による。

附 則 (昭和63年3月30日条例第14号)

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例附則第6項の規定は、昭和63年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和62年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年7月1日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）第11条の規定は、昭和63年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和62年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第11条の2の規定は、昭和64年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和63年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 4 改正前の宮崎市国民健康保険税条例附則第7項の規定により読み替えて適用される同条例第11条の規定による昭和62年度分の国民健康保険税の減額については、なお従前の例による。

附 則（平成元年6月22日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項の次に1項を加える改正規定及び附則第3項の規定は、平成2年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）第2条、第4条、第11条及び附則第2項の規定は、平成元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和63年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第5項の規定は、平成2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成2年3月29日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例第7条第1項の規定は、平成2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成3年6月24日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第11条第2号の規定は、平成3年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（平成4年6月26日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする改正規定及び附則第3項の規定は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例第2条、第4条及び第11条の規定は、平成4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の宮崎市国民健康保険税条例附則第6項の規定は、平成5年度分までの国民健康保険税については、なおその効力を有する。

附 則（平成5年6月24日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第11条第2号の規定は、平成5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成6年6月23日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条及び第11条の規定は、平成6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年6月21日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条、第11条及び附則第2項の規定は、平成7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年6月28日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条から第4条の2まで、第8条及び第11条並びに附則第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年6月25日条例第56号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第2条及び第11条の規定は、平成9年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成8年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年12月25日条例第64号)

この条例は、平成10年1月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月26日条例第7号抄)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、(中略)第2条の規定は、平成10年4月1日から施行する。
- 3 第2条の規定による改正後の宮崎市国民健康保険税条例附則第6項の規定は、平成10年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成9年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年6月26日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第8項を削る改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第11条の規定は、平成10年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成9年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 前項に定めるものを除き、平成10年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年12月27日条例第38号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成12年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成11年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月31日条例第48号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成12年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成11年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年 3 月29日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成13年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成12年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年 3 月30日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例附則第 7 項の規定は、平成14年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成13年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年 7 月 5 日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成16年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成15年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年12月13日条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成15年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成14年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年 3 月20日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成15年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成14年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年 3 月31日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、平成16年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例 (以下「新条例」という。) 第 2 条及び第13条の規定は、平成15年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成14年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第 8 項及び第 9 項の規定は、平成16年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成15年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

- 4 改正前の宮崎市国民健康保険税条例第14条の規定は、平成16年度分までの国民健康保険税については、なおその効力を有する。

附 則 (平成16年 3 月31日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の附則第 3 項及び第 4 項の規定は、平成17年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成16年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成17年 3 月22日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成17年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成16年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月20日条例第161号）

この条例は、平成18年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月31日条例第49号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項から附則第10項までの改正規定（附則第 7 項の改正規定（「第 5 項」を「附則第 9 項」に改める部分に限る。）を除く。）は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成18年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成17年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成19年 3 月30日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成19年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月27日条例第41号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

（宮崎市国民健康保険税条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第 2 条の規定による改正後の宮崎市国民健康保険税条例第11条第 1 項の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月27日条例第44号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項及び第 5 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 次項に定めるものを除き、改正後の宮崎市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第18条の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

- 4 平成19年10月 1 日において、平成19年度分の国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付（国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成19年政令第324号。以下「改正令」という。）第 2 条の規定による改正後の地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する老齢等年金給付をいう。）の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（平成20年 4 月 1 日までの間において、年齢65歳に達するものを含み、災害その他の特別な事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他改正令附則第 3 条第 1 項に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。）について、平成20年 4 月 1 日から同年 9 月30日までの間において健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第16条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第718条の 2 第 2 項に規定する特別徴収対象年金給付（以下「特別徴収対象年金給付」という。）が支払われる場合においては、それぞれの支払に係る国民健康保険税の額として、当該特別徴収対象被保険者に係る支払回数割保険税額の見込額（当該額によ

ることが適当でない認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。)を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

- 5 前項の支払回数割保険税額の見込額は、当該特別徴収対象被保険者に対して課する平成19年度分の国民健康保険税の額に相当する額として改正令附則第3条第2項の規定により算定した額を当該特別徴収対象被保険者に係る特別徴収対象年金給付の平成20年度における支払の回数で除して得た額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額)とする。

附 則(平成20年4月30日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則(平成21年12月25日条例第102号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第2項の次に1項を加える改正規定、附則第3項の改正規定(同項を附則第4項とする部分に限る。)、附則第4項の改正規定(同項を附則第5項とする部分に限る。)、附則第5項の改正規定(同項を附則第6項とする部分に限る。)、附則第6項の次に見出し及び1項を加える改正規定、附則第6項の改正規定(「とあるのは」を「とあるのは、」に改める部分を除く。)、附則第7項の改正規定(「附則第35条の3第13項」を「附則第35条の3第11項」に改める部分及び「とあるのは」を「とあるのは、」に改める部分を除く。)、附則第8項の改正規定(同項を附則第10項とする部分に限る。)、附則第9項の改正規定、附則第10項の改正規定(同項を附則第12項とする部分に限る。)、附則第11項の改正規定(同項を附則第13項とする部分に限る。)、附則第12項の改正規定(同項を附則第14項とする部分に限る。)並びに附則第13項及び第14項の改正規定 平成22年1月1日

- (2) 附則に見出し及び2項を加える改正規定 平成22年3月23日

- (3) 附則第3項の改正規定(「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加える部分に限る。)及び附則第4項の改正規定(同項を附則第5項とする部分を除く。) 平成22年4月1日

- (4) 附則第8項の改正規定(「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加える部分に限る。) 平成23年1月1日

- (5) 前各号に掲げる改正規定以外の改正規定及び次項の規定 公布の日

(経過措置)

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例第23条の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成20年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月30日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月31日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第13項及び第14項の改正規定については、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月30日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成24年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成23年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年7月6日条例第33号抄)

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条第1項の改正規定及び附則第4条の規定 平成25年1月1日

(2) (略)

附 則 (平成25年3月30日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月18日条例第41号)

改正

平成27年3月20日条例第2号

平成27年12月21日条例第69号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第14項の改正規定 平成28年1月1日

(2) 附則第3項、第6項及び第7項の改正規定、附則第8項及び第9項を削り、附則第10項を附則第8項とする改正規定、附則第11項を削り、附則第12項を附則第9項とし、附則第13項を附則第10項とする改正規定、附則第14項を附則第11項とする改正規定、附則第15項の前の見出しを削り、同項を附則第12項とし、同項の前に見出しを付し、附則第16項を附則第13項とする改正規定並びに附則第17項の前の見出しを削り、同項を附則第14項とし、同項の前に見出しを付し、附則第18項を附則第15項とし、附則第19項を附則第16項とする改正規定 平成29年1月1日

(経過措置)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

- 3 この条例(附則第1項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月31日条例第80号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月20日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日条例第43号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月21日条例第69号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月27日条例第53号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年 1 月 1 日から施行する。

（宮崎市国民健康保険税条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第 2 条の規定による改正後の宮崎市国民健康保険税条例附則第10項及び第11項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第12条第 5 項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第 2 項に規定する特例適用利子等又は同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第12条第 6 項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

附 則（平成29年 3 月31日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成30年 3 月30日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし、第25条第 1 項第 3 号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 3 条から第11条まで及び第23条の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成30年 3 月31日条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成31年 3 月30日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 25 日 条例第 21 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 31 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日 条例第 26 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 12 月 25 日 条例第 52 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 23 条及び附則第 2 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 18 日 条例第 35 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の附則第 4 項及び第 5 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 宮崎市国民健康保険税の減免に関する規則

平成19年3月30日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市国民健康保険税条例（昭和35年条例第4号。以下「条例」という。）第25条第1項の規定による国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免について、必要な事項を定めるものとする。

(減免の基準)

第2条 市長は、納税義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める額を減免するものとする。

(1) 災害（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第27号に規定する災害をいう。以下同じ。）により特に著しい被害を受け、保険税の納付が困難であると認められるとき 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 災害により地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第292条第1項第10号に規定する障害者となった場合 災害が発生した日の属する月から起算して1年を経過するまでの間の保険税の額（以下「税額」という。）（当該期間が当該日の属する年度の翌年度にわたる場合は、各年度における月数に応じて月割で計算した額の合計額）に10分の9を乗じて得た額

ロ 災害により納税義務者（その世帯に属する被保険者を含む。）の所有に係る住宅（その者の居住に係るものをいう。）又は家財（以下「住宅等」という。）につき、災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）がその住宅等の評価額の合計額の10分の3以上であるもので、世帯主及び当該世帯に属する被保険者（以下「世帯主等」という。）の前年中の法第292条第1項第13号の合計所得金額の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下である場合 災害が発生した日の属する月から起算して1年を経過するまでの間の税額（当該期間が当該日の属する年度の翌年度にわたる場合は、各年度における月数に応じて月割で計算した額の合計額）に、次の表に定める割合を乗じて得た額

前年中の合計所得金額による区分	住宅等が受けた損害の割合	減免の割合
500万円以下のもの	10分の3以上10分の5未満	2分の1
	10分の5以上	10分の10
750万円以下のもの	10分の3以上10分の5未満	4分の1
	10分の5以上	2分の1
1,000万円以下のもの	10分の3以上10分の5未満	8分の1
	10分の5以上	4分の1

ハ 災害による農作物の減収損失額の合計額（農作物の減収価額から農業災害補償法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額）が、平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上である場合で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるとき（当該合計所得金額のうち、農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。） 当該年度分の保険税のうち、災害を受けた日以後の納期に係る税額に、前年中の合計所得金額に占める農業所得の割合及び次の表に定める割合を乗じて得た額

前年中の合計所得金額による区分	減免の割合
300万円以下のもの	10分の10
400万円以下のもの	10分の8
550万円以下のもの	10分の6
750万円以下のもの	10分の4
1,000万円以下のもの	10分の2

- (2) その世帯に属する被保険者が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第59条の規定により療養の給付等の制限を受けているとき 療養の給付等が制限されている期間の当該被保険者に係る税額に相当する額
- (3) 被保険者の所得が失業（定年退職、早期退職及び優遇退職制度によるもの並びに自発的都合退職及び自己の責めに帰すべき事由による解雇を除く。）、休業、廃業、疾病、負傷等予期することのできない理由により激減し、世帯主等の当該年中の合計所得金額の見積額（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条第2項第1号に規定する基本手当が給付された場合その他の非課税所得を含む。以下同じ。）が前年中の合計所得金額の10分の5以下に減少すると認められる場合で、前年中の合計所得金額が400万円以下であり、納税が著しく困難であると認められるとき 当該年度分の保険税のうち、申請日以後の保険税に係る所得割額に、次の表に定める割合を乗じて得た額

前年中の合計所得金額による区分	当該年中の合計所得金額の見積額	減免の割合
200万円以下のもの	前年中の合計所得金額の10分の3以上 10分の5以下	2分の1
	前年中の合計所得金額の10分の3未満	10分の10
300万円以下のもの	前年中の合計所得金額の10分の3以上 10分の5以下	4分の1
	前年中の合計所得金額の10分の3未満	2分の1
400万円以下のもの	前年中の合計所得金額の10分の3以上 10分の5以下	8分の1
	前年中の合計所得金額の10分の3未満	4分の1

- (4) その世帯に属する被保険者が条例第25条第1項第3号に該当する者であるとき 次に掲げる額の合計額
- イ 当該被保険者に係る所得割額
- ロ 資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間の当該被保険者に係る被保険者均等割額（条例第23条各号の規定により被保険者均等割額が減額されているときは、減額前の額とする。）に、次の表に定める割合を乗じて得た額（当該世帯が同条第1号又は第2号に該当する場合を除く。）

世帯の区分	減免の割合
条例第23条各号のいずれにも該当しない世帯	10分の5
条例第23条第3号に該当する世帯	10分の3

- ハ 資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間の当該世帯に係る世帯別平等割額（条例第23条各号の規定により世帯別平等割額が減額されているときは、減額前の額とする。）に、次の表に定める割合を乗じて得た額（当該世帯が条例第25条第1項第3号に該当する者のみで構成される世帯に限り、当該世帯が条例第5条第1号の特定世帯又は条例第23条第1号若しくは第2号に該当する場合を除く。）

世帯の区分	減免の割合
条例第23条各号のいずれにも該当しない世帯	10分の5
条例第23条第3号に該当する世帯	10分の3
条例第5条第1号の特定継続世帯であって、条例第23条各号のいずれにも該当しないもの	10分の2.5
条例第5条第1号の特定継続世帯であって、条例第23条第3号に該当するもの	10分の1

- 2 納税義務者が前項各号の2以上の号に該当するときは、減免の額が最も高いものを適用する。
- 3 第1項に定めるもののほか、市長が特に必要と認める者については、その者の実情に応じて減免することができる。

(減免の取消し)

第3条 市長は、虚偽その他の不正の行為により保険税の減免を受けた者がある場合においては、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度以後の年度分の保険税から適用する。  
(清武町の編入に伴う経過措置)
- 2 清武町の編入の日前に、清武町国民健康保険税減免に関する規則(平成14年清武町規則第11号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。
- 3 清武町であった区域における保険税の減免の基準については、平成21年度分までに限り、この規則の規定にかかわらず、清武町国民健康保険税減免に関する規則の例による。  
(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者等に係る保険税の減免の特例)
- 4 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。)の影響により収入が減少した者等に係る保険税の減免については、第2条第1項第3号の規定にかかわらず、市長が別に定めるところによる。

附 則(平成20年4月30日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行し、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則(平成22年3月19日規則第20号)

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年12月26日規則第111号)

この規則は、公布の日から施行し、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則(平成30年3月30日規則第37号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税の減免に関する規則の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税の減免について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税の減免については、なお従前の例による。

附 則(平成30年12月28日規則第72号)

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第27号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税の減免に関する規則の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税の減免について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税の減免については、なお従前の例による。

附 則(令和2年6月26日規則第74号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年4月30日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 宮崎市国民健康保険運営基金条例

昭和42年3月14日条例第4号

(設置)

第1条 国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、宮崎市国民健康保険運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、前年度の国民健康保険特別会計歳入歳出決算剰余金の2分の1を下らない額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実、かつ、有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、特別会計又は一般会計において財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて（国民健康保険特別会計事業勘定については、利子不要とする。）基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 市長は、第1条に規定する目的のために必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 昭和41年度に限り積み立てる額は、予算に定める額とする。

附 則（昭和46年7月15日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（平成12年3月28日条例第8号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月5日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第8号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 宮崎市国民健康保険はり・きゅう・あんま施術規則

昭和39年6月30日規則第14号

(目的)

第1条 この規則は、宮崎市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）第6条の規定に基づく保健事業として行うはり・きゅう・あんまの施術（以下「施術」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(施術の範囲)

第2条 国民健康保険指定はり・きゅう・あんま施術担当者（以下「施術担当者」という。）が行う施術の範囲は、末しょう神経疾患又は運動器疾患（現に当該疾患により国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第36条の規定による療養の給付又は同法第54条の規定による療養費の支給を受けているものを除く。）とする。

(施術の制限)

第3条 施術は、同一被保険者について1日1回とし、年間（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）60回を限度とする。

(施術担当者の指定)

第4条 施術担当者は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長が指定する。

- (1) はり師免許、きゅう師免許又はあん摩マッサージ指圧師免許を有する者
- (2) 宮崎市又は東諸県郡内に施術所を有する者
- (3) 次に掲げる施術団体（以下「団体」という。）のいずれかに所属する者又は団体に所属しない者で別に定める誓約書を提出し、市長が適当と認めたもの
  - ア 宮崎市保険鍼灸マッサージ師会
  - イ 宮崎市郡鍼灸師会
  - ウ 一般社団法人宮崎県マッサージ師会
- (4) 宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者でない者

2 前項の指定を受けようとする者は、別に定める申請書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) はり師免許証、きゅう師免許証又はあん摩マッサージ指圧師免許証の写し
- (2) 施術所開設届出済証の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、施術担当者を指定したときは、施術担当者として指定する旨の証（以下「施術担当者の証」という。）及び標示板を交付する。

4 施術担当者は、第2項に規定する申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(施術担当者の表示)

第5条 施術担当者は、施術所内に施術担当者の証を掲示するとともに、公衆の見やすい所に標示板を掲出しなければならない。

(施術録の備付け等)

第6条 施術担当者は、施術の内容を明らかにするため別に定める施術録を備え必要な事項を記載するとともに、当該施術録を2年間保存しなければならない。

(報告徴収等)

第7条 市長は、施術料負担金の支給に関し、施術担当者及び団体に対し報告を徴し、関係書類の提出を求め、又は実地に調査を行うことができるものとする。

(施術担当者の辞退)

第8条 施術担当者を辞退しようとするときは、施術担当者の証及び標示板を添えて別に定める書面により市長に届け出なければならない。

(施術担当者の指定取消し又は停止)

第9条 市長は、施術担当者が次の各号のいずれかに該当する場合は、施術担当者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定を停止することができる。

- (1) 第4条第1項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- (2) この規則の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が施術担当者として不相当と認めたとき。

(施設利用者証の請求等)

第10条 被保険者が施術を受けようとするときは、その被保険者の属する世帯の世帯主は、別に定める申請書により施設利用者証の交付を受けなければならない。この場合において、市長は、当該世帯に属する者が国民健康保険税を滞納しているときは、施設利用者証の交付をしないことができる。

2 施設利用者証の有効期限は、毎年3月31日とする。

3 前項の規定にかかわらず、国民健康保険税を滞納している世帯主及び当該世帯主と同一の世帯に属する被保険者に係る施設利用者証について、市長は、前項に規定する期限より前の期限を定めることができる。

4 被保険者は、施術を受けるときは被保険者証及び施設利用者証を施術担当者に提出しなければ施術を受けることができない。

5 施術担当者が被保険者から施術を求められたときは、被保険者証及び施設利用者証によりその者が施術を受ける資格があることを確かめたのち施術を行わなければならない。

(施術料金)

第11条 施術担当者は、施術料金を施術所の見やすい所に掲示しておかななければならない。

2 施術を受けた被保険者は、施術料金から次条第1項に規定する施術料負担金の額を差し引いた額を施術担当者に支払わなければならない。

(施術料負担金の支給)

第12条 被保険者が施術を受けたときは、施術料負担金として施術1回につき1,200円(当該施術料金が1,200円を下回る場合にあつては、当該施術料金)を支給する。

2 前項に規定する施術料負担金の支給は、施術担当者に支払うことによつて行う。

(施術料負担金の請求等)

第13条 前条第2項の規定により施術料負担金の支払を受けようとする施術担当者は、別に定める請求書に明細書を添付して、当該施術担当者の所属する団体を経由して市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受理した場合において、内容を審査し、相当と認めたときは、当該団体を経由して施術料負担金を当該施術担当者に支払うものとする。

3 前2項の規定は、団体に所属しない施術担当者で第4条第1項の規定による指定を受けたものについて準用する。この場合において、第1項中「当該施術担当者の所属する団体を経由して市長」とあるのは「市長」と、前項中「当該団体を経由して施術料負担金」とあるのは「施術料負担金」と読み替えるものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和39年7月1日から施行する。

(佐土原町等の編入に伴う経過措置)

2 佐土原町、田野町及び高岡町の編入の日前に、佐土原町国民健康保険はり、きゅう、あんま、マッサージ施術規則(昭和47年佐土原町規則第14号)、田野町国民健康保険はり、きゅう施術規則(昭和48年田野町規則第3号)及び高岡町国民健康保険はり、きゅう又はあんま施術規則(平成6年高岡町規則第15号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

(清武町の編入に伴う経過措置)

- 3 清武町の編入の日前に、清武町国民健康保険はり、きゅう又はあんま施術規則（昭和47年清武町規則第13号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（昭和42年6月1日規則第8号）

この規則は、昭和42年6月1日から施行する。

附 則（昭和44年5月30日規則第11号）

この規則は、昭和44年6月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月31日規則第15号）

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年5月27日規則第13号）

この規則は、昭和49年6月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月31日規則第7号）

- 1 この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

- 2 この規則施行の際、現に存するこの規則による改正前の宮崎市国民健康保険はり・きゅう施術規則（昭和39年規則第14号）に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取りつくり使用することができる。

附 則（昭和51年7月14日規則第18号）

この規則は、昭和51年8月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月31日規則第8号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年5月29日規則第20号）

この規則は、昭和53年6月1日から施行する。

附 則（昭和54年2月26日規則第2号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月30日規則第9号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月23日規則第8号）

- 1 この規則は、昭和57年4月1日（以下「施行日」という。）から公布する。
- 2 この規則による改正後の規則の規定は、施行日以後に受けた施術について適用し、施行日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年3月24日規則第14号）

- 1 この規則は、昭和58年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の第10条第2項の規定は、施行日以後に受けた施術について適用し、施行日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年3月29日規則第10号）

- 1 この規則は、昭和60年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の第10条第2項の規定は、施行日以後に受けた施術について適用し、施行日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年3月31日規則第5号）

- 1 この規則は、昭和61年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の第10条第2項の規定は、施行日以後に受けた施術について適用し、施行日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則（平成2年3月29日規則第6号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第3条の規定は、平成2年4月1日（以下「施行日」という。）以後に受けた施術について適用し、施行日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月20日規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第10条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に受けた施術について適用し、同日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月23日規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第10条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に受けた施術について適用し、同日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月28日規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第10条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に受けた施術について適用し、同日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則（平成6年9月30日規則第34号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月20日規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第10条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に受けた施術について適用し、同日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則（平成9年9月18日規則第30号）

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成10年3月26日規則第11号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月25日規則第2号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第19号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第12条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に受けた施術について適用し、同日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月28日規則第120号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成19年2月27日規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月29日規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年 3 月19日規則第21号）

この規則は、平成22年 3 月23日から施行する。

附 則（平成22年 6 月29日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日規則第19号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第12条第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後に受けた施術について適用し、同日前に受けた施術については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成27年 9 月18日規則第73号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年 9 月24日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（平成30年 3 月30日規則第48号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある既存の規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成31年 2 月 1 日規則第 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規則（以下「新規則」という。）第12条の規定は、この規則の施行の日以後の施術に係る施術料負担金について適用し、同日前の施術に係る施術料負担金については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則第 4 条第 1 項の規定による指定を受けている施術担当者は、新規則第 4 条第 1 項の規定による指定を受けた施術担当者とみなす。

4 この規則の施行の際現にある改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則の相当規定により使用されている書類とみなす。

5 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。





宮崎県国民健康保険イメージキャラクター  
「オレンジくん」



宮崎市観光イメージキャラクター  
ミッシちゃん

宮崎市国民健康保険の概要

令和3年度版(令和2年度実績)

発行 令和3年9月

編集 宮崎市税務部国保年金課  
国保収納課

〒880-8505

宮崎市橘通西一丁目1番1号